

平塚市地域防災計画

— 地震災害対策計画 — (改訂素案 (案))

目 次

[総 則]

第 1 章 地震災害対策の計画的推進

第 1 節 計画の目的及び位置付け

- 1 計画の目的及び基本方針 1
- 2 計画の位置付け、構成等 3

第 2 節 本市の概況

- 1 自然的条件 5

第 3 節 地震被害の想定

- 1 被害想定のおえ方 8
- 2 被害想定結果 9
- 3 地震災害対策計画策定のための条件 18

第 4 節 地震防災に関する調査等の推進

- 1 地震防災に関する調査等の実施 19
- 2 結果の公表とその活用 19

第 5 節 計画の効果的推進

- 1 効果的推進のための点検と把握 19
- 2 計画の修正 19

第 6 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務

- 1 平塚市 20
- 2 神奈川県 20

3	指定地方行政機関	2 1
4	指定公共機関	2 3
5	指定地方公共機関	2 4
6	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	2 4
7	自衛隊	2 5
8	市民、自主防災組織、事業所	2 6

[地震災害]

第2章 減災に向けたまちづくり

第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	2 7
	【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】	
第2節	防災空間の確保	2 8
	【まちづくり政策部、都市整備部】	
第3節	公共施設の安全対策、防災機能の強化	2 9
	【企画政策部、防災危機管理部、総務部、土木部、関係部局】	
第4節	津波対策	3 2
	【防災危機管理部、産業振興部、まちづくり政策部、都市整備部、土木部】	
第5節	崖崩れ対策等の推進	3 4
	【防災危機管理部、まちづくり政策部、土木部、消防署】	
第6節	ライフラインの安全対策	3 6
	【各事業者】	
第7節	液状化対策	3 7
	【防災危機管理部、まちづくり政策部】	
第8節	危険物施設等の安全対策	3 8
	【消防本部】	
第9節	建築物等の安全確保対策	3 9
	【防災危機管理部、まちづくり政策部、社会教育部、消防本部、各事業者】	

第3章 平常時の対策

第1節	災害時情報の収集・提供体制	4 1
	【企画政策部、防災危機管理部、市民部、教育委員会、関係部局】	
第2節	災害対策本部等組織体制	4 5
	【防災危機管理部、関係部局】	
第3節	救急・救助、消火活動体制	4 6
	【防災危機管理部、消防本部】	
第4節	県警察・第三管区海上保安本部の取組み	4 8
	【県警察、第三管区海上保安本部】	
第5節	避難対策	4 9
	【防災危機管理部、公営事業部、福祉部、環境部、教育委員会】	
第6節	帰宅困難者対策	5 1
	【防災危機管理部、都市整備部、関係部局、各事業者】	
第7節	要配慮者等への対策	5 2
	【防災危機管理部、福祉部、各事業者】	
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	5 4
	【防災危機管理部、都市整備部、学校教育部、施設管理者】	
第9節	医療・救護・防疫対策	5 6
	【防災危機管理部、福祉部、健康・こども部、環境部、消防本部、市民病院、医療機関】	
第10節	教育対策	5 9
	【教育委員会】	
第11節	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	6 0
	【防災危機管理部、まちづくり政策部、土木部】	
第12節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	6 2
	【企画政策部、防災危機管理部、まちづくり政策部】	
第13節	ライフラインの応急復旧対策	6 4
	【土木部、各事業者】	
第14節	広域応援体制等	6 5
	【防災危機管理部、都市整備部、関係部局】	
第15節	自主防災組織等地域防災体制	6 7
	【防災危機管理部、消防本部】	

第16節	災害ボランティア活動の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	【防災危機管理部、市民部、監査委員事務局】	
第17節	防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	【防災危機管理部、消防本部、関係部局】	
第18節	防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	【防災危機管理部、健康・こども部、教育委員会、消防本部、関係部局、各事業者】	
第19節	業務継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	【防災危機管理部、産業振興部】	

第4章 災害時の応急対策

第1節	災害対策本部の設置と運営【各関係部、各防災関係機関】	
1	災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	77
2	災害対策本部の組織等・・・・・・・・・・・・・・・・	79
3	災害対策本部の設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・	80
4	初期対応班配備職員・・・・・・・・・・・・・・・・	80
5	職員の動員・配備・・・・・・・・・・・・・・・・	80
6	災害対策本部会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・	82
7	災害対策本部の応急対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	83
8	災害対策戦略室の設置、運営・・・・・・・・・・・・・・・・	87
第2節	公共施設の応急対応【総合対策部、各関係部、施設の所管部】	
1	各公共施設の措置・・・・・・・・・・・・・・・・	89
2	施設の応急使用・・・・・・・・・・・・・・・・	89
3	施設職員の配備・・・・・・・・・・・・・・・・	90
4	指定管理者制度導入施設の措置・・・・・・・・・・・・・・・・	90

第3節 災害時情報の収集と伝達

【総合対策部、総務部、医療救護部、土木復旧部、避難部、病院部、消防部、各関係部、公共施設勤務職員、東日本電信電話(株)、(株)湘南平塚コミュニティ放送、湘南ケーブルネットワーク(株)、総務省関東総合通信局、各電気通信事業者、ライフライン関係機関、輸送関係機関、報道関係機関、平塚土木事務所、平塚警察署、各病院、他防災関係機関】

1	通信対策	9 2
2	災害広報	9 3
3	災害状況等情報の収集及び報告	9 7
4	安否情報対策	1 0 3

第4節 救急・救助、消火及び医療救護活動

【総合対策部、医療救護部、病院部、消防部、県平塚保健福祉事務所、平塚市医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、日本赤十字社神奈川県支部】

1	救急・救助、消火	1 0 7
2	医療救護活動	1 1 1

第5節 避難対策

【総合対策部、医療救護部、住宅・公園部、建築判定部、避難部、消防部、病院部、神奈川県、平塚警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊、水防管理者、各事業所、各催物主催者、施設管理者、自主防災組織】

1	避難措置	1 1 6
2	帰宅困難者の対策	1 2 0
3	避難所の開設	1 2 1
4	避難所の運営	1 2 1
5	福祉避難所の開設と運営	1 2 4
6	仮設住宅等応急住宅対策	1 2 5

第6節 津波対策

【総合対策部、住宅・公園部、避難部、土木復旧部、消防部、平塚市漁業協同組合、県警察、湘南ケーブルネットワーク(株)、(株)湘南平塚コミュニティ放送】

1	津波警報・注意報の種類と津波予報区	1 2 7
2	津波情報	1 2 8

- 3 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報の受理伝達 ・ ・ 1 2 8
- 4 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報発表時対策 ・ ・ 1 2 8

第7節 災害廃棄物等の処理対策

【環境衛生部、建築判定部、土木復旧部、避難部、県動物保護センター、民間委託し尿収集業者、協定締結事業者】

- 1 災害廃棄物等の処理 ・ ・ ・ ・ ・ 1 3 1
- 2 死亡小動物の収集処理及び放浪犬等の保護収容 ・ ・ ・ ・ ・ 1 3 3

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

【総合対策部、医療救護部、環境衛生部、避難部、病院部、消防部、民間委託消毒業者、県平塚保健福祉事務所、平塚警察署、平塚市医師会、平塚歯科医師会、日本赤十字社神奈川県支部、自衛隊、自主防災組織】

- 1 保健衛生 ・ ・ ・ ・ ・ 1 3 4
- 2 防疫対策 ・ ・ ・ ・ ・ 1 3 4
- 3 遺体対策等 ・ ・ ・ ・ ・ 1 3 5

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

【総合対策部、救援対応部、総務部、食料部、給水部、住宅・公園部、ボランティア部、避難部、県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者、防災関係民間団体等、ボランティア団体、神奈川県、関東農政局神奈川県拠点】

- 1 給水対策 ・ ・ ・ ・ ・ 1 3 9
- 2 食料供給対策 ・ ・ ・ ・ ・ 1 4 3
- 3 生活必需物資等供給対策 ・ ・ ・ ・ ・ 1 4 8
- 4 関係各部が連携した供給 ・ ・ ・ ・ ・ 1 5 1

第10節 教育対策

【避難部、住宅・公園部、教育施設】

- 1 実施機関 ・ ・ ・ ・ ・ 1 5 3
- 2 児童等の安全確保 ・ ・ ・ ・ ・ 1 5 3
- 3 市の教育施設の応急復旧対策 ・ ・ ・ ・ ・ 1 5 3
- 4 応急教育の実施 ・ ・ ・ ・ ・ 1 5 4

第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【総合対策部、総務部 食料部、給水部、医療救護部、環境衛生部、土木復旧部、避難部、消防部、各関係部、県公安委員会、平塚警察署、国土交通省横浜国道事務所、神奈川県平塚土木事務所、中日本高速道路(株)東京支社小田原保全・サービスセンター、神奈川県、自衛隊、(一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター、(一社)平塚建設業協会、平塚市漁業協同組合、(一社)神奈川県タクシー協会、日本郵便(株)、神奈川中央交通西(株)平塚営業所】

- 1 道路交通の応急対策 1 5 5
- 2 輸送対策 1 5 7
- 3 障害物の除去対策 1 6 0

第12節 県警察・第三管区海上保安本部の取組み

【神奈川県警察、第三管区海上保安本部、総合対策部、総務部、医療救護部 住宅・公園部、土木復旧部、ボランティア部、避難部、消防部】

- 1 県警察による応急対策 1 6 3
- 2 第三管区海上保安本部による応急対策 1 6 4
- 3 市災害対策本部との関係 1 6 5

第13節 ライフラインの応急復旧活動

【東京電力パワーグリッド(株)平塚支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、県企業庁平塚水道営業所、平塚市土木部、東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅、神奈川中央交通(株)、日本通運(株)西神奈川支店、(一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター、(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会、総合対策部、その他関係部】

- 1 情報連絡及び連携体制の確保 1 6 6
- 2 各関係機関等の応急対策 1 6 7

第14節 自主防災組織等の活動

【各関係部、市民、事業所等、自主防災組織、防災関係民間団体等】

- 1 市民、事業所等 1 6 8
- 2 自主防災組織 1 6 8
- 3 防災関係民間団体等 1 6 9

第15節 災害ボランティアの活動

【ボランティア部、各関係部、市民、事業所等、自主防災組織、防災関係民間団体等、社会福祉協議会】

- 1 災害時ボランティアネットワークセンターの設置及び運営
・・・ 172
- 2 災害多言語支援センターの設置及び運営
・・・ 174

第16節 広域的応援体制

【総合対策部、救援対応部、食料部、各関係部、神奈川県、指定地方行政機関、相互応援協定都市、他の地方公共団体、自衛隊】

- 1 行政機関に対する応援要請
・・・ 175
- 2 自衛隊に対する災害派遣要請
・・・ 179
- 3 海外からの支援の受入れ
・・・ 182

第17節 災害救助法関係

【総合対策部、総務部、食料部、給水部、医療救護部、建築判定部、住宅・公園部、土木復旧部、避難部、各関係部】

- 1 災害救助法の適用基準
・・・ 183
- 2 救助の種類及び期間等
・・・ 183
- 3 災害救助法の適用手続き
・・・ 184
- 4 災害救助活動の記録及び事務処理
・・・ 184

第18節 二次災害の防止活動

【総合対策部、救援対応部、環境衛生部、建築判定部、住宅・公園部、土木復旧部、神奈川県建築物震後対策推進協議会、（一社）平塚建設業協会等】

- 1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策
・・・ 186
- 2 被災建造物等の安全措置
・・・ 188
- 3 倒壊家屋等の解体・撤去対策
・・・ 189

第5章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興体制の整備

【各関係部、神奈川県】

- 1 庁内組織の設置
・・・ 191

2	人的資源の確保	191
---	---------	-----

第2節 被災状況の調査

【各関係部、ライフライン等関係機関、神奈川県、社会福祉協議会】

1	市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を 決定するための調査	192
2	応急住宅対策に関する計画を作成し実施するための調査	192
3	復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査	192

第3節 被災者生活支援

【各関係部、ライフライン等関係機関、神奈川県、社会福祉協議会】

1	罹災証明書等の発行	195
2	生活再建支援	196

第4節 計画的な災害復旧・復興対策

【各関係部、ライフライン等関係機関、神奈川県、社会福祉協議会】

1	災害復旧計画及び災害復興計画策定の基本方針	200
2	災害復旧計画の策定	200
3	財源の確保	200
4	激甚災害の指定	201
5	災害復興計画の策定	204
6	市街地の復興	204
7	都市基盤施設等の復旧・復興対策	205
8	地域経済の復興支援	205

[東海地震]

第6章 東海地震に係る地震防災強化計画

第1節 計画の目的及び基本方針

- 1 計画の目的及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207

第2節 予防対策

- 1 緊急整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
- 2 地震防災応急計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
- 3 東海地震に関連する情報に関する知識の普及・・・・・・・・・・ 208

第3節 警戒宣言発令時等対策

- 1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応・・・・・・・・ 209
- 2 地震災害警戒本部の設置及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
- 3 東海地震注意情報・東海地震予知情報発表時対策・・・・・・・・ 212
- 4 警戒宣言発令時対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 214

[南海トラフ地震]

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

- 1 推進計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
- 2 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務・・・・・・・・ 229

第2節 関係者との連携協力の確保

- 1 資機材、人員等の配備手配・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
- 2 他機関に対する応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
- 3 帰宅困難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1	津波からの防護	2 3 1
2	津波に関する情報の伝達等	2 3 1
3	避難指示（緊急）の発令基準	2 3 1
4	避難対策等	2 3 1
5	消防機関等の活動	2 3 2
6	水道、電気、ガス、通信	2 3 2
7	交通	2 3 2
8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	2 3 3

第4節 防災訓練計画

1	防災訓練に関する事項	2 3 4
---	------------	-------

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1	地震防災上必要な教育及び広報	2 3 4
---	----------------	-------

[総則]

第 1 章

地震災害対策の計画的推進

第1節 計画の目的及び位置付け

1 計画の目的及び基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、本市域に係る地震災害対策に関し、減災に向けたまちづくり、平常時の対策、災害時の応急対策、災害復旧・復興対策等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

また、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎とします。

(2) 計画の基本方針

ア 地震防災対策整備の視点

この計画は、策定にあたり東日本大震災、阪神・淡路大震災、平成28年熊本地震の教訓等を踏まえ、基本的に次のような視点に立っています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 地震被害の最小化2 市民の安心・安全の確保 |
|--|

イ 地震防災対策整備の基本方針

(ア) 基本方針の策定

上記の視点に立った新たな防災対策を確立するには、平時から災害に強いまちづくりを推進することに加え、行政や防災関係機関の危機管理体制の強化、さらには国・県等関係機関の応援協力体制の整備などが必要とされますが、特に大規模な地震災害に関しては、行政対応に一定の限界が生ずることが明らかであり、地域住民等の防災対策への積極的な参加と協力が不可欠となります。

この計画は、こうした観点から行政、関係機関及び市民等が一体となった地域ぐるみでの地震防災体制を構築することを主眼としていますが、この認識の一層の徹底と、本計画の統一的かつ実効ある推進を期するため、以下のとおり本市の地震防災に関する基本方針を設定します。

(イ) 基本方針

a 大規模災害に備えた体制の整備

大規模災害発生時においては、行政自体の被災も想定され、多大な機能低下に陥ってしまう可能性があります。しかし、そのような状況下で、行政機能を高く維持していくためには、限られた人的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に災害対応を実施していく必要があることから、各種対策に係る体制を整備します。

b 実践的かつ即応性の高い対策の整備

現実性を重視し、市民の目線に立った実践的な対策を整備するとともに、津波対策のように災害状況に応じた適時適切な対応の重要性から、時間的な切迫性を踏まえた即応性の高い対策を整備します。

c 市民、企業、関係団体と一体になった対策の整備

災害時における行政の対応能力には限界があり、減災対策を確実に推進していくためには、自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」との密接な連携が不可欠となることから、市民、企業、関係団体と一体になった対策を整備します。

(ウ) 重点対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波対策を始めとした重点対策を進めてきましたが、平成28年熊本地震が発生し、新たな課題や教訓も散見されました。そこで、東日本大震災以降の重点対策の進捗や課題を踏まえて、以下の重点対策を設定します。

a 津波対策の充実

神奈川県津波浸水予測図を踏まえ、護岸整備等のハード対策を促進するとともに、的確な避難情報の発令や避難誘導、津波避難計画の策定等のソフト対策の推進により、津波対策を充実します。

b 避難対策の充実

避難所以外の避難者の把握等情報収集体制の強化や自主防災組織や地域住民と連携した避難体制の確保など避難対策を充実します。

c 物資の調達、供給体制の強化

物資供給を円滑に行うため、物流事業者との協定締結や災害対策本部の関係部班の連携を強化するなど、物資の調達、供給体制を強化します。

d 災害対策本部組織の強化

迅速な情報共有及び連携による意思決定によって、効率的な対策の実施を可能とする災害対策本部の戦略的な機能を強化します。

2 計画の位置付け、構成等

(1) 計画の位置付け

この計画は、本市域における地震災害に対する基本的な対応策を定めるもので、平塚市防災会議が策定する「平塚市地域防災計画」の「地震災害対策計画」とします。

なお、本計画は、災対法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づき、地震災害に関して本市及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

(2) 他の計画等との関係

ア 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画等の防災関係計画との関連、整合に配慮したものです。

イ 市の総合計画との関係

この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」に位置付け、実施するものとします。

ウ 市及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、本計画を基に、災害対策本部の各部及び各防災関係機関において別に定めるものとします。

(3) 計画の構成及び内容

構 成		内 容
総則	地震災害対策の計画的推進	計画の目的及び基本方針の他、地震被害の想定、計画の効果的推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務等について定めます。
地震災害	減災に向けたまちづくり	地震災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるために必要な事前対策等について定めます。
	平常時の対策	地震災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために平常時に行う対策について定めます。
	災害時の応急対策	地震発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、本市災害対策本部及び防災関係機関が行う応急対策等について定めます。
	災害復旧・復興対策	災害復旧・復興対策及び市民の生活安定のための緊急措置等について定めます。

東海地震	東海地震に係る地震防災強化計画	東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合等において、本市、防災関係機関及び市民等がとるべき措置等について定めます。
南海トラフ地震	南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等について定めます。

第2節 本市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積等

位 置	東 端	東経 139 度 22 分 32 秒
	南 端	北緯 35 度 18 分 43 秒
	西 端	東経 139 度 14 分 19 秒
	北 端	北緯 35 度 24 分 14 秒
面 積	67.88平方キロメートル	
距 離	東 西	約12.45 キロメートル
	南 北	約10.20 キロメートル
	周 囲	54,150 メートル
	海岸線延長	約4キロメートル

(2) 地勢

本市は、神奈川県のおぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約65分のところに位置します。東方は、相模川（馬入川）を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川（花水川）をはさんで大磯町に隣接しています。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇方をなしています。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっています。

(3) 地形及び地質

本市は、相模川、金目川が相模湾に注ぐ相模平野に在り、地形は概ね平坦となっています。中央平坦部は湘南砂丘の一環として幾条かの低列を有し、東部及び中央北部と西部丘陵地にそって、相模川、渋田川、鈴川、金目川沿岸に沖積地が広がっています。

土地の標高は、中央部より東西に向かって千分の一位の緩い勾配をなすとともに、南に向かって緩やかな傾斜をなし、概ね4メートルから10メートルの標高です。西部丘陵地は海拔50メートルから180メートルです。

また、地質は沿岸隆起による沖積層と河川の運搬による砂礫層よりなっています。

(4) 海底地形

平塚沖の海底地形は、水深50メートル程度までは比較的単調な地形となっているものの、それより深くなると、特に水深100メートル以上で急激に深くなった地形となっています。

(5) 気象（平成23年から平成27年）

本市は、日本海流の影響をうけるため温暖な海洋性の気候となっています。1～2月の寒冷期の気温でさえも平均気温4～7度であり、冬も割合温暖です。また、7～8月の盛夏期

では平均気温25～28度で比較的涼しいです。

雨量は年間平均1,600ミリ程度で、季節的にみると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ないです。

湿度は梅雨期から夏期にかけて高く、冬期から春先にかけては乾燥しています。

風向については南西又は北東の微風が吹き、特に冬の乾燥期に西方又は北西からの強風が吹くことがあります。また、台風が本土に上陸又は接近するのは、7月～9月が多いです。

(6) 活断層

平塚周辺の大磯丘陵などにはいくつかの活断層があることが知られています。伊勢原台地の西縁に直線的に延びる崖沿いには伊勢原断層が走っており、高麗山山塊の北側を、出縄小松製作所付近から万田・高根・山下にかけては小向断層が走っています。また、その他大磯丘陵の東縁沿いに、公所から根坂間にかけて公所断層、根坂間断層、日向岡断層が走っています。

これらの活断層の活動履歴等を明らかにするためには、詳細な断層調査が必要であり、伊勢原断層については平成7年度～平成8年度に神奈川県が調査を実施しましたが、今後は、県等が実施した断層調査の結果等を踏まえ、必要な対策を検討していく必要があります。

○ 伊勢原断層調査結果概要

ア 実施年度、主体…平成7年度～平成8年度、県調査

イ 長さ…約13キロメートル

ウ 最新活動時期…約300～2,050年前

エ 再来間隔…約3,300～5,000年

オ 調査結果…最大マグニチュード7程度の地震を起こす可能性があります。次の活動時期までには千数百年以上の時間があると推定されます。

(7) 地盤

相模川の下流域に発達する平塚市の平野は相模平野と呼ばれ、海浜に形成された砂州・砂丘地帯からなる南部の海岸平野と、相模川水系及び金目川水系の河川によって形成された北部の河成平野とに大きく分けられます。

砂州・砂丘地帯は、豊田一真土以南・花水川一渋田川以東の地域で、東西方向に連なる微高地と凹地が十数列平行しています。現在でも砂丘は平塚八幡宮、中原日枝神社、真土神社などに微高地として、凹地は総合公園付近から南原へ走る下田排水路（ヘルシーロード）沿い、市庁舎のある平塚八幡宮背後、平塚八幡宮前の国道1号沿いなどに低地として残っています。

河成平野は豊田一真土以北・花水川以西に広がる地域で、相模川や金目川により形成された自然堤防とその背後の氾濫原（後背湿地）からなっており、自然堤防は集落として、その背後の氾濫原は水田地帯として古くから利用されてきました。

こうした平野の地形は、表層の地盤がどんな地層から成っているかを表しており、砂州・砂丘は砂、自然堤防は砂～砂質シルト、堤間凹地・後背湿地・谷底平野・旧河道は砂質シルト～泥より成っています。厚い泥から成る所は水はけが悪く水分を多量に含み、軟弱地盤となり、地震の揺れも大きくなります。

(8) 急傾斜地

本市は比較的平坦な地域が多いが、北西部及び西部地域には丘陵があり、これらの丘陵は地質的に脆弱であるうえ、近年、宅地造成等の都市化も進んでいます。

こうした状況から、一部の地区にあっては集中豪雨による場合のみならず、地震の場合にも崖崩れ災害の発生の危険性が考えられます。

国土交通省においては、こうした崖崩れの災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）

や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）により、総合的急傾斜地対策を講じていますが、本市においてもこれら法律に基づき、急傾斜地の崩壊の未然防止と被害の軽減を期するため、県がその実態を調査し、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等の指定をしています。

【関係資料】

13-1 社会的条件

第3節 地震被害の想定

1 被害想定のお考え方

(1) 被害想定目的

地震の被害想定は、対象とする地域に発生すると考えられる地震の特徴を過去の地震等から特定し、発生時間や気象条件等を一定の条件にし、なおかつ対象地域の地勢、土地利用、人口密度、都市施設の状況、産業の立地状況等を前提にして、そこで地震が発生した場合の被害の様相を想定するものであり、その被害を最小限にするための減災対策をはじめ、その被害状況に応じた応急対策や復旧対策を事前に検討するに当たっての基礎資料等とするものです。

(2) 県における被害想定調査の経過

神奈川県では、昭和57～60年度、平成3～4年度及び阪神・淡路大震災後の平成9～10年度及び平成19～20年度に地震被害想定調査を実施しています。

平成27年5月公表の地震被害想定調査では、平成23年3月に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れて行いました。さらに、神奈川県の自然的条件、都市環境等の社会的条件及び産業構造の特性等も加味して、神奈川県に影響を及ぼす地震による地震動の大きさや構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定しました。

(3) 国における大規模地震防災・減災対策大綱の策定の経過

中央防災会議では、これまで、地震防災対策の検討に当たっては、繰り返し発生している、発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定し、それぞれの地震について行った被害想定を踏まえて、下記の地震対策大綱を策定し、対策を推進してきました。

- ・東海地震対策大綱（平成15年5月策定）
- ・東南海・南海地震対策大綱（平成15年12月策定）
- ・首都直下地震対策大綱（平成17年9月策定、平成22年1月修正）
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱（平成18年2月策定）
- ・中部圏・近畿圏直下地震対策大綱（平成21年4月策定）

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。このため、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととなり、平成24年4月に発足した中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、近い将来発生が懸念される南海トラフの海溝型地震を対象に、最大クラスの巨大地震・津波の地震動・津波高等の推計、被害の想定を行い、平成25年5月に、事前防災から災害発生時対応、復旧・復興に至る総合的な対策について最終報告として取りまとめられました。

また、首都直下地震についても平成25年12月に、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等を対象に、地震動・津波高等の推計、被害の想定及び最終報告が取りまとめられ、このうち、同年11月に制定された「首都直下地震対策特別措置法」に規定する緊急対策推進基本計画において、緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針に関する

る内容が記載されることとなりました。

一方、これまでの地震対策大綱に記載していた、今後の課題として検討すべき項目、個別の具体的な施策は、各地震に共通の内容が多く、特別措置法で定める地震防災対策推進地域等の地域に関わらず、今後、防災・減災のための大規模地震対策として一体的に進めていく必要があるものです。このため、これまで策定してきた地震対策大綱を統合するとともに、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告において明らかになった検討課題等を追加し、平成26年3月に新たに大規模地震防災・減災対策大綱としてとりまとめられました。

(4) 本計画における被害想定の方

本計画の基礎となる被害想定は、平成27年5月に公表された県の被害想定を基本としていますが、本計画に基づく各種具体の対象を検討するに当たっては、これらの調査結果に加え、必要に応じて本市の自然的・社会的特性等を考慮するものとします。

なお、国及び県が今後、被害想定調査を実施した場合は、必要に応じて、その結果に則した被害想定の見直しを行うものとします。

2 被害想定結果

県は、被害の量的・地理的な状況や、発生 of 切迫性などを考慮して、6地震を選定しました。また、参考地震として、発生確率が極めて低く、県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震を5地震選定しました。県の被害想定に基づく、本市域に係る被害想定 of 概要は以下のとおりです。

(1) 想定地震

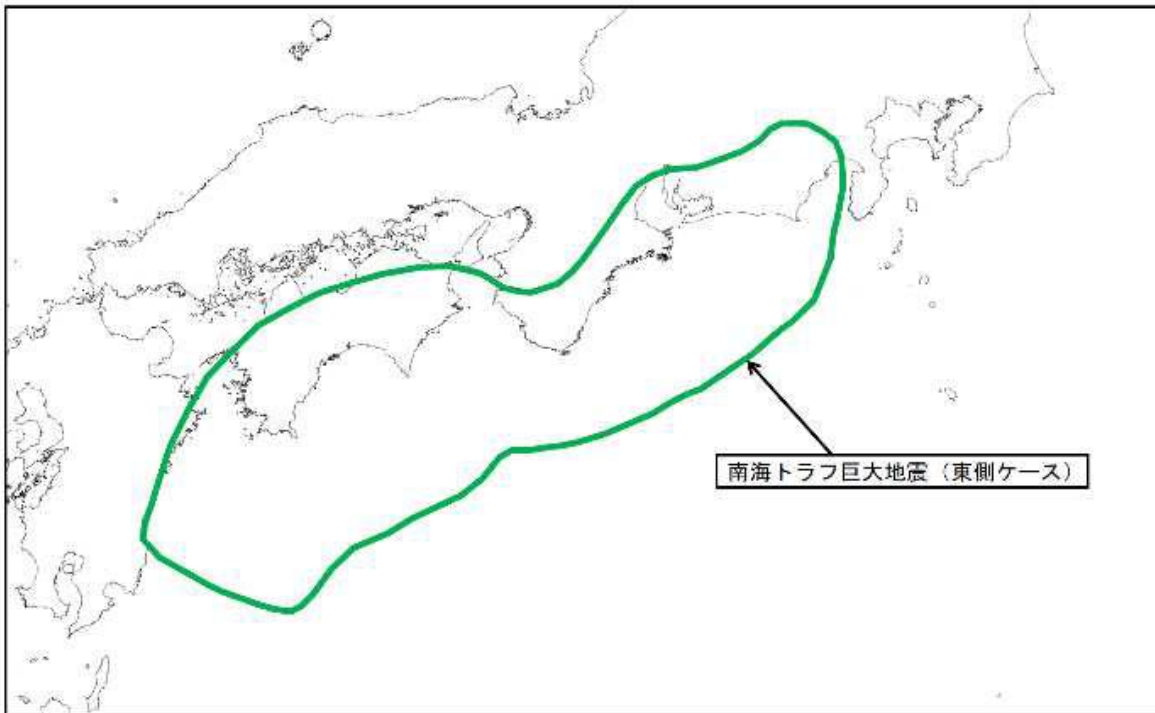
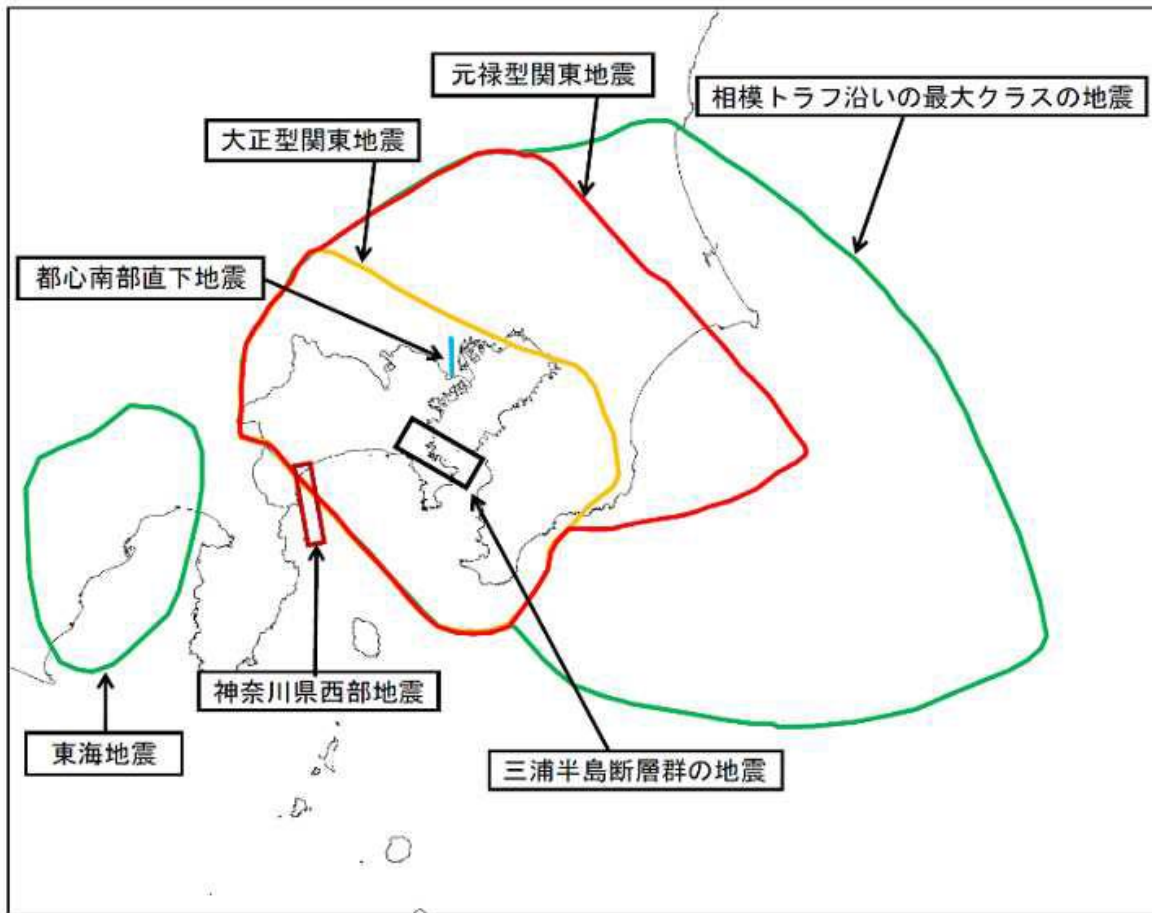
想定地震	説	明
都心南部直下地震		首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としました。
三浦半島断層群の地震		三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。
神奈川県西部地震		神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。

東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0 の地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震としました。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2 の地震です。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震としました。
元禄型関東地震 (参考)	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。1703 年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7 の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
慶長型地震 (参考)	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5 の正断層型の地震です。平成24 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

<p>明応型地震 (参考)</p>	<p>南海トラフから錢洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。</p>
<p>元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震(参考)</p>	<p>相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震とされていた、「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」の断層モデルの一部を、最新の知見を基に変更した地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。</p>

(平成27年神奈川県地震被害想定調査による)

震源断層モデル（震源断層域）の位置



(平成27年神奈川県地震被害想定調査による)

(2) 想定条件

No	想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される最大震度	発生確率
1	都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%)
2	三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内6~11%
3	神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)
4	東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)
5	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)
6	大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0%~5% (2百年から4百年の発生間隔)
7	元禄型関東地震(参考)	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)
8	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	8.7	全県で震度7	30年以内ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔)
9	慶長型地震(参考)	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	(評価していない)
10	明応型地震(参考)	8.4	想定していない (津波による被害をのみ想定)	(評価していない)
11	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	(評価していない)

想定 条件	季節	冬	冬	夏
	日	平日	平日	平日
	発生時間	18時	5時	12時
	風速	5.644m/s	5.644m/s	6.157m/s
	風向	北北東	北北東	南

※風速、風向の観測点は「辻堂」

(平成27年神奈川県地震被害想定調査による)

(3) 震度ランクの予測、建築物、人的等の被害想定

		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	慶長型地震(参考)	明応型地震(参考)	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)	
モーメントマグニチュード(Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7	8.5	8.4	8.3	
震度ランク		5強～6弱	5弱～6弱	5弱～5強	5強	5強	6強～7	6強～7	7	-	-	-	
建物被害	全壊数(棟)	500	*	*	30	70	21,700	21,840	27,180	40	*	470	
	半壊数(棟)	4,400	120	210	230	480	14,400	14,770	13,990	800	40	1,310	
火災被害	出火数箇(所)	*	0	0	*	*	100	100	120	-	-	-	
	焼棟数(棟)	400	0	0	0	0	8,650	8,650	10,230	-	-	-	
死傷者数	死者数(人)	20	0	20	*	*	1,220	2,100	3,550	20	*	1,780	
	重症者数(人)	30	*	*	*	*	600	610	800	*	0	30	
	中等者数(人)	360	20	50	50	60	3,960	4,020	5,010	10	0	180	
	軽症者数(人)	620	40	80	70	110	4,210	4,270	4,970	*	*	180	
避難者数	1日目～3日目(人)	9,750	260	470	600	1,130	159,680	160,950	177,440	-	-	-	
	4日目～1週間後(人)	9,750	260	470	600	1,130	159,680	160,950	177,440	-	-	-	
	1ヶ月後(人)	9,750	260	420	540	1,070	134,850	135,110	153,500	-	-	-	
避難者	高齢者	高齢者数(人)	880	20	40	50	100	14,440	14,560	16,050	-	-	-
		要介護者数(人)	270	*	10	20	30	4,490	4,530	4,990	-	-	-
	断水人口	高齢者数(人)	0	0	0	0	0	22,640	22,640	23,140	-	-	-
		要介護者数(人)	0	0	0	0	0	7,040	7,040	7,200	-	-	-
	家屋被害	高齢者数(人)	1,490	50	70	90	170	12,520	12,340	13,880	-	-	-
		要介護者数(人)	460	10	20	30	50	3,900	3,840	4,320	-	-	-
帰宅困難者数	直後(人)	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	-	-	-	
	1日後(人)	0	0	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	-	-	-	
	2日後(人)	0	0	0	0	0	20,200	20,200	20,200	-	-	-	
自力脱出困難者(要救出者)(人)		20	0	0	0	0	4,450	4,450	5,990	-	-	-	

ライフライン	上水道	断水人口(後直人)	9,260	30	20	40	130	250,310	250,310	255,780	-	-	-
	下水道	機能支人口(人)	8,950	2,800	4,060	4,200	4,290	39,910	39,910	46,770	-	-	-
	都市ガス	供給停止件数(戸)	2,490	0	0	0	0	46,030	46,030	46,030	-	-	-
	LPガス	供給支障件数(戸)	600	0	0	0	0	1,260	1,260	1,260	-	-	-
	電力	停電軒数	157,800	*	157,800	157,800	157,800	157,800	157,800	157,800	-	-	-
	通信	不通回数(回線)	92,750	*	92,680	92,680	92,680	94,510	94,540	94,940	-	-	-
エレベータ停止台数(台)			250	*	30	30	30	260	260	260	-	-	-
災害廃棄物量(万トン)			26	*	1	1	3	487	490	591	-	-	-

※ 冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ *：わずか(計算上0.5以上10未満) 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

※ 慶長型地震(参考)、明応型地震(参考)、元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)は、津波による被害のみ想定。

(平成27年神奈川県地震被害想定調査による)

(4) 津波想定

津波は、県が国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波については、想定外をなくすという考えのもと、予測を見直し「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による津波浸水予測図を平成27年に公表し、この見直した予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるよう重ね合わせた津波浸水想定図を作成し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく、津波浸水想定を設定しました。

本市では、津波浸水想定をもとに津波高さが最大となる「元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震」、浸水域が最大となる「相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」を最大クラスの津波として想定しています。

ア 津波高さが最大となる地震

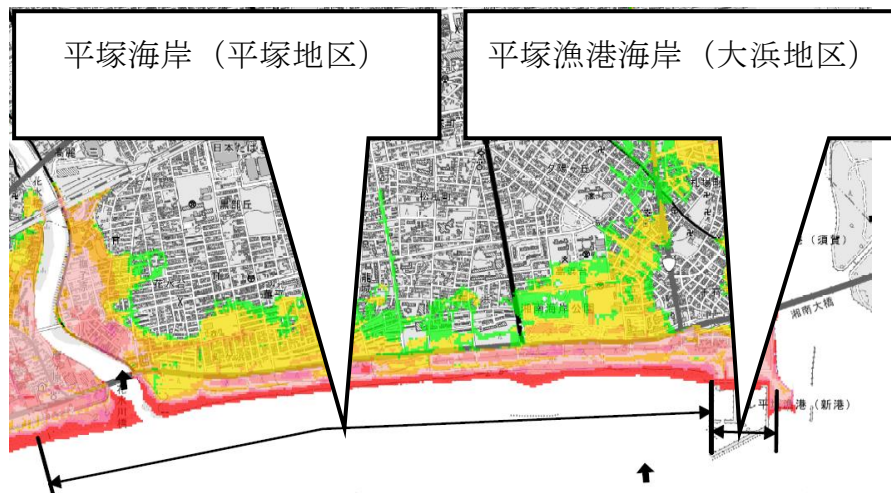
想定地震	最大津波高さ	最大波到達時間	地点
元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震	9.6m	6分	平塚海岸(平塚地区)

※地点は平成27年神奈川県津波浸水予測図による(図1)

イ 浸水域が最大となる地震

想定地震	最大浸水面積
相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)	2.0km ²

※図1 平成27年神奈川県津波浸水予測図による地点



(5) その他の被害想定

ア 液状化現象

液状化現象とは、水分を含んだ砂質土から成る地盤が、地震の振動により揺られて液体のようになり、地盤がその強さを失うことです。これにより、建築物が傾いたり、地盤が沈下したり泥水が噴き出したりすることがあります。

砂地盤の液状化現象が注目され始めたのは、昭和39年の新潟地震からのことであり、平成7年の阪神・淡路大震災では、埋立地である神戸ポートアイランド・六甲アイランドが埠頭等を中心に液状化による大きな被害を受けました。また、平成16年の新潟県中越地震では、液状化による地面の陥没によってマンホールの浮き上がり現象が見られました。平成23年の東日本大震災では、千葉県や茨城県でも液状化被害が発生しました。神奈川県においては、大正12年の関東大地震の際に、相模川の河口部、横浜市の低地部、川崎市の多摩川流域に液状化が生じた記録があります。

県の被害想定では、液状化の危険度を250メートルメッシュ（四方）ごとに5段階（「極めて高い」「高い」「低い」「かなり低い」「液状化対象外」）で想定しており、本市域における液状化は西部丘陵地域では想定されていませんが、それ以外の市域では、メッシュ毎に想定の違いがありますが、液状化が想定されています。

イ 崖崩れ

本市は、比較的平坦な地域が多いが、北西部及び西部地区に丘陵があり、これらの丘陵は地質的に脆弱であり、都市化の影響により開発が進み宅地造成等が行われたため、一部の地区（急傾斜地法に基づき知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定した土屋、南金目、片岡、万田、岡崎地区の8か所4.83ヘクタール）においては集中豪雨ばかりでなく、大規模な地震によっても崩壊の危険性があります。

県の被害想定では、本市域における急傾斜地崩壊による被害予測は次のとおりです。

単位：棟

地震の名称	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)
全壊棟数	*	0	0	0	0	*	*	*
半壊棟数	10	0	0	0	0	20	20	20

*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

（平成27年神奈川県地震被害想定調査による）

3 地震災害対策計画策定のための条件

地震発生の切迫性は、想定する地震によって数十年から数百年以上と幅があり、より切迫性の高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には、数百年先に発生する可能性のある地震についても対策を講じて災害に強いまちづくりを目指していきます。

本市においては、切迫性が高い地震のうち最も大きい被害が想定される都心南部直下地震と想定地震のうち最も大きい被害が想定される大正型関東地震を対策の対象とします。

ただし、津波避難対策については、2千年から3千年若しくはそれ以上と発生頻度は極めて低いですが、市民の生命を守るため、最大クラスの津波を対象として対策を行い、ソフト対策とハード対策の効果的な組み合わせにより津波対策を進めます。

本市においては、浸水域が最大となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」と津波高さが最大となる「元禄関東地震タイプと国府津 - 松田断層帯の連動地震」を対策の対象とします。

対象とする想定地震	対策の主眼
都心南部直下地震	短期的に対応が必要な対策を推進
大正型関東地震	長期的に対応が必要な対策を推進
相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル） 元禄関東地震タイプと国府津 - 松田断層帯の連動地震	最大クラスの津波に対応するために必要な津波避難対策を推進

第4節 地震防災に関する調査等の推進

1 地震防災に関する調査等の実施

神奈川県では、平成25年度及び26年度に地震被害想定調査を実施しました。今後、新たな津波浸水予測図に基づく被害想定調査を実施するとともに、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適宜、新たな被害想定調査が実施されます。

現在の本市の地域防災計画は、この県や国の調査結果に基づいており、今後とも県や国が実施する調査、研究の結果を基本的に踏まえます。

2 結果の公表とその活用

(1) 結果の公表

国、県及び本市が実施した調査等の結果については、必要に応じて市民、関係機関に公表するものとしますが、公表に際しては適切な説明を行うなど、誤解等が生じないように配慮します。

(2) 結果の活用

ア 本市及び防災関係機関は、公表された調査等の結果を十分に把握し、分析し、所管する防災関係対策の整備等に資するものとします。

イ 市民等は、公表された調査等の結果を十分に認識し、自己の防災対策に役立てるものとします。

第5節 計画の効果的推進

1 効果的推進のための点検と把握

この計画の推進に当たっては、総合計画等との調整を行いつつ、市民ニーズを的確に把握し、実施していきます。また、毎年度、次の点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、地震防災対策のより一層の充実を図ります。

(1) 計画に位置付けた「今後の取組みの方向」の実施状況の点検

(2) 地震防災対策を取り巻く環境の変化の把握

2 計画の修正

この計画は、本市を取り巻く社会情勢の変化や防災環境の変化等を踏まえ、常に実情に沿った計画とするため、災対法第42条の規定に基づき、毎年上記にある実施状況の点検等を行い、必要があると認めるときは県、関係機関等と協議、調整を行った上で修正をします。

第6節 防災関係機関等の責務と処理すべき 事務又は業務

防災力の向上のためには、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関がそれぞれの責務を果たし、相互に協調した取り組みを行うことが基本です。また、減災を促進するための自助・共助の取り組みを実践するため、市民、自主防災組織、事業所は、自ら災害に備え、防災訓練等の防災対策を積極的に推進します。

1 平塚市

平塚市は、地震防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、次の防災活動を実施します。

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 地震災害対策の組織の整備、地震防災に関する調査研究、教育及び訓練
- (3) 地震防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (5) 避難所の整備及び避難対策
- (6) 消防、水防、その他の応急措置
- (7) 地震災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する救助及び救護措置
- (9) 地震災害時における給水、保健衛生、文教及び交通等の災害応急対策並びに災害復旧・復興対策措置
- (10) 本市内にある公共的団体及び住民防災組織の育成、指導
- (11) 協定の締結による円滑な応急対策活動の実施
- (12) 早期に平常業務を実現することにより、市民の日常生活等に支障をきたさないようにするための計画の策定及び推進
- (13) その他、地震災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 神奈川県

神奈川県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、若しくは災害の規模が大きく市町村が単独で処理することが不可能と認められるとき、あるいは防災活動の内容について統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を要する場合などに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、その調整を行います。

- (1) 湘南地域県政総合センター
 - ア 所管区域(市町)及び県機関の被害状況の収集
 - イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整
 - ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集
 - エ 県内市町村の相互応援に関する連絡調整
 - オ その他必要な災害応急対策
- (2) 平塚土木事務所
 - ア 地震災害時における市内の県管理の河川及び道路・橋りょう等の応急対策
 - イ 市内の県管理の河川及び道路・橋りょう等の被害調査及び災害復旧
- (3) 平塚保健福祉事務所
 - ア 発災時の医療機関の被災状況等の把握、避難所、救護所の開設状況、負傷者の受け入れ情報等の把握
 - イ 県医療救護本部への応援要請と配分された医療チーム等の管内の医療機関、避難所及び救護所等への配分の調整
 - ウ 災害時における管内の保健衛生対策
 - エ 被災地及び集団避難場所等における感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疫学調査及び健康診断の実施
- (4) 企業庁平塚水道営業所
 - ア 地震災害時における飲料水の確保
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 市が行う応急給水活動への協力
- (5) 平塚警察署
 - ア 被災地の警備・交通対策
 - イ 被害状況調査及び災害広報
 - ウ 死体の検視等

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

- (1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集
 - イ 応急食料・物資の支援に関すること
 - ウ 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること
 - エ 輸出証明に関すること
 - オ 関係職員の派遣に関すること
- (2) 海上保安庁第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 港湾の状況等の調査研究
 - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
 - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - カ 活動体制の確立
 - キ 船艇、航空機等による海難救助等
 - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送

- ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- コ 要請に基づく、防災機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- サ 排出油等の防除等
- シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- セ 海上における治安の維持
- ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (4) 総務省関東総合通信局
 - ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
 - イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
- (5) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象・洪水・高潮・波浪・地震津波・火山現象に関する特別警報、警報、注意報及び情報の関係機関への伝達
 - イ 特別警報、警報、注意報等の伝達体制の整備
 - ウ 気象災害の発生に関する調査の実施
 - エ 気象観測の実施及び観測施設の維持管理
 - オ 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画担当への助言
 - カ 風水害等に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
 - キ 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
 - ク 火山現象予警報等の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施
- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - ウ 被災労働者の労働災害補償等
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 国土地理院関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視
- (8) 国土交通省関東地方整備局
 - ア TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）派遣
 - イ リエゾン派遣

4 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社平塚駅
 - ア 鉄道、軌道施設の整備
 - イ 地震災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 地震災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 東日本電信電話株式会社神奈川事業部
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 日本通運株式会社西神奈川支店
 - ア 地震災害対策用物資の輸送確保
 - イ 地震災害時の応急輸送対策
- (4) 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 地震災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 東京ガス株式会社
 - ア ガス供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生時の応急対策
- (6) 日本郵便株式会社平塚郵便局
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無料交付
 - ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- (7) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ 救援物資の備蓄及び配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- (8) 日本銀行横浜支店
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要 請
 - オ 各種措置に関する広報
- (9) 中日本高速道路株式会社東京支社小田原保全・サービスセンター
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧

5 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 神奈川中央交通株式会社
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 地震災害時の応急輸送対策
- (2) (一社) 神奈川県トラック協会県央サービスセンター
 - ア 地震災害対策用物資の輸送確保
 - イ 地震災害時の応急輸送対策
- (3) (公社) 神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会
 - ア ガス供給施設の耐震設備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施します。また、県、市、その他防災関係機関の地震防災活動に協力します。

【公共的団体】

- (1) 平塚市医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会
 - ア 医療等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医薬器材の提供
- (2) 平塚商工会議所
 - ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 湘南農業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - エ 被災組合員に対する融資、あつ旋
- (4) (一社) 平塚建設業協会
 - ア 市が行う障害物除去等の応急対策への協力
 - イ その他、災害復旧への協力
- (5) 平塚管工事業協同組合
 - ア 被災地に対する飲料水の確保への協力
 - イ その他、災害復旧への協力
- (6) 平塚市漁業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあつ旋
 - ウ 漁船、漁具、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (7) 湘南ケーブルネットワーク株式会社 (SCN)
 - ア 市が行う災害広報活動への協力
 - イ 市民の生活関連情報の収集、報道

- (8) 株式会社湘南平塚コミュニティ放送(FM湘南ナパサ)
 - ア 市が行う災害広報活動への協力
 - イ 市民の生活関連情報の収集、報道
- (9) 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
 - ア 市が行う被災者の応急救護対策への協力
 - イ 市及び自主防災組織等が行う避難行動要支援者対策への協力
 - ウ ボランティア団体が行うボランティア活動の支援
 - エ その他、被災者の生活援護
- (10) その他、公益財団法人平塚市まちづくり財団等の市の関連団体
 - 市が行う災害応急対策への協力

【防災上重要な施設の管理者等】

- (1) 病院等医療施設の管理者
 - ア 施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 地震災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 地震災害時における病人等の受け入れ及び保護
 - エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (2) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導
- (3) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
- (4) 学校法人
 - ア 避難所（施設）の整備及び避難訓練の実施
 - イ 地震災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (5) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

7 自衛隊

自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行います。また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧
 - ア 被害状況の把握
 - イ 避難者の救助
 - ウ 遭難者等の捜索活動
 - エ 水防活動及び消防活動
 - オ 道路又は水路の啓開
 - カ 応急医療、救護及び防疫
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 炊飯及び給水

- ケ 救援物資の無償貸与又は譲与
 - コ 危険物の保安及び除去
 - サ その他、災害の状況により必要な救援活動
- (2) 平塚市地域防災計画にあわせた防災訓練の実施

8 市民、自主防災組織、事業所

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めます。また、自主防災組織は、進んで防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は、組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力します。事業所は、防災対策に取り組み、地域との連携を積極的に推進します。

- (1) 市民
- ア 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び家屋の耐震・安全対策
 - イ 出火防止、初期消火活動の協力
 - ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
 - エ 被災者の救出、救護活動の協力
 - オ 自主防災組織活動への協力
 - カ その他必要な災害応急対策業務への協力
- (2) 自主防災組織
- ア 防災訓練の実施等平常時における地震災害に関する予防活動
 - イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
 - ウ 出火防止及び初期消火活動
 - エ 被災者の救出、救護活動
 - オ 地域における被害情報等の収集、伝達
 - カ 警戒宣言が発せられた場合の防災活動
 - キ 避難所運営委員会への参画
 - ク その他災害時において特に災害対策本部長等から要請のあった応急活動
- (3) 事業所
- ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保
 - イ 従業員の食料、飲料水等の備蓄と、消火、救出救助のための資機材の整備
 - ウ 帰宅困難時の事業所における従業員の保護
 - エ 従業員の防災訓練や防災に関する研修等の実施
 - オ 地震対策責任者を定め、地震災害時の従業員の責務、行動を明確化
 - カ 市民及び自主防災組織との連携による地域における地震防災活動への参加体制の整備
 - キ 地震災害時の、市民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、消火、救出救護、応急手当、避難誘導等の実施
 - ク 早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定
 - ケ その他、地震災害時における、災害対策活動への協力

[地震災害]

第 2 章

減災に向けたまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

《現状》

- 本市は豊かな自然環境に恵まれ、平塚駅を中心に人口や産業の集積が進み、湘南地域の中核都市として発展してきました。
- 災害に強い都市基盤の整備を推進するため、都市マスタープラン等の土地利用計画や市街地の整備を進めています。
- 本市は市域全体が都市計画区域となっており、市街化区域が約46パーセント、市街化調整区域が約54パーセントとなっています。
- 昭和62年に用途地域の見直しにあわせ、また、大震法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることを踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるため、防火・準防火地域を大幅に拡大変更しました。防火地域は約90ヘクタール（商業地域の全部）です。また、準防火地域は約1,910ヘクタール（第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域及び近隣商業地域の全部、第一種中高層住居専用地域及び準工業地域の一部）となっています。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査（官民境界確定）を行っています。

《課題》

- 災害に強いまちづくりや安心・安全なまちづくりを望む市民の声が高まっており、その対応が必要とされています。
- 無秩序な市街化を抑制し、密集市街地については土地区画整理事業等により都市基盤整備の推進や、地区計画制度等の活用により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 地籍調査を着実に進めていく必要があります。

《今後の取組みの方向》

- 1 災害に強いまちづくり【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】
だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくりを目指して、「災害危険を軽減する土地利用への転換」、「災害を防御し、安全な避難を可能とする都市施設の再整備」に取り組みます。
- 2 開発許可制度による規制、誘導【まちづくり政策部】
無秩序な市街化による生活環境の悪化や災害を防止するための観点から、開発行為を行う者に対して的確な指示、指導を行うとともに、当該行為等に起因する災害の発生を防止し、又は軽減するための必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正的確な規制、誘導を行います。
- 3 計画的な土地利用【まちづくり政策部、都市整備部】
土地区画整理事業や地区計画制度の導入により、災害に強い市街地整備の一層の推進を図ります。
- 4 都市防災の推進【まちづくり政策部】
「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「都市防災に関する都市計画の方針」に基づき、災害に強いまちづくりを目指すとともに、必要に応じ、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえた都市防災基本計画づくり等を検討します。
- 5 地籍調査の推進【土木部】
大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的情報の整備のため、地籍調査を推進します。

第2節 防災空間の確保

《現状》

- 本市には公園緑地として280か所、141.67ヘクタールを開設しています（平成29年3月31日現在）。
- 湘南海岸公園や八幡山公園等を広域避難場所として指定しています。
- 本市のほぼ中央部に位置する平塚市総合公園は、30.3ヘクタールの面積を有し、防災資機材等を備蓄する他、救援物資の受入れを行う等本市の総合防災基地としての役割を担っているほか、県の広域防災活動拠点としての役割も担っています。

《課題》

- 公園や緑地は防災上重要な役割を担っていることから、住宅密集地である市街地及びその周辺では緑地や公園の確保を図ることが必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 防災機能を考慮した公園整備【都市整備部】
公園、緑地等を整備する際は、災害時の防災機能を考慮します。
- 2 緑地の確保【都市整備部】
災害時の避難路を補完する緑道の整備や街路樹、グリーンベルトの整備、民有地の緑化を促進します。
- 3 中心市街地における空間の確保【まちづくり政策部、都市整備部】
特に中心市街地においては、市街地再開発事業や総合設計制度により、緊急時のオープンスペースの確保に努めます。

【関係資料】

- 3-39 広域避難場所及び指定避難道路

第3節 公共施設の安全対策、防災機能の強化

《現状》

- 市庁舎は災害対策活動の中核となることから、災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように免震構造を採用し、非常用発電設備などを設置しています。また、災害時に市役所を訪れる市民及び市内在勤在学の方々等のための情報提供の場や一時的に退避する場としての機能を備えています。
- 市立小中学校の校舎及び体育館の耐震補強は平成24年度に終了しています。
- 道路及び橋りょうは、単に交通機能のみにとどまらず、災害時には避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たす他、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有していることから、防災に配慮した整備に努めています。
- 下水道施設については、新設管は耐震化を実施しています。
- 公共施設の非構造物（天井・照明器具等）の落下や剥離の危険性が指摘されています。
- 公共施設については、指定管理者による管理施設が増えています。

《課題》

- 避難所においては、避難行動要支援者等さまざまな避難者を考慮した施設整備が必要となっています。
- 県立高校については、大規模耐震補強が必要な校舎棟の工事は終了していますが、体育館等の耐震補強工事が必要となっています。
- 震災時においてその機能が十分確保できるような道路、橋りょうの整備に努める他、特に幅員4メートル未満の狭あい道路については、震災時の避難、救命・救助活動又は消防活動等の支障となることから、改善が必要です。
- 災害時の救急活動や支援物資の運搬などが円滑に進むよう、リダンダンシーの確保を国、県に対し働きかける必要があります。
- 耐震構造になっていない下水道施設については、早期の改善が必要です。
- 公共施設の耐震化とともに、非構造物の耐震化を進めていく必要があります。
- 指定管理者による管理施設について、災害時に備えた体制の強化が必要です。
- 大規模な停電や通信・情報システムの断絶に備え、早期復旧に向けた事業者との協力関係の構築が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 予備施設の確保【防災危機管理部】

災害対策本部は市庁舎本館に設置されますが、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合には平塚市美術館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。

2 施設の整備及び点検【関係部局】

ユニバーサルデザイン化を進め、避難の安全性を確保するため、各種設備の定期的な点検・整備を行います。

- (1) 各施設は、次に掲げる設備等について、平常時から定期的に点検・整備を行い、必要なものは、計画的に修理、更新等を行います。

- ア エレベーター設備等
- イ 冷暖房設備
- ウ 受水槽

- エ 消防用設備等
- オ 発電設備
- カ 放送・通信設備

- (2) 各施設は、施設の実情に応じて、施設等の点検・整備方法や応急修理・復旧等の対策について、あらかじめ実施する項目や担当者を決めるなど、施設の応急機能の確保について定めておきます。
- 3 備品等の転倒・落下防止措置及び窓ガラス等飛散防止措置【関係部局】

災害時における公共施設内の利用者の安全を確保するため、備品等の転倒・落下防止措置及び窓ガラス等の飛散防止に必要な措置を行います。

 - (1) 転倒・落下防止措置

施設内のロッカー、書棚、書庫、その他備品類等について転倒防止措置を行うとともに、看板等の落下の危険がある設備についても防止措置を行います。
 - (2) 窓ガラス等飛散防止措置

窓ガラスなど地震により飛散のおそれがあるものについては、飛散防止フィルムや強化ガラスなどにより、飛散防止措置を行います。
- 4 電算機器類（コンピュータ等）の保全措置【企画政策部】

災害時に電算機器類が使用不可能になると、日常業務や復旧業務に多大な支障を来すおそれがあることから、予備電源設備の確保、さらに機器類（ハード）の応急対応等の保全措置を行います。また、電算管理されている各種データについても、定期的にバックアップを取り、保全措置を行います。また、ICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）に基づき、地震による被害から早期に復旧を図ります。
- 5 重要な行政資料等安全管理体制の維持【総務部】

重要な行政資料や公印等については、事務執行に支障がないよう平常時から、安全管理体制の維持を図ります。
- 6 耐震診断及び補強工事等の実施【企画政策部】

昭和56年の建築基準法改正前の基準により建築された各公共施設について、施設の耐震化を図るため、平塚市公共建築物耐震化計画に基づいて、計画的に補強工事等の必要な措置を引き続き行います。
- 7 県立高校の耐震化【防災危機管理部】

県立高校の体育館等の耐震補強工事について、県に要望していきます。
- 8 狭あい道路の改善【土木部】

震災時の避難、救命・救助活動又は消防活動等を円滑に実施するために、狭あい道路の解消に努めます。
- 9 交通基盤の強化【土木部】

災害時における救急活動や支援物資の運搬など、緊急時の輸送路が確実に確保されるよう、国、県に対して広域幹線道路網の整備を要望していきます。
- 10 橋りょうの耐震化【土木部】

既設の橋りょうについては、耐震性調査に基づく補強、改修に努めるとともに、橋りょうの新設に当たっては、最新の耐震基準に適合したものとします。
- 11 下水道施設の設備【土木部】

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震における下水道の被害を踏まえ、新設管の対応とともに既設管についても、耐震化に努めます。
- 12 公共施設の非構造物（天井・照明器具等）の補強【関係部局】

公共施設の耐震補強等の実施と並行し、公共施設の非構造物（天井・照明器具等）の落下や剥離防止等についても対策を推進します。

13 指定管理者施設の体制強化【関係部局】

指定管理者施設について、災害時の対応を円滑に実施するため、協定書の内容の点検・見直しを行います。

14 停電対策【関係部局】

大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機、及び蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。

【関係資料】

3-35 公共施設の使用目的等

第4節 津波対策

《現状》

- 国道134号は海拔が8メートル程度あり、防潮堤の役割を果たしています。
- 津波による被害を受けやすい海岸部（国道134号以南）に、住居系の土地利用がされている箇所があります。
- 地震発生に伴う、津波関連情報発表時の体制が整備されています。
- 大津波警報、津波警報が発表された場合、防災行政用無線や緊急速報メール等により、情報を配信します。
- 海拔表示板を国道1号以南や相模川・金目川流域等に設置し、津波に対する意識啓発と避難時の指標の役割を果たしています。
- 海岸や河口周辺においては、避難場所の表示、海浜地の津波広報板といった誘導標識等の設備の点検、整備を実施しています。
- 平成27年に神奈川県から津波浸水想定図が公表されました。
- JR東海道線以南を中心に、津波浸水想定区域とバッファゾーンを含めた地域について津波避難ビルの協定締結を進めています。
- 津波ハザードマップを改訂し、迅速な避難行動がとれるよう、津波に対する知識の啓発に活用しています。
- 津波避難ビルとして指定しているJR東海道線以南の市立小中学校の屋上に、フェンスを設置しています。
- 津波災害からの迅速な復旧・復興を行うため、相模湾沿岸部における地籍調査（官民境界確定）が完了しています。
- 本市域には約4キロメートルに及ぶ海岸線があり、湘南ひらつかビーチパーク等年間を通じて利用がある海岸エリアにおいて、「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」を策定し、湘南ひらつかビーチパークや龍城ヶ丘プール跡地等の魅力アップを進めています。

《課題》

- 相模川や金目川流域の一部地域では津波の河川遡上による浸水の可能性があり、早急な堤防整備が必要です。
- 国道134号以南の新港周辺地区における防潮機能の強化が必要です。
- 津波浸水想定区域及びその周辺地区に対する、津波警報等の伝達体制の強化と意識の高揚が必要とされています。
- 津波避難ビルの協定締結による拡充が必要です。
- 一部の津波浸水想定区域については防災意識を高める区域等の検討が必要です。
- 津波遡上時、河川に係留されている船舶や不法工作物による堤防破壊等が懸念されます。
- 水門の適切な管理と共に、遠隔操作化の必要があります。
- 津波発生時における適切な避難対策を進める必要があります。
- 年間を通じて利用のある海岸エリアにおいて、海岸利用者の安心安全を確保するための津波避難対策が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 堤防整備の要望【土木部】
相模川及び金目川における堤防整備について、管理者である国・県に対して要望します。
- 2 防潮機能の強化【産業振興部、都市整備部】

新港周辺地区における津波対策として、新港における防潮堤の拡充や必要な基盤整備を行うことにより防潮機能の強化に努めます。

3 情報伝達体制の強化【防災危機管理部】

全国瞬時警報システム（ジェイアラート）や緊急速報メール等のように、各種情報ツールによる情報配信の自動化に向けた取り組みを行います。

4 津波避難訓練の実施【防災危機管理部】

津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、避難経路や避難に係る時間を把握するなど避難方法を身に付けるとともに、津波からの早期避難意識を高めるため、津波避難訓練を実施します。

5 津波防災知識の普及、啓発【防災危機管理部】

広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会、防災訓練等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識の普及、津波対策の周知等を行います。

6 津波ハザードマップの周知【防災危機管理部】

県が平成27年に発表した津波浸水想定図に基づき改訂した津波ハザードマップの市民への周知や避難訓練等での活用を図ります。

7 津波避難ビルの指定拡充【防災危機管理部】

津波浸水想定区域、バッファゾーンについて、引き続き津波避難ビルの協定締結を拡充します。

8 立地適正化計画に基づく津波対策【まちづくり政策部】

立地適正化計画において、一部の津波浸水想定区域等災害リスクの高いエリアについて、防災意識を高める区域指定を検討し、津波対策の充実を図ります。

9 係留船舶等対策【都市整備部】

河川に係留されている船舶や不法工作物による浸水被害の拡大を防止するため、国・県と連携し、船舶所有者等に対し適切な管理を促進します。

10 水門の管理【土木部、産業振興部】

相模川及び金目川の水門の適切な管理体制を構築するとともに、遠隔操作化を進めます。

11 津波防災地域づくりに関する法律の推進【防災危機管理部】

平成23年12月に制定された津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、県と連携した対策を進めます。

12 津波避難計画の策定【防災危機管理部】

平成27年に公表された神奈川県津波浸水想定図を踏まえ、地域と連携し、訓練等を通じて津波避難計画を策定します。

13 海岸エリアにおける津波避難施設の整備等【都市整備部】

「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」に基づき、湘南ひらつかビーチパーク、龍城ヶ丘プール跡地において、海岸利用者の安心・安全対策として、津波避難施設の整備や検討を進めます。

【関係資料】

3-40④ 津波避難ビル一覧表

第5節 崖崩れ対策等の推進

《現状》

- 本市北西部及び西部地域には丘陵地があるため、地震による崩壊の危険性のある崖が多くあります。
- 本市における県指定急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地法及びその指定基準に基づき、県知事が指定した本市における急傾斜地崩壊危険区域は8か所となっています。
- 急傾斜地崩壊危険箇所
平成12年～14年度に実施した県の危険箇所調査による急傾斜地崩壊危険箇所は121か所となっています。
- 土石流危険溪流
平成12年～14年度に実施した県の危険箇所調査による土石流危険溪流は17溪流となっています。
- 山地災害危険地区
県が平成20年3月31日に発表した山地災害危険地区は9か所となっています。
- 土砂災害警戒区域等
県が平成27年3月に発表した土砂災害警戒区域が110区域、土砂災害特別警戒区域が8区域となっています。
- FM湘南ナパサを活用した防災番組や、広報紙、啓発チラシ等の配布を通じて、土砂災害対策に関する啓発を実施しています。
- 土砂災害ハザードマップを作成し、円滑な避難のため、訓練の実施、土砂災害に対する知識の啓発に活用しています。

《課題》

- 神奈川県指定の急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地法による崩壊対策工事等の対策を進める必要があります。
- 土砂災害警戒区域等については、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の許可制及び既存住宅の移転促進等の対策を進める必要があります。
- 地震による土砂災害に備え、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制の整備が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 自然災害回避（アボイド）情報の周知【防災危機管理部】
自然災害回避（アボイド）情報の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、危険箇所の工事を計画的に進める神奈川県と連携します。さらに、指定された土砂災害警戒区域等については、周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を進めています。
- 2 急傾斜地崩壊危険区域等における予防対策【防災危機管理部】
県指定の急傾斜地崩壊危険区域における土砂災害の予防対策について、県と協調して実施します。
- 3 土砂災害警戒区域等における予防対策【防災危機管理部】
 - (1) 地震発生直後の崖崩れ又は余震による二次的な崖崩れによる人的被害を未然に防止するため、該当区域の住民に対し、「地震即避難」を周知、徹底します。
 - (2) 避難を円滑に行うため、避難場所、避難経路の設定等を行うよう、関係住民及び自治会等に対し周知、徹底し、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整

備を図ります。

- (3) 警戒区域内の高齢者、障がい者等の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報、警報及び避難情報の伝達方法を定めます。
 - (4) 土砂災害ハザードマップを活用し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。
 - (5) 土砂災害特別警戒区域においては、県と市の役割分担に応じて建築物の構造規制、特定の開発に対する許可制若しくは既存建築物の移転勧告等の対策を行います。
 - (6) 土砂災害警戒区域以外の危険な場所についても必要に応じて調査等を行い、その実態把握に努めるとともに、必要に応じて、県指定の危険区域における予防対策に準じ、関係住民に対し避難に関する必要な予防措置を行います。
- 4 土砂災害防止パトロールの実施【防災危機管理部、土木部、まちづくり政策部、消防署】
土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。
また、土砂災害防止月間に、急傾斜地崩壊危険区域のパトロールを県と合同で実施します。
 - 5 土地や家屋の所有者等に対する指導、啓発【防災危機管理部、まちづくり政策部】
 - (1) 地震発生時に崩壊の危険が予測されるような土地や家屋を所有する者に対しては、崖崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう、また自ら常に崖地を観察し危険箇所を点検することの指導、啓発を行います。
 - (2) 必要と判断される場合は、急傾斜地崩壊危険箇所について、その所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の必要な防災工事を施すなどの改善措置をとることを指導します。
 - (3) 急傾斜地法は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等と関連していることから、建築基準法に基づく建築確認申請の機会等をとらえ法律遵守の啓発を行います。
 - 6 要配慮者利用施設に対する対策【防災危機管理部】
高齢者、障がい者等の要配慮者利用施設の土砂災害防止対策について、施設管理者へ指導を行うとともに県と協力して急傾斜地法に基づく災害防止工事を推進します。
 - 7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域等の指定【防災危機管理部】
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域等の指定について、県と連携して推進します。

【関係資料】

- 13-4 ①土砂災害警戒区域一覧表（急傾斜地）
- 13-4 ②土砂災害警戒区域一覧表（土石流）
- 13-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 13-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
- 13-7 土石流危険渓流一覧表
- 13-8 山地災害危険地区一覧表

第6節 ライフラインの安全対策

《現状》

- 県企業庁では、災害用に配水池を指定して、飲料水の確保をすることとしている他、主要水道設備の耐震化を進めています。
- 市は下水道施設について耐震設計による整備を進めています。
- 東京電力パワーグリッド㈱は、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の多重ネットワーク化や設備の耐震対策等を進めています。
- 東京ガス㈱は、ガス施設の機能確保、ガス供給設備へのガス遮断装置の設置、通信設備および自家発電設備等の非常用設備の整備等の災害予防措置を推進しています。
- 液化石油ガス（LPガス）については、容器の転倒防止を徹底するとともにガス放出防止器及びS型メータ等地震防災機器の設置推進等の安全対策を進めています。
- 東日本電信電話㈱では、建物や設備等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」等を速やかに提供します。提供条件は、テレビ、ラジオ等で知らせることとしています。
- 携帯電話各社では、災害時には災害用伝言板を提供することとなっています。

《課題》

- 東日本大震災や阪神・淡路大震災では、ライフライン施設に被害が生じ、復旧に時間を要しました。よって、ライフライン施設の早期復旧が必要となっています。

《今後の取組みの方向》

- 1 早期復旧に対する取組み【各事業者】
被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます。
- 2 施設の整備及び資機材の確保【各事業者】
各事業者は液状化等にも配慮した施設の耐震化を図るとともに、共同溝等の整備や応急復旧資機材の確保等に努めていきます。

第7節 液状化対策

《現状》

- 平成23年の東日本大震災では、神奈川県も含めた広範囲に液状化被害が発生しました。
- 県の被害想定では、本市域内には想定される地震のいずれにおいても、液状化の可能性のある箇所が想定されています。

《課題》

- 地震による液状化により、噴砂、噴泥、地盤沈下が起こり、建造物に多大な被害をもたらすことから、地盤改良や排水工法などによる液状化対策の検討が必要です。
- 大規模な建築物と違い、一般住宅では液状化の可能性のある地域の啓発や液状化対策の普及が必要です。
- 大規模建築物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。

《今後の取組みの方向》

1 液状化対策工法の普及【まちづくり政策部】

液状化の可能性のある地域の啓発や液状化対策の工法として、県の「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」のマニュアルの一層の普及を図ります。

2 ハザードマップの周知【防災危機管理部】

平塚市地震防災マップ（揺れやすさマップ）や「神奈川県地震被害想定—液状化危険度分布図—」等の各種ハザード情報の周知を図ります。

第 8 節 危険物施設等の安全対策

《現状》

- 本市における危険物製造所等は928施設（平成29年3月31日現在）あり、これらの安全管理に対する保安教育等の行政指導の強化を図り、安全の確保に努めています。

《課題》

- 危険物及び高圧ガスの貯蔵・取扱施設は、取扱物質の性格上周囲に及ぼす影響が非常に大きいところから、災害防止策の強化が求められています。

《今後の取組みの方向》

1 危険物施設関係者等との連携【消防本部】

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県安全防災局安全防災部消防課及び県下各消防本部等と連絡協調し、市内における危険物施設関係者及び危険物安全協会等との緊密な災害予防体制を整え、規制業務等の円滑な推進を図ります。

【関係資料】

- 6-4 毒物・劇物貯蔵取扱施設
- 6-9① 化学消防力の整備状況一覧表
- 6-9② 化学消火薬剤備蓄状況一覧表

第9節 建築物等の安全確保対策

《現状》

- 昭和56年6月に施行された「新耐震基準」の適用前の建築物について、その耐震性の向上を図るため、対象建築物の調査に基づく耐震化指導及び次の対策を行っています。
 - 1 耐震相談窓口の開設
市内における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進するため、耐震相談窓口を開設しています。
 - 2 耐震診断の助成
 - (1) 一般住宅の耐震診断の助成
一般住宅の耐震診断の促進を図るため、市民が負担する診断費用について平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。
 - (2) 分譲マンションの耐震診断の助成等
マンションの耐震診断の促進を図るため、管理組合によるマンションの耐震化の取り組みを支援し、診断費用について平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。
 - 3 耐震改修の助成
一般住宅の耐震改修の促進を図るため、市民が負担する改修費用について平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。また、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱に基づき、耐震シェルター設置費の助成を行っています。
- ブロック塀や石塀等の倒壊に対する安全対策として、ブロック塀等倒壊予防策補助制度のほか、緑豊かな住みよい環境づくり推進のための平塚市いけがき設置推奨制度により助成を行っています。

《課題》

- 既存の一般住宅や共同住宅の耐震化の一層の強化を図っていく必要があります。
- 外壁材等や看板類等の落下物の防止及び設置物の転倒防止の普及を図る必要があります。
- 地震災害時における文化財等の保護対策を図る必要があります。

《今後の取組みの方向》

- 1 建築物の耐震化の推進【まちづくり政策部】
住宅の耐震化を進めるため、引き続き耐震診断等の助成を実施するとともに、耐震化に関する意識啓発を図り、耐震改修や建替え等の促進に努めます。
- 2 不特定多数・要配慮者が利用する大規模建築物の耐震化の促進【まちづくり政策部】
建築物の所有者に対し、耐震改修に関する意識の啓発を行うほか、指導・指示等を行います。
- 3 避難路沿道の建築物の耐震化促進【まちづくり政策部】
建築物の倒壊による道路の通行障害を防止し、緊急輸送や市民の円滑な避難を確保するため、避難路沿道の建築物の耐震化を促進します。
- 4 落下物の防止及び設置物の転倒防止【まちづくり政策部、各事業者】
建築物の外壁材等や看板類の落下防止策を図るとともに、道路に面した自動販売機等の設置物の転倒防止にも努めます。

5 文化財等の保全【社会教育部、消防本部】

貴重な国民的財産でもある文化財、美術工芸品等を地震災害から守るため、市は自ら所有する文化財等の保護対策を図るとともに、民間の所有者又は管理者に対しては、関係法令に基づく措置の他、特に地震対策として耐震補強の実施や消防用設備等の充実等、次の措置を講ずるよう、必要に応じて指導、啓発を行います。

- (1) 建築物に対して文化財としての価値を失わない範囲での耐震補強
- (2) 自動火災報知設備、防火貯水槽、消火栓、消火器具等、消防用設備等の充実
- (3) 美術工芸品等の保存には、地震の揺れによる倒壊や破損の起こらないように、作品に対する固定や補強
- (4) 地震災害時の被害状況の把握、消防署への通報体制等の整備

6 平塚市地震防災マップ（建物被害予測マップ）の周知【防災危機管理部】

建物等の安全確保を図るため、平成29年に作成した平塚市地震防災マップ（建物被害予測マップ）の周知に努めます。

【関係資料】

- 13-12 平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱
- 13-13 平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付要綱
- 13-14 平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱
- 13-15 平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱
- 13-16 平塚市いけがき設置奨励補助金交付要綱

[地震災害]
第 3 章
平常時の対策

第1節 災害時情報の収集・提供体制

《現状》

○ 市防災行政用無線（固定系・移動系）、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システム、Lアラート（災害情報共有システム）の他、携帯電話やFM湘南ナバサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システム等を活用し、情報の収集及び提供体制ができています。

1 市防災行政用無線（固定系）

市防災行政用無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各受信所の個別やグループ放送も可能となっています。

なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政用無線の情報を受信するラジオや戸別受信機（以下、「防災ラジオ」という。）を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充実を図っています。

無線局については、「平塚市防災行政用無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。

2 市防災行政用無線（移動系）

市防災行政用無線（移動系）は、主として災害対策本部内の災害応急対策に伴う情報収集・伝達に活用する基地局及び陸上移動局であり、平常時においては訓練等に利用しています。

平成17年度にデジタル化し、複数波により交信可能なマルチチャンネル方式を導入し、無線通信の多重化を行っています。

無線局については、「平塚市防災行政用無線（基地局及び陸上移動局）運用規程」等に基づき管理及び運用を行っています。

3 MCA無線

移動局と基地局、又は移動局同士を移動無線センターの中継局を介して接続するシステムで、移動無線センターでは非常用発電機を備えた堅牢な中継局を全国で運用しているため、自動的に空きチャンネルを割り当てて、混信の無いクリアな音質の通信を提供しています。

4 県防災行政通信網

県防災行政通信網は、災害時における情報確保のため、県機関、市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災害情報等の受伝達に利用されています。また、平常時は、各機関相互の通信手段として活用できます。

5 消防用無線

あらゆる情報の受・伝達を敏速かつ的確に処理するため、消防緊急通信指令システムの導入等により、消防救急業務の円滑化を図るとともに、阪神・淡路大震災の教訓から県外応援部隊との交信を考慮し、消防無線の全国波を導入しています。

また、消防団については、各分団の消防車両に消防無線の受令機設置やデジタル簡易無線機を配備し、消防団の効率的な活用を図っています。

6 県災害情報管理システム

県庁のサーバと市町村等に設置される端末機をオンライン接続し、災害情報・被害報告等をリアルタイムで送受信しています。

7 Lアラート（災害情報共有システム）

放送事業者及び通信事業者等のテレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて迅速な避難情報の伝達を行います。

8 その他の通信設備等

(1) 携帯電話

災害発生時においては、有線及び無線通信とも混乱することが予測され、通信統制も考えられます。このため、通信設備の補完的役割及び情報収集能力の向上を目指し、携帯電話を配置しています。

なお、市立小中学校には災害時優先電話の固定電話があります。

(2) 衛星携帯電話

地震災害時には電話、携帯電話等は地上の中継設備等に被害が発生し、通話できなくなることも考えられるため、衛星携帯電話を導入し、通信の確保を図っています。

(3) 緊急電話放送システム（緊急割込み放送）

市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政用無線（固定系）に加え、(株)湘南平塚コミュニティ放送と締結した「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき、平成7年3月にFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、次により緊急割込み放送を行います。

（放送実施基準）

- 1 市域に「震度5強」以上の地震が発生した場合
- 2 相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、津波警報が発表された場合及び同警報が解除された場合
- 3 その他、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるもの

(4) ほっとメールひらつか

市民に対する災害情報の提供のため、湘南ケーブルネットワーク(株)との協定に基づき、ケーブルテレビ「SCN」を通じてテロップと登録者へのメールを送出し、災害情報の伝達を行います。

（テロップ送出内容）

- 1 火災情報（発生）
- 2 地震情報（東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたとき・警戒宣言発令、震度3以上の地震）
- 3 災害情報（崖・山崩れ、爆発、ガス漏れ、水道破裂）
- 4 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））
- 5 津波情報（注意報、警報、特別警報）
- 6 気象情報（警報、特別警報）

(5) 防災ラジオとテレフォンガイド

防災行政用無線で放送した内容は、自治会や公共施設に個別に配布している防災ラジオで自動受信する他、テレフォンガイドで確認することができます。

(6) 緊急速報メール、ツイッター

緊急速報メール、ツイッターを通じた災害情報の伝達を行います。

(7) 全国瞬時警報システム（ジェイアラート）

緊急地震速報や津波警報等、緊急時に即時に市民へ伝達すべき情報を、全国瞬時警

報システム（ジェイアラート）により自動配信します。

- 災害情報収集のため、タクシー協会等と災害時の協力に関する協定を締結しています。

《課題》

- 情報収集及び伝達に必要な不可欠となる通信設備等の機能確保及び整備拡充を図るとともに、通信体制の強化を推進する必要があります。
- 防災行政用無線（固定系）は、家屋の高気密化や中高層建築物の増加等、住環境の変化によって生じた難聴箇所への情報伝達対策が必要です。
- 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオを自治会や公共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要があります。
- 停電や通信規制時における各部所管施設等との連絡体制の確立が必要です。
- 緊急速報メールやツイッター等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。
- 外国籍市民への情報提供の確保や支援が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 庁内情報共有体制の確立【企画政策部、防災危機管理部】
災害対応に必要な庁内情報共有システムを導入し、庁内情報共有体制の確立を図ります。
- 2 情報提供体制の効率化【防災危機管理部、関係部局】
様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供体制の強化を図ります。
また、即時に伝達できるよう、情報発信の自動化を図ります。
- 3 パソコン等通信機器を活用した情報提供【防災危機管理部、関係部局】
本市ホームページを充実するとともに、インターネットや携帯電話等を利用した情報提供体制の強化を図ります。
- 4 県防災行政通信網の活用【防災危機管理部】
県防災行政通信網は有線系・衛星系の2系統で構成されており、災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積極的に活用するとともに、訓練等によって検証します。
- 5 安否情報システムの利用【防災危機管理部】
災害時において安否情報の収集、整理等の処理を効率的に行うことができる、消防庁の安否情報システムの利用について検討します。
- 6 防災行政用無線（固定系）の活用【防災危機管理部】
防災行政用無線（固定系）を活用した市民への情報伝達体制の強化を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの調整等を実施します。なお、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周知に努めます。
- 7 防災ラジオの拡充【防災危機管理部】
災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配布を実施し、情報伝達体制の強化を図ります。
- 8 各部所管施設との連絡体制の確立【企画政策部、防災危機管理部、教育委員会、関係部局】
停電や通信規制時に、近隣の避難所等の無線機を活用した情報受伝達等、所管部との連絡体制を確立します。
- 9 情報の多言語化【市民部、防災危機管理部】
外国籍市民等へ情報伝達するため、「FM湘南ナパサ」での多言語放送や、ホームページ等の多言語表記の拡充を進めます。

【関係資料】

- 2-5 平塚市防災行政用無線局管理運用規程
- 2-6 平塚市防災行政用無線局(固定局)運用規程
- 2-7 平塚市防災行政用無線局(基地局及び陸上移動局)運用規程
- 2-8 防災用デジタルMCA無線配置先
- 2-9 通信連絡系統図
- 2-10 神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書
- 2-11 平塚市防災行政用無線(固定系)
- 2-12 平塚市防災行政用無線(移動系)
- 2-13 防災用デジタルMCA無線
- 2-14 神奈川県防災行政通信網
- 2-15 消防用無線
- 2-16 平塚市防災行政用無線の運用
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第2節 災害対策本部等組織体制

《現状》

- 本市において震度4以上を観測した場合、防災危機管理部職員が参集し、情報収集の他、必要により動員の発令によって事前配備体制をとります。（あらかじめ定められた職員が参集し、情報収集など事前配備体制をとります。）
- 本市において震度5強以上を観測した場合、全職員は自動参集し、災害対策本部を設置するとともに、応急対策活動を実施します。
- 災害対策本部は市庁舎本館に設置します。

《課題》

- 時間的経過や様々な状況における災害対策本部の運営訓練や一般職員の参集訓練を実施し、災害発生時の災害対策本部の運営が円滑に進められるよう努める必要があります。
- 刻々と変化する被災者のニーズに即応できるように、災害対策本部における各部の分担業務について相互に協力できるようにすることが必要です。
- 大規模な地震災害の場合、災害対策本部要員が被災者になることを想定した体制の整備が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 災害対策本部設置前における分担業務の実施【関係部局】
災害対策本部設置前に、災害対応が必要となった場合、各部は災害対策本部の分担業務を実施します。
- 2 初動体制の確保【防災危機管理部】
消防本部との連携を強化する等、24時間体制で災害発生時に速やかに初動体制がとれるよう努めます。
- 3 予備施設の整備【防災危機管理部】
災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である平塚市美術館に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。
- 4 専門的な機関等の機能活用【防災危機管理部】
大規模災害時には、迅速かつ的確な対応が求められることから、必要に応じて、専門的な機関等が有する機能の活用について検討します。
- 5 職員行動マニュアルの見直し【関係部局】
災害発生時において、職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、職員行動マニュアルは、訓練等を踏まえて検証し、見直します。
- 6 災害対策活動の長期化を考慮した本部機能の維持【関係部局】
大規模災害時は、災害対策活動が長期に渡ることが想定されるため、BCPをもとに職員の休憩や食料、飲料水等の確保に努め、災害対策本部機能を維持します。

【関係資料】

- 1-4 平塚市災害対策本部条例
- 1-5 平塚市災害対策本部要綱
- 1-5① 平塚市災害対策本部組織
- 1-5② 平塚市災害対策本部分担業務
- 1-5③ 平塚市災害対策本部員
- 1-5④ 平塚市災害対策本部配備体制

第3節 救急・救助、消火活動体制

《現状》

- 救急・救助、消火活動は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に、消防本部が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施します。
- 活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を強化するため、消防ポンプ自動車等や消防水利の整備を進めています。
- 地震時の火災は、同時に多数の地点で発生するおそれがあり、消防力が分散することにより、その機能を十分に発揮できないことが予測されます。このため、市民、事業所等による出火の防止、延焼に至らないための初期消火が重要であり、この点を重視して地震時に出火させないための予防対策を行っています。
- 大磯町及び二宮町と消防指令センターを共同運用し、災害情報を一元管理することで、災害時の対応の迅速化を図っています。
- 地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時の通電火災を防ぐため、消防車両の進入が困難で延焼火災の危険性が高い地区に対して、感震ブレーカーを全戸配布しました。

《課題》

- 大規模な地震災害に対応できる消防力を強化するため、常備消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要とされています。
- 消防車両の進入が困難で延焼火災の危険性が高い地区だけでなく、本市全域で大規模地震発生による火災を防止する必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 消防力の強化【消防本部】

地震時には、同時多発火災、倒壊家屋等からの救出救護あるいは大火災の発生が予想されるため、次のとおり常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、倒壊家屋等からの救出救護及び火災による被害の軽減を図っていきます。

(1) 署所の整備

災害の予防と被害の軽減を図るため、署所の適切な整備、配置に努め、消防体制及び出場体制の充実、強化を図ります。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、消防ポンプ自動車、はしご車、化学消防ポンプ自動車等の特殊車両など、老朽化した消防車両等の更新を図ります。また、小型動力ポンプについても耐用年数にあわせて更新を行います。

(3) 消防水利の整備

地震動により消火栓の使用不能が予測され、水利としては防火水槽、消防井戸及び河川等の自然水利に頼らざるを得ません。このため、消防水利の設置については充足率の低い地域から順次整備を行い、水利の確保に努めます。

2 消防団の強化【消防本部】

常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。

3 消防隊の効率的運用【消防本部】

都市機能の変化に伴い増大する関連情報を迅速、的確に処理し、適切な災害活動を行う

ため、消防隊への指令管制は消防緊急通信指令システムにより運用していますが、今後、災害時の同時多発火災の発生、道路、橋りょう等の損壊による交通障害等の消防活動条件の最悪化に対処するため、別に定める平塚市警防規程（以下「警防規程」という。）に基づき、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊の効率的運用等を図ります。

4 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備【消防本部】

地震時の同時多発火災及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する消防力では対処できないことも想定されます。このため、県下消防相互応援協定に基づく他自治体への応援要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請等、警防規程に基づき、受援体制の整備を図ります。

5 感震ブレーカーの設置推進【防災危機管理部、消防本部】

本市全域における地震の揺れに伴う電気機器からの出火、停電復旧時の通電火災などを防ぐため、感震ブレーカーの有償配布による設置を推進します。また、夜間の地震発生に備え、感震ブレーカーが作動した場合の停電時対策等の啓発をあわせて行います。

【関係資料】

- 6-5 地震対策用消火器の設置状況一覧表
- 6-6 消防ポンプ自動車等の整備状況一覧表
- 6-7 消防水利の設置状況一覧表
- 6-8 消防団の消防車両及び小型動力ポンプの整備状況
- 6-9① 化学消防力の整備状況一覧表
- 6-9② 化学消火薬剤備蓄状況一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第4節 県警察・第三管区海上保安本部の 取組み

《現状》

- 県警察は、災害が発生した場合には、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種応急対策を迅速かつ的確に実施します。
また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備、資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 第三管区海上保安本部は、災害が発生した場合には、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

《課題》

- 大規模災害が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等を更に充実していく必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 県警察の取組み【県警察】

県警察は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。

2 第三管区海上保安本部の取組み【第三管区海上保安本部】

第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、海・陸・空の関係機関との連携を図ります。

【関係資料】

5-7 平塚警察署警備対策

第5節 避難対策

《現状》

- 大規模災害に備えて、小中学校等を避難所（55 か所）として指定しています。避難所は、被災者が一時的に避難する緊急避難場所としても利用します。
- 避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、市所有の介護・福祉施設5か所、また、協定締結による県立の特別支援学校4か所を福祉避難所として必要に応じて開設します。
- 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど3か所のほか県が指定する県有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。
- 主に火災の輻射熱や煙から身を守るために6か所を広域避難場所として指定しています。
- 大津波警報が発表されたとき、緊急かつ一時的に待避する場所として、公共施設や協定締結した民間ビルなど78か所（平成29年3月現在）を津波避難ビルとして指定しています。
- このほか、災害から最初に避難し、周囲の状況や地域住民の安否を確認する地域の避難場所として公園や広場など市民の身近な空地等を自主防災組織が一時避難場所として利用しています。
- 避難所開設時の円滑な運営のため、平常時に施設管理者及び自主防災組織と避難所運営委員会を開催し、避難所運営マニュアルの点検等を行っています。
- 災害発生時、福祉避難所の開設・運営を円滑に行えるように、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」を作成し、福祉避難所の開設・運営に関する事前の準備を推進しています。
- 大規模災害時において、避難所における傷病動物の保護、救護及び治療等について（公社）神奈川県獣医師会中央支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しています。

《課題》

- 被災者が一定期間避難生活を送る場としての避難所と緊急の避難場所の区別を明確にする必要があります。
- 被害状況等により、指定された避難所への避難が困難な場合の避難方法を周知する必要があります。
- 定期的な避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直しを継続していく必要があります。
- 「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に沿って各施設ごとに、実情に応じた実効性のある福祉避難所運営マニュアルの作成が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定等【防災危機管理部】
災対法第49条の7の指定避難所及び災対法第49条の4の指定緊急避難場所の指定を進めます。
- 2 指定された避難所以外への避難【防災危機管理部】
被害状況等により、指定された避難所への避難が困難な場合には、近隣の安全な避難所へ避難するよう平常時から周知します。

- 3 避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直し【教育委員会、公営事業部】
避難所運営委員会の定期的な開催を継続します。また、避難所運営マニュアルは、避難所が地域の支援拠点となることを認識のうえ、避難所運営委員以外の者でも避難所を立ち上げ、運営できるよう分かりやすく整備することに努め、女性や要配慮者の視点による避難所運営や、津波を想定した上層階避難等必要な事項について、適宜見直しを実施します。
- 4 ペットとの同行避難【環境部、教育委員会、公営事業部】
ペットとの同行避難については、飼主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意等飼主による平時からの備えや避難先のルールに基づく対応などについて普及啓発します。また、避難所におけるペットの扱いについては、「避難所でのペット対策・受け入れマニュアル作成のガイドライン」等に沿い、避難所運営マニュアルへの反映を促進します。
- 5 福祉避難所運営マニュアルの作成推進【福祉部】
施設管理者と連携して、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に沿って各施設における実践的な福祉避難所運営マニュアルの作成に努めます。

【関係資料】

- 3-24 応急仮設住宅標準仕様
- 3-39 広域避難場所及び指定避難道路
- 3-40① 避難所一覧表
- 3-40② 公民館一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第6節 帰宅困難者対策

《現状》

- 帰宅困難者に対しては、あらかじめ指定した帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。
- 日本郵便株式会社平塚郵便局との覚書により、災害時においては、飲料水やトイレ等施設を帰宅困難者に提供するよう協力を求めます。
- 九都県市は、事業者・団体と徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定を締結しています。
- 「見附台周辺地区土地利用計画 - 改訂整備方針 -」に基づき、見附台周辺地区整備事業を推進しています。

《課題》

- 帰宅困難者に対する情報の提供や家族等との安否確認に対する支援、帰宅困難者用一時滞在施設での受け入れ、帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。
- 公共交通機関が停止している状況で、企業等から帰宅する人が駅周辺に滞留するため、企業等における帰宅困難者対策が必要となります。
- 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等に帰宅困難者用一時滞在施設を確保しておく必要があります。

《今後の取組みの方向》

- 1 帰宅困難者への情報提供【防災危機管理部】
平常時から、市ホームページ等を使って、飲料水やトイレ等施設、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害用伝言ダイヤル等の周知に努めます。
- 2 企業等の帰宅困難者対策【各事業者】
社員や学生等が帰宅困難者にならないよう、「むやみに移動を開始しない」を基本原則とし、企業等は、災害時には社員等を保護すると共に、平常時から飲料水や食料、毛布等の備蓄に努めます。
また、社員や学生等の安否確認が取れるよう平常時から事前準備に努めます。
- 3 帰宅困難者用一時滞在施設の拡充【防災危機管理部】
JR平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。
- 4 見附台周辺地区整備事業における防災機能の確保【都市整備部、防災危機管理部、関係部局】
「見附台周辺地区土地利用計画 - 改訂整備方針 -」に基づき建設される（仮称）新文化センターなどの公共施設について、帰宅困難者用一時滞在施設をはじめとした防災機能の確保について検討します。

【関係資料】

- 3-40⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表

第7節 要配慮者等への対策

《現状》

- 高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）に必要な基本的事項について定めた、避難行動要支援者避難支援プランを策定しています。
- 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しています。また、適宜避難行動要支援者名簿情報の更新を行っています。
- 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難支援プランに基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、個別計画の作成に努めています。
- 小中学校等、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の受入れ施設として、福祉避難所を指定するとともに、社会福祉施設等と二次的避難施設としての受入れに関する協定を締結しています。

《課題》

- 「手上げ方式」及び「同意方式」等による避難行動要支援者情報の把握方法の検討と、避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の作成が進んでいません。
- 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者（手話通訳者やヘルパーなど）が必要です。
- 福祉避難所等への搬送協力について、事業者等の支援が必要です。
- 災害時における精神障がい者の緊急受入施設を確保する必要があります。
- 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 避難行動要支援者避難支援プラン個別計画の作成促進【福祉部、防災危機管理部】
避難行動要支援者避難支援プランに基づき、先進事例の紹介をすること等で個別計画の作成を促進します。また、自治会や民生委員児童委員等と連携し、支援者の確保等を関係部局が連携して行います。
- 2 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者の確保【福祉部、防災危機管理部】
手話通訳者、ヘルパー等、福祉避難所等における運営協力者の確保に関する協定の締結に努めるなど、運営体制の整備を進めます。
- 3 福祉避難所等への搬送協力の確保【防災危機管理部】
要配慮者の福祉避難所等への搬送協力について、共助による協力の他、事業者等との協定締結の拡充等、搬送体制の整備を進めます。
- 4 施設の安全確保【各事業者】
社会福祉施設等の施設管理者は、平常時から防災設備等の整備や点検、避難誘導の対応策の整備等の防災対策の実施に努めます。
- 5 精神障がい者の緊急受入施設の指定【防災危機管理部】
災害時に精神障がい者を必要に応じて精神科病院等専門施設で受入れができるよう、協定の締結に努めます。

6 避難行動要支援者の把握【福祉部、防災危機管理部】

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、要配慮者の情報の取得や集約に努めます。また、避難行動要支援者に該当する者のうち避難支援が必要な者が、避難行動要支援者名簿に漏れなく登録されるよう関係部局が連携して避難行動要支援者登録制度の周知に努めます。

7 避難行動要支援者名簿情報の提供【福祉部、防災危機管理部】

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防、県警察その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供します。名簿情報の提供には、名簿に掲載された本人の同意が必要ですが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同意がない場合でも情報提供を行います。

名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めます。

8 避難のための情報伝達等【防災危機管理部、福祉部】

要配慮者に対しては、情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、適切な情報伝達等に努めます。

9 避難支援等関係者の安全確保【福祉部、防災危機管理部】

避難支援等関係者が、地域の実情や災害に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、関係者へ周知する等、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

【関係資料】

3-40⑥ 福祉避難所一覧

3-41 避難行動要支援者（要援護高齢者）緊急受入先施設一覧表

3-42 避難行動要支援者（障がい者）緊急受入先施設一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の 供給対策

《現状》

- 市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品等の備蓄を呼びかけています。
- 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している平塚配水池のほか、協定締結事業者、県または市が設置した非常用貯水タンク、市立小中学校等の耐震性プールから確保します。また、各避難所においては消火栓に取り付けるため、臨時給水栓を備えています。
- 市では、都心南部直下地震被害想定避難者数等に基づき、飲料水、食料及び生活必需物資の備蓄を進めています。
- 食料について、一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性、長期化に伴う市民の食に対するニーズの変化等を考慮し、関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図っています。
- 生活必需物資は、現在の備蓄の状況及び流通備蓄における協定の締結の推移等を考慮しながら順次計画的に備蓄の充実を図っています。
- トイレについては、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等複数のタイプの備蓄をしています。
- 防災用資機材については、現在の整備状況及び各応急対策計画の具体的な整備の推移等を考慮しながら、順次計画的に整備を図っています。
- 災害発生時に、飲料を無償で提供を受けることができる災害救援型自動販売機を設置しています。

《課題》

- 食料及び生活必需物資等の備蓄については、避難生活が長期化した場合の時間的経過に伴う市民ニーズの変化等を考慮した備蓄に努める必要があります。
- 国や協定締結事業者等からの支援の遅れを考慮し、現物備蓄をする必要がありますが、現物による備蓄の拡大については、収納スペースの確保や消費期限等の課題があるため、備蓄品の特徴に合わせ、効果的に流通備蓄を併用する必要があります。
- 東日本大震災におけるガソリンや灯油などの燃料不足の経験から、様々な燃料の確保に努める必要があります。
- トイレは、複数のタイプを備蓄する必要がありますが、避難所の良好なトイレ環境を早期に確保するためには、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるマンホールトイレの拡充を進めていく必要があります。
- 要配慮者や食物アレルギー等に配慮した備蓄を進めていく必要があります。
- 災害時に物資等を適切に管理し、避難所へ円滑に供給できる体制の強化が必要です。

《今後の取組みの方向》

飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等に当たっては、平常時の場合、次の基本的方向に沿って行うものとします。

1 市民のニーズを考慮した計画的な備蓄【防災危機管理部】

食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。

- 2 現物備蓄の拡充【防災危機管理部】
発災初期における国や協定締結事業者等からの飲料水、食料及び生活必需物資等の支援の遅れを考慮し、スペースや消費期限等を踏まえ、現物による備蓄の拡充を図ります。
- 3 家庭内備蓄の普及啓発【防災危機管理部】
日常的に非常食を消費し、消費した分を買い足していく「家庭内循環備蓄方式（ローリングストック方式）」の普及啓発を行います。
- 4 備蓄の分散【防災危機管理部】
飲料水、食料、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、市域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄します。
- 5 流通備蓄の拡大【防災危機管理部】
一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性、避難生活の長期化に伴う市民のニーズ等を考慮し、また、夜間時等の対応や店舗の遍在性を考慮し、コンビニエンスストアや関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図ります。
また、協定の締結等により、ガソリンや液化石油ガス（L Pガス）等、様々な形態の燃料確保に努めます。
- 6 仮設トイレ等の供給協力に関する協定【防災危機管理部】
備蓄している災害用トイレ等に不足が生じた場合に備え、事業所等との協定締結に努めます。
- 7 マンホールトイレの拡充【防災危機管理部、学校教育部、都市整備部】
避難所の良好なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの備蓄拡充、環境整備に努めます。
- 8 要配慮者や食物アレルギー等に対する配慮【防災危機管理部】
高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄を進めます。また、食料については特に食物アレルギーを有する者について十分な配慮をします。
- 9 災害救援型自動販売機の設置【施設管理者】
施設管理者は、自動販売機を設置する際には、災害救援型自動販売機の導入について検討し、設置事業者と災害時における飲料水等の供給にかかる協定の締結に努めます。
- 10 物流事業者との協定締結【防災危機管理部】
物資拠点の拡充を図るとともに、適切な物資の仕分けや保管等を行い、円滑な供給を行うため、物流事業者との協定締結に努めます。

【関係資料】

- 3-33 仮設トイレ等の整備状況一覧表
- 4-1 耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表
- 4-2 耐震性非常用貯水タンク場所一覧表
- 4-3 非常用貯水タンク維持管理協定書
- 4-4 貯水量一覧表
- 4-7 食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第9節 医療・救護・防疫対策

《現状》

- 地震災害時には市内に臨時救護所及び災害時地域医療機関を開設し、応急的に医療救護活動を実施します。
- 平塚市医師会及び平塚歯科医師会の協力により救護隊が編成されます。
- 医薬品については、関連業者と調達協定により流通備蓄している他、平塚中郡薬剤師会により、救護隊に対して医薬品等の供給が行われます。
- 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、医療用資機材のほか、発電機、無線機等を備蓄しています。
- 災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院として、平塚市民病院が位置付けられています。
- 県内外で発生した大規模な災害に対応するための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（神奈川DMA T）を編成する指定病院として、平塚市民病院が位置付けられています。
- 避難所での避難住民に対する健康管理、栄養指導等を医師、保健師等により実施します。
- AED（自動体外式除細動器）を搭載した自動販売機など、市内の公共施設等にAEDが設置されています。
- 防疫対策として、平塚市民病院が第二種感染症指定医療機関として指定されています。

《課題》

- 医療、救護対策については、発災直後の初動体制の早期確立が重要であり、平塚市医師会、平塚歯科医師会及び平塚市赤十字奉仕団等への迅速な連絡等訓練の実施が必要です。
- 臨時救護所及び災害時地域医療機関において救護隊を編成する看護要員の確保が必要です。
- 救急病院（平塚市民病院、平塚共済病院、済生会湘南平塚病院）の連携による効率的な医療救護体制の構築が必要です。
- 市民病院が、災害拠点病院としての機能を発揮できるよう医療体制の充実が必要です。
- 避難所での生活は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震に見られるように長期化することも想定され、避難生活者に対する健康管理、栄養指導等の対応が課題となっています。「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直しが必要です。

《今後の取組みの方向》

1 医療器材・医薬品及び看護要員の確保【防災危機管理部、健康・こども部】

臨時救護所用の医療器材及び医薬品の確保体制の整備並びに看護要員等の人的確保に努め、臨時救護所における救護活動の充実、強化を図ります。

(1) 医療器材等の備蓄

臨時救護所開設時の迅速かつ円滑な運営を期するため、次のとおり必要な装備品及び医療器材等の備蓄に努めます。

なお、備蓄場所は各臨時救護所備蓄倉庫とします。

- ア 設営資機材等
- イ 衛生材料
- ウ 医療器材

(2) 医薬品等確保体制の整備

「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（医薬品類）」等に基づく協定先と

の連絡体制の整備及び医薬品の在庫量の把握に努め、新たな協定の締結の推進とともに、医薬品の備蓄について平塚市医師会及び平塚中郡薬剤師会の協力を得て、医薬品の確保体制の整備、充実に努めます。

(3) 運営体制の整備

臨時救護所における応急医療は、救護隊医師を班長として、平塚歯科医師会、平塚市赤十字奉仕団、登録看護要員等により実施されますが、看護要員となる看護師、看護補助者の不足が見込まれます。このため、次のとおり看護要員の登録制度により要員の確保に努めるとともに研修会等を開催し、臨時救護所の円滑な運営体制の確立に努めます。

ア 看護要員の確保

広報紙その他の方法により、看護師、看護補助者等の看護要員の登録を呼び掛け、臨時救護所開設時の要員の確保に努めます。

イ 看護要員の研修

登録された看護要員に対して、応急医療救護活動に関する研修会等への参加を促進します。

ウ 応急医療救護訓練の実施

関係機関等の協力を得て、臨時救護所運営等に関する訓練を実施し、災害時の運営及び医薬品類供給の円滑化を図ります。

2 救急病院間の連携体制の整備【防災危機管理部、健康・こども部、市民病院】

地震発生時における医療救護活動は、各救急病院の稼動状況をいち早く共有し、迅速に負傷者等を搬送することが重要です。このため、平常時から迅速な連携訓練を行います。

(1) 救急病院間の連絡体制等の整備

地震災害時における救急病院間のネットワーク化について事前協議を行い、災害時の連絡体制の整備に努めます。

(2) 県平塚保健福祉事務所との連絡体制等の整備

市は県平塚保健福祉事務所と救護活動内容及び連絡体制等について事前協議を行い、医療救護活動の連携体制等の強化に努めます。

(3) 人工透析患者等に対する医療体制の整備

県及び医療関係機関の協力を得て、人工透析患者等の災害時における医療の確保体制の整備に努めます。

3 災害拠点病院の医療体制の充実【市民病院】

災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等を実施します。

4 医療機関の施設や設備の耐震化等【市民病院、医療機関】

医療機関は、水、電気、燃料、通信などのライフラインが途絶した場合に備えて、ライフライン等の施設や設備の耐震化等を推進するとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽等の設置、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に推進します。

5 DMA T（災害派遣医療チーム）や医療ボランティア受入体制の整備【市民病院】

医療機関は、平常時から関係機関等と連携を図り、災害時におけるDMA Tや医療ボランティアの受入体制の整備を図ります。

6 避難生活者の健康管理体制の整備【健康・こども部、福祉部】

避難生活者への対応として、次の事項を検討し、その体制の整備に努めます。

- (1) 保健師等による避難所等への巡回健康相談、栄養指導等
- (2) 医師、保健師等による避難所等への巡回メンタルケア等
- (3) 避難所となる学校の保健室の整備、充実
- (4) その他健康管理に係る必要な対応

7 救急協力事業所登録の推進【消防本部】

救急協力事業所の登録数を増やすことにより、事業所の持つ人員（救命講習受講者）、資機材（AED）等の協力を得て、安全で安心な暮らしの環境を整備します。

8 防疫活動体制【健康・こども部、市民病院、環境部】

県平塚保健福祉事務所等と連携し、円滑な防疫活動が行えるよう体制を整備します。

9 平塚市災害廃棄物等処理計画の見直し【環境部】

東日本大震災の教訓を踏まえ、平塚市災害廃棄物等処理計画を見直します。

【関係資料】

- 3-5 平塚市救急医療対策実施要綱
- 3-6 臨時救護所用帳票等
- 3-7 災害時における医療救護活動についての協定書（平塚市医師会）
- 3-8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-9 平塚市医師会災害救護本部組織表
- 3-10 平塚市医師会救護隊編成表
- 3-11 災害時における医療救護活動についての協定書（平塚歯科医師会）
- 3-12 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-13 平塚歯科医師会災害救護本部組織表
- 3-14 平塚歯科医師会救護隊編成表
- 3-15 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（平塚中郡薬剤師会）
- 3-16 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書（平塚市赤十字奉仕団）
- 3-17 医療機関等
- 3-18 公益社団法人神奈川県医師会 救護隊規程
- 3-19 神奈川県医師会救護隊規程施行細則
- 3-20 臨時救護所設置場所
- 3-21 第二種感染症指定医療機関
- 3-28 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-29 ごみ処理施設等一覧表
- 3-30 民間委託し尿収集業者一覧表
- 3-31 民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表
- 3-32 し尿処理施設
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第10節 教育対策

《現状》

- 災害時における幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の生命、身体、安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策を実施するための「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」を策定しています。
- 災害時に、市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校（以下「市立学校」という。）は、「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」に基づき学校災害対策本部を設置し、平塚市教育委員会災害対策本部と連携するとともに、児童等の安全確保、避難誘導、保護者への引き渡し等を行います。
- 避難所として使用する学校施設は、避難所運営マニュアルに基づき目的や用途に応じて使用することとしています。

《課題》

- 災害時における児童等の避難、保護に関しては事前に定めた避難・誘導計画に基づき、防災訓練等を実施し、的確に実施できるようにすることが必要です。
- 児童等を主な対象に、安全教育の一環として地震に対する科学的知識、心得、避難方法等についての理解、徹底を図るとともに、教職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育を充実することが必要です。
- 避難所としての利用が長期化した場合、学校教育の場としての早期復旧に向けた調整が必要とされています。

《今後の取組みの方向》

- 1 児童等の安全保護対策【教育委員会】
児童等の保護者への引渡しや市立学校における安全保護対策について、防災訓練等を通して、検証を行います。
- 2 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）の見直し【教育委員会】
平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）について、防災訓練等の検証結果を踏まえ、随時見直します。
- 3 市立学校等における防災教育を通じた防災知識の普及【教育委員会】
市立学校等における防災教育を通じて、児童等に対して正しい防災知識の普及に努めます。
- 4 教職員及び教育施設の確保【教育委員会】
災害時には、学校教育の実施に万全を図るため、教職員及び教育施設を確保し、応急教育を実施します。

【関係資料】

- 7-1 市内小中学校一覧表
- 7-2 応急教育実施計画
- 7-3 市内幼稚園一覧表
- 7-4 市内高等学校一覧表
- 7-5 その他学校一覧表
- 7-6 市内保育園一覧表

第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

《現状》

- 災害応急対策の円滑な実施を図るための緊急交通路指定想定路線は、本市においては 8 路線があります。
- 総合的な緊急輸送を実施するため、緊急輸送路（陸路、海路、空路）等の確保をしています。
- 本市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡するため、第 1 次路線として 9 路線、第 2 次路線として 4 路線を緊急輸送道路に指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に連絡するため、33 路線を市指定緊急輸送道路補完道路に指定しています。
- 道路輸送に障害が生じた場合に備えて、海上から物資等の輸送ができるよう、平塚新港を海上輸送基地としています。
- 自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、1 次施設として 5 箇所、2 次施設として 4 か所の臨時離着陸場があります。
- 緊急通行車両の登録と災害時の協定先の登録状況の把握をしています。

《課題》

- 災害時には道路の不通箇所が多数発生することが予想されることから、緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路の事前の耐震対策が必要とされています。
- 緊急通行車両の更新等による事前届出の事務処理の簡素化が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 道路機能の確保【土木部、まちづくり政策部】

道路管理者は、緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路の道路機能確保に向けて、計画的な耐震対策を進めます。また、「平塚市耐震改修促進計画」に基づき、沿道建築物の耐震化により、道路機能の確保に努めます。
- 2 災害対応に従事する車両の通行に関する検討【防災危機管理部】

市内のみ走行する災害対応に従事する車両については、緊急通行車両と同等の証明ができるよう検討を進めます。

【関係資料】

- 3-36 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 3-37 ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-38 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地
- 5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表
- 5-2 平塚市漁業協同組合所属漁船・平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）
- 5-3 交通対策様式
- 5-4 ① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）
- 5-4 ② 緊急輸送道路（県指定）
- 5-5 市指定緊急輸送道路補完道路
- 5-6 市指定緊急輸送道路補完道路図
- 5-7 平塚警察署警備対策

- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

《現状》

- 大規模な地震が発生した際、余震等による被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊等をもたらす二次災害の軽減・防止並びに住民の安全の確保を図ることを目的として、建築物応急危険度判定活動を建築物応急危険度判定士の協力を得て、また、被災宅地危険度判定活動を被災宅地危険度判定士の協力を得て行います。
- 判定を実施する場合には、市内の建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して要請を行い、対応しきれない場合は、県へ判定士の派遣を要請します。
- 判定済みの建築物には「調査済」「要注意」「危険」のいずれかの内容を示した判定標識を出入口等に、判定済みの宅地には、同様の判定標識を当該宅地等に表示し、使用者等に注意を促します。
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、県は本市と連携をとり、災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では住宅の応急修理ができない被災世帯に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分に対する応急修理を行います。

《課題》

- 判定士の養成及び技術水準の維持が必要となっています。
- 判定に必要な機材等の整備が必要となっています。
- 被災住宅の応急修理については、できる限り早期に修理できる対策が必要となっています。

《今後の取組みの方向》

- 1 応急危険度判定士の育成等【まちづくり政策部】

神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う、応急危険度判定士の養成を目的とする講習会開催に協力し、民間建築士及び市技術職員に対し当該講習会の受講及び同判定士への登録を促します。また、同協議会が行う応急危険度判定コーディネーターの講習会に市職員を受講させます。
- 2 被災宅地危険度判定士の育成等【まちづくり政策部】

市職員に対して神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、被災宅地危険度判定士として養成します。
- 3 マニュアル及び必要器材の整備等事前対策【まちづくり政策部】
 - (1) 迅速な判定実施が行えるよう「建築物応急危険度判定行動マニュアル」を定期的に見直し、判定の実施に必要な器材等をあらかじめ整備します。
 - (2) 市内の建築物及び宅地のうち、応急対策を実施する上で重要な学校、医療施設等については、判定順位等の実施計画を事前に策定します。
- 4 判定制度の周知【まちづくり政策部】

平常時から市民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物及び当該宅地の所有者や使用者が判定結果を尊重し、建物及び宅地を使用するよう指導します。

また、罹災証明書における罹災程度との違いについても、周知を図ります。
- 5 被災住宅の応急修理【まちづくり政策部、企画政策部、防災危機管理部】

災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理については県が実施することとされていますが、あらかじめ県との調整を図ります。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-22 建築物応急危険度判定活動体系図・建築物応急危険度判定標識
- 3-23 被災宅地危険度判定活動体系図・被災宅地危険度判定標識

第13節 ライフラインの応急復旧対策

《現状》

- 上下水道の早期復旧を図るため、協定を締結しています。
- 災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気及びガス等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。

《課題》

- ライフラインの復旧に当たっては、市民に対する安全確認に関する広報を徹底するとともに、ライフライン事業者との情報連絡を密にして、二次災害が起こらないよう復旧に努める必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 連携体制の確保【土木部、各事業者】

市、県及びライフライン事業者は、施設の耐震化に努めていますが、災害が発生した場合には、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備等の応急復旧対策を進めます。

【関係資料】

- 1-12 指定公共機関
- 1-13 指定地方公共機関（一部）
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第14節 広域応援体制等

《現状》

- 災害時相互応援に関する協定を高山市、花巻市、銚子市、静岡市、石巻市、伊豆市の他全国の施行時特例市と、災害時相互協力に関する協定を大磯町、二宮町等と、それぞれ締結しています。
- 県及び県内市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 関係機関とは、応急復旧に関する協定や、食料、生活必需物資、医薬品等の調達に関する協定等の締結がある他、災害時を想定した訓練を実施しています。
- 自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、総合防災訓練等において、連携を図っています。
- 県では、大規模災害時に、県が応援を受ける際の要請の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする神奈川県災害時広域受援計画を策定しています。

《課題》

- 災害時に広域応援活動を円滑に進めるためには、あらかじめ関係機関と連携方法を構築しておく必要があります。

《今後の取組みの方向》

- 1 広域応援の受入れ体制強化【防災危機管理部、都市整備部、関係部局】
広域応援部隊等の迅速かつ円滑な活動を可能にするため、神奈川県災害時広域受援計画に基づき、受入れ体制の強化に努めます。
 - (1) 広域応援活動拠点
総合防災基地（総合公園）を広域応援活動の拠点とし、広域応援部隊等の円滑な受入れに努めます。
 - (2) 施設屋上への施設名表示（ヘリサイン）
上空から重要拠点や被災場所を把握できるようにするため、主な施設の屋上に施設名（ヘリサイン）を表示することに努めます。
 - (3) 情報の共有、部隊の効率的運用等
県及び防災関係機関とともに、広域応援部隊との情報の共有、応急活動用備蓄資機材の配分方法、部隊の効率的運用方法等について検討します。
- 2 協定等の締結【防災危機管理部】
市が協力要請する活動等については、災害時の協力を円滑に進めるために必要と認められる場合は、あらかじめ個々の関係団体等と、その特性等を考慮した上で協力の内容、協力方法等必要事項に関して協定等を締結するよう努めます。
- 3 訓練の実施及び検証【防災危機管理部】
関係機関とともに訓練を実施し、連携の強化を図ります。

【関係資料】

- 1-17 自衛隊
- 3-36 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積

- 3-37 ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-38 自衛隊の宿営地及び車両基地の予定地
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 5 節 自主防災組織等地域防災体制

《現状》

- 本市には228（平成29年3月現在）の自主防災組織があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。
- 自主防災組織等は、独自の防災計画（防災規約）を作成しています。
- 事業所等では防火管理者を中心に自衛消防隊が組織され、当該事業所等における防火に努めています。また、大規模事業所では、防災管理者を中心に自衛消防組織が組織され、防災対策に努めています。
- 一部の地域では、自主防災組織等と事業所が連携して防災訓練の実施や災害時の協定を締結しています。

《課題》

- 災害時には自助・共助による対応が大変重要となることから、地域防災力の向上が必要となります。
- 自主防災組織と地域内の事業所との協力による地域防災体制の整備が急がれます。

《今後の取組みの方向》

1 地域活動者の育成【防災危機管理部】

地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図ります。

(1) 地域の防災活動者の育成

自主防災組織や自主的に防災活動を行う地域住民に対し、防災講演会の開催等により防災に関する知識、技術等の習得を目的とした研修を実施するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

(2) 女性の防災活動者の育成と支援

女性が防災活動を効果的に行えるよう、防災に関する知識をもつ女性の防災活動者の育成を図るための講習会等を開催するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。また、女性の防災活動者が行っている女性の視点も活かした様々な防災活動に対して支援を行います。

(3) 防災インストラクターの育成

災害から市民を守り、地域防災力を向上するために、防災訓練・防災講話等により適切な技術・知識の指導や助言を行うための研修を行い、防災インストラクターを育成します。

(4) 応急手当普及員の育成

応急手当方法の普及を図るため、普通救命講習会等を開催し、応急手当普及員を育成します。

(5) 小・中学生による地域防災力の向上

平日昼間など、地域の活力となる小・中学生に対して防災講座等を開催し、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

2 自衛消防隊の育成、指導【消防本部】

事業所の自衛消防隊は、事業所内に留まらず、地域での活動も期待されるため、協力を働きかけます。

大地震時において、広域的に発生する火災に対し、消火活動は路上障害物によって阻害されることが大きいと同時に、市内会社工場等に対する消火活動は現有消防力では十分

効果をあげることは、困難であることが予測される。このため、市内事業所の自衛消防隊の育成及び充実強化を図るため、事業所に対し次の事項について指導等を行います。

- (1) 消防用設備の整備充実
- (2) 消防訓練の指導
- (3) 地震防災知識の普及
- (4) 事業所単位の消防法に基づく「消防計画」の策定

3 消防団による地域防災力の向上【消防本部】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、市民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、市民の安全の確保に努めます。

4 地域の連携協力体制の整備推進【防災危機管理部】

地震発生時の被害を最小限にするため、また災害からいち早く立ち直るためには「みんなのまちはみんなで守る。」という強い連帯意識をもった地域ぐるみでの協力体制が必要です。このため、「地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）」に基づき、地域における市民、自主防災組織、事業所の協力体制の整備に向けた防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、相互の支援その他の防災活動に関する計画である地区防災計画（防災規約）の作成や点検を支援し、必要に応じて地域防災計画に定め、地域防災力の向上を図ります。

5 防災条例制定の検討【防災危機管理部】

「自助」、「共助」、「公助」の考え方をもとに、市民、事業者、市が手を携えて、災害に強いまちづくりを推進するため、市の防災対策のほか、市民及び事業者の役割について規定した、防災条例の制定を検討します。

第16節 災害ボランティア活動の取組み

《現状》

- 災害時ボランティアネットワークセンターの設置について、平塚市社会福祉協議会と協定を締結しています。
- 平塚市社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアルを作成しています。
- 災害多言語支援センターの設置及び運営について、災害多言語支援センター運営マニュアルを作成しています。
- 「災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書」について、東海大学及び神奈川大学と締結しています。

《課題》

- 災害時のボランティアを有効に機能させるため、災害時ボランティアネットワークセンターの設置者である平塚市社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。
- 災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアル及び災害多言語支援センター運営マニュアルについて、訓練等を通して検証が必要です。
- 災害時ボランティアネットワークセンターの個人ボランティアだけではなく、専門的知識やノウハウを持った団体との協力体制を確保する必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 ボランティアの育成・支援【監査委員事務局】

災害時におけるボランティアの果たす役割は大変大きなものであり、災害時のボランティアの事前登録制や支援のあり方について関係機関等と協議します。

(1) ボランティアの事前登録制度の導入

災害時にはボランティアの救援活動が必要となることから、事前登録により人材を確保します。また登録のあったボランティアが、災害時にボランティア活動の中核となって活動するための組織づくりについて協議します。

(2) ボランティアの育成の場及び災害時の活動拠点の整備

ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成を推進するための場及び災害時の活動拠点の整備を行います。

2 災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアル等の検証【監査委員事務局、市民部】

訓練等を通して災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアル及び災害多言語支援センター運営マニュアルの検証を行います。

3 NPO等の災害ボランティア団体との連携【監査委員事務局、市民部、防災危機管理部】

専門的知識を有するNPO等の災害ボランティア団体との連携について検討します。

【関係資料】

8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第17節 防災知識の普及

《現状》

- 市民に対しては3日から1週間分を目安とした飲料水や食料、非常持ち出し品の準備を奨励しています。
- 「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）に合わせ、防災講演会や防災フォーラムを実施し、また、「防災週間」（8月30日～9月5日）や「津波防災の日」（11月5日）などに関連して、防災パネル展を実施し、市民の防災意識の高揚を図っています。
- 毎年、総合防災訓練の実施に合わせ、市民への防災知識の普及を図っています。
- 毎月1日を「地震防災の日」とし、市民の防災意識の高揚を図っています。
- 防災インフォメーション（FM湘南ナパサ）により、各家庭での防災対策や防災知識の普及を図っています。
- 地域防災計画の概要と災害への備えをまとめた啓発冊子を配布しています。
- 安否確認に関する事前対策として、避難時の行動やNTT災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法等について広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会などを通じ市民へ普及、啓発を行っています。
- 市職員の防災意識の高揚を図り、防災諸活動を円滑に実施するため、防災訓練とあわせ、機会あるごとに防災講演会等の防災教育を行っています。
- 災害対策本部の各班は、分担する業務等に関しマニュアルを策定していますが、その効果的な運用を図り、地震発生時の対応が実効性あるものとするため、各課に防災推進員を置き、職員行動マニュアルの習熟を徹底するなどしています。

《課題》

- 災害時における自助・共助・公助について市民の理解を得るための機会の拡充を図る必要があります。
- 事業所における自主防災体制について、地域住民へ周知し、共助づくりを進める必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 自助・共助の周知【防災危機管理部】

市民と事業所に対して、「自らの身は、自ら守る。」「みんなのまちは、みんなで守る。」といった、自助・共助についての周知を行うとともに、特に、シェイクアウト訓練を通して地震発生時の安全確保行動の普及を図り、地域防災力の強化に努めます。

2 市民等への防災知識の普及【防災危機管理部】

通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調査を通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災に対する意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用することで防災知識の普及を図ります。

3 事業所等に対する防災教育【防災危機管理部、消防本部】

企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、危険物施設従事者や福祉・医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

4 被災者生活再建支援に関する情報の周知【防災危機管理部、関係部局】

災害後に受けることができる被災者生活再建支援に関する情報について、平常時から周知に努めます。

第18節 防災訓練の実施

《現状》

- 地域分散型の総合防災訓練、海岸地域を対象にした津波対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。
- 実動訓練だけでなく、図上訓練（D I G）の実施等、知識習得とコミュニケーションを醸成するための多様な訓練を行っています。
- 自主防災組織等が主催する防災訓練に職員を派遣し、地震体験訓練や防災講話等を通じた防災知識の普及、啓発を行っています。

《課題》

- 多種多様な訓練（参集訓練、図上訓練等）を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟度を高める必要があります。
- 自主防災組織等と連携して、より実践的な訓練を実施し、地域防災力の強化を図っていく必要があります。
- 避難行動要支援者を交えた防災訓練の実施が必要となっています。

《今後の取組みの方向》

1 災害対策本部における個別訓練【関係部局】

災害対策本部員の初動体制の確立及び各部の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、次により個別に実践的訓練を実施します。

なお、実施に当たっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、必要に応じ関係機関等の協力を求めます。

(1) 参加団体

災害対策本部各部

(2) 訓練の種類

ア 動員配備訓練

災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制を確立する訓練を行います。

イ 各部別訓練

災害対策本部各部班における応急対応業務の実効性を高めるため、各部班において職員行動マニュアル等に基づく実技訓練、図上訓練を行います。

2 自主防災組織等と連携した訓練【防災危機管理部】

地域防災力の強化のため、ハザードマップを活用した訓練等自主防災組織等と連携して地域の実情に応じた実践的な訓練を実施します。

(1) 参加団体

自主防災組織、地域住民等

(2) 訓練の種類

ア 津波避難訓練

津波から円滑な避難を行うため、避難経路の検討や検証等の訓練を行います。

イ 土砂災害対策訓練

土砂災害からの円滑な避難を行うため、避難経路の検討や検証等の訓練を行います。

(3) 実施時期

津波防災の日を中心とした時期、土砂災害防止月間の時期

3 消防機関の訓練【消防本部】

災害の様相は多種多様であり、防災活動は困難性とともにより多くの危険性がかかえています。このため、繰り返し高度な訓練を行い、消防技術の向上を図ります。

(1) 参加団体

消防本部

(2) 訓練の種類

ア 火災防御訓練

防御活動の基本となる招集、出場、人命救助、水利統制、放水、通信統制、避難誘導、警戒、破壊、水損防止及びその他防御活動等に関する訓練を行います。

イ 救急、救助訓練

災害時又はその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するための訓練を行います。

(3) 実施時期

年間を通して実施

4 臨時救護所における訓練【健康・こども部、防災危機管理部】

災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施します。

(1) 参加団体

臨時救護所関係団体

(2) 訓練の種類

ア 医師会災害救護本部設置訓練

医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。

イ 臨時救護所設置訓練

市長の指示により臨時救護所が設置されるため、テント等の設営及び防災行政用無線の開局等の訓練を行います。

ウ 医師会救護隊等の動員訓練

市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、平塚市赤十字奉仕団員、登録看護要員が臨時救護所に参集する訓練を行います。

エ 医薬品搬送訓練

平塚中郡薬剤師会及び医薬品協定締結事業者による臨時救護所への医薬品の搬送訓練を行います。

オ 負傷者搬送及び応急救護訓練

平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備職員による受付、医師・歯科医師・赤十字奉仕団員・登録看護要員・災対本部医療救護部保健師による応急救護訓練を行います。

(3) 実施時期

各関係団体において定めた時期

5 事業所及び学校等の訓練【教育委員会、防災危機管理部、消防本部】

事業所及び学校その他の施設は、地震発生時の避難、初期消火、施設の保安等に関する実践的訓練を概ね次により実施し、被害の軽減に努めるとともに、適宜防災教室等の開催により、防災意識の高揚に努めます。

(1) 参加団体

事業所、学校その他の施設

(2) 訓練の種類

ア 通報・連絡訓練

火災などの消防機関への通報、消防隊の火災現場への誘導及び事業所内従業員等への通報連絡訓練を行います。

イ 消火訓練

消火器などによる初期消火訓練を行います。

ウ 避難訓練

地震時の安全な場所への避難誘導及び避難用器具の操作訓練を行います。

エ 救出・救護訓練

応急手当による救急法、担架などによる負傷者の搬送訓練を行います。

(3) 実施時期

事業所、学校その他の施設において定めた時期

6 自主防災組織の訓練【防災危機管理部】

自主防災組織は、市民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、災害時に効果的な防災活動が行われるよう、概ね次により連携訓練を実施します。また、避難行動要支援者の参加についても配慮します。

(1) 参加団体

各自主防災組織

(2) 訓練の種類

ア 自主防災組織本部の設置訓練

活動拠点となる本部の設置訓練を行います。

イ 情報の収集、伝達訓練

火災の発生、被害の状況等を本部へ報告する訓練、又は本部及び避難所からの指示を地域住民へ伝達する訓練を行います。

ウ 出火防止及び初期消火訓練

地震時の火の始末及び消火器などによる初期消火訓練を行います。

エ 避難訓練

地震発生時の安全な避難場所への誘導及び避難行動要支援者の救護等の訓練を行います。

オ 救出、救護訓練

被災者の救出・救助訓練、応急手当による救急法及び担架等による負傷者の搬送訓練を行います。

カ 給食、給水訓練

食料や飲料水の確保、配給、炊き出しなどの給食、給水活動訓練を行います。

キ 地域協働型訓練

「みんなのまちはみんなで守る」という隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、地域の特性を活かし、連携を主眼とした訓練を行います。

(3) 実施時期

各自主防災組織において定めた時期

7 その他の訓練【防災危機管理部、各事業者、関係部局】

(1) ライフライン関係機関の応急復旧訓練

ライフライン関係機関は、災害時の所管業務の早期復旧のため、それぞれの定める応急対策計画等により、応急復旧訓練の実施に努めます。

(2) 近隣自治体等との合同防災訓練

地震発生時の近隣自治体等との相互応援体制を検証するため、近隣自治体等と連携して合同防災訓練の実施に努めます。

(3) 催物等開催時における地震及び津波の発生等を想定した訓練

催物等を主催する者は、開催時の地震の発生等を想定し、参集者及び観光客等に対する避難誘導及び広報対策等の災害対応マニュアル等を策定するとともに、必要な訓練の実施に努めます。

第 19 節 業務継続計画の策定

《現状》

- 災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、平常業務を継続し、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障をきたさないよう、「平塚市業務継続計画（BCP）地震対策編」を策定しています。
- 市内にも事業継続計画（BCP）を作成している事業者があります。

《課題》

- 社会情勢の変化に伴う事務の見直しやインフラ等の整備に伴い、随時、業務継続計画を見直す必要があります。
- 経済活動の停滞や事業復旧の遅延を防ぎ、市民生活の早期安定が図れるよう、多くの事業者が事業継続計画を策定する必要があります。
- 各事業者の事業継続計画が、相互に機能するよう、連携を強化する必要があります。

《今後の取組み方向》

1 業務継続計画の見直し【防災危機管理部】

国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、非常時優先業務の整理等業務継続計画に必要な6要素を取り入れるとともに、関係団体等と連携を図りながらより実効性の高い計画へ見直します。

2 事業者の事業継続計画策定・点検・見直しへの協力【産業振興部】

事業者が事業継続計画を策定し、災害に備えることは、事業の継続と迅速な復旧のほかに、顧客や従業員の安全の確保などにも繋がるため、事業継続計画の策定及びPDCAサイクルによる点検・見直しについて、関係団体等と連携を図りながら、必要な情報提供等に努めます。

[地震災害]
第 4 章
災害時の応急対策

第1節 災害対策本部の設置と運営

【担当部】	各関係部
【関係機関】	各防災関係機関

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、本市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災対法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置します。

ア 自動設置

(ア) 気象庁発表による[震度5強]以上の地震が発生したとき。

(イ) 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報または津波警報を発表したとき。

イ 状況等を判断して設置

(ア) 気象庁発表による[震度4]以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。

(イ) 本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。

備考1 ア、イの震度判定の基準地点は「平塚市」です。

2 相模湾・三浦半島津波予報区は、「神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。)」の沿岸をいいます。

(2) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長(市長)(以下「本部長」という。)は、本市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、又は災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止します。

(3) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表します。

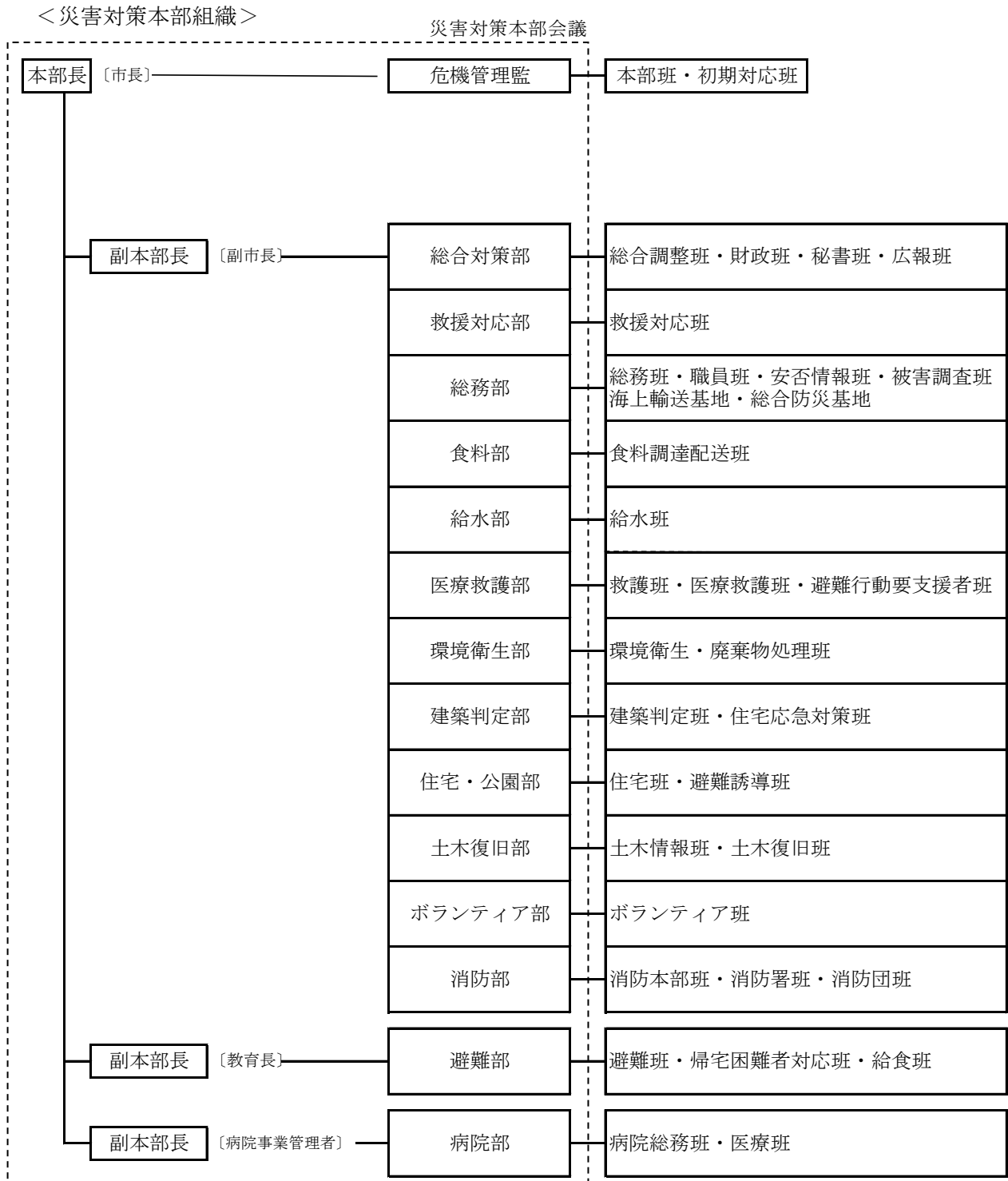
なお、主な関係機関は次のとおりです。

機 関 名	
神奈川県知事（災害対策課）	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社
神奈川県湘南地域県政総合センター （県民・防災課）	神奈川中央交通西(株)平塚営業所
神奈川県平塚土木事務所	東京ガス(株)神奈川西支店
神奈川県平塚保健福祉事務所	湘南農業協同組合
神奈川県平塚警察署	（一社）平塚建設業協会
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平塚管工事業協同組合
農林水産省関東農政局神奈川県拠点	平塚市漁業協同組合
日本郵便(株)平塚郵便局	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
東日本電信電話(株)神奈川事業部	湘南ケーブルネットワーク(株)
（一社）平塚市医師会	(株)湘南平塚コミュニティ放送
平塚商工会議所	（公社）神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会
（一社）神奈川県トラック協会県央サービスセンター	その他必要と認める機関

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、分担業務及び運営については、平塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）及び平塚市災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによりますが、組織及び所管部の概要は、次のとおりです。

なお、災害対策本部も含め、市内が壊滅的な被害を受けた場合は、優先部班として本部班、医療救護部、土木復旧部、消防部、避難部、病院部に人的資源を集中します。



3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市庁舎本館に設置します。ただし、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合は、次の施設に設置します。また、災害対策本部を設置したときは「平塚市災害対策本部」の標示を掲示します。

- (1) 平塚市美術館 (第1順位)
- (2) 市庁舎周辺の公共施設 (第2順位)

4 初期対応班配備職員

(1) 初期対応班配備職員の業務

初期対応班配備職員は、[震度5強]以上の地震が発生した場合に、初期の災害対策本部の設置及び運営に関する業務を担当します。勤務時間外及び休日においては、発災直後から本部班職員が配備につくまでの間において、参集後速やかに初期業務を開始します。また、勤務時間中に災害が発生した場合は、本部班職員と共同で、初期業務を実施します。

なお、分担業務は、要綱第2条の初期対応班欄のとおりとしますが、業務の細部については、あらかじめ本部班と協議しておくものとします。

(2) 初期対応班の廃止

災害対策本部の初期体制が概ね確立されたと判断された場合は、初期対応班を廃止します。この場合、本部班の指示により初期対応班配備職員は、本来所属すべき各部の業務に就くものとします。

5 職員の動員・配備

動員（配備）については次のとおりですが、細部については「平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則」で定めるとおりとします。

(1) 動員（配備）対象職員の範囲

災害時における職員の動員、配備の対象職員（以下「職員」という。）は次のとおりとします。

ア 平塚市職員定数条例（昭和24年条例第21号）第1条に規定する職員

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員

ウ 平塚市臨時職員に関する規則（昭和43年規則第3号）第3条第3項第1号に規定する非常勤職員（嘱託員）

(2) 地震災害時の動員基準及び配備内容等

ア 自動参集による配備

	参集基準	配備内容	職員の対応
地震	気象庁発表による[震度5強]以上の地震が発生したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制	[震度5強]以上の情報を覚知した場合には動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。
津波	気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、津波警報を発表したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制	相模湾・三浦半島津波予報区の大津波警報、津波警報の情報を覚知した場合には、動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。

イ 動員の発令による配備

	参集基準	配備内容	職員の対応
地震	気象庁発表による[震度4]以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	災害の状況により、職員の一部を配備し、事態の推移により、必要人員を増員するなど、臨機に災害応急対策に当たる体制	動員の発令があった場合には、速やかに所定の場所に参集する。
津波	気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき、又は、本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。		

備考 [震度5強] 及び [震度4] 以上の震度判定の基準地点は「平塚市」です。

(3) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
ア 各部長	災害対策本部設置場所
イ 部長から指定があった職員	指定された場所
ウ 避難所配備職員 公民館配備職員 情報拠点配備職員	あらかじめ定められている場所
エ 初期対応班職員	災害対策本部設置場所

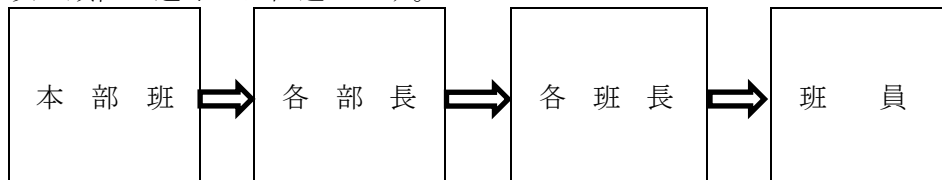
(4) 動員の発令による配備の場合の伝達方法

ア 勤務時間中

本部班が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

イ 勤務時間外、休日

次の順位で速やかに伝達します。



(5) 配備状況の報告

各部長は、災害対策本部が設置されたときには直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により総務部職員班へ配備職員数等を報告します。

なお、消防署班職員については、所定の用紙にて報告します。

(6) 応援要員の要請

各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、要綱第2条別表第1のブロック内で要員の流動的な活用を図るものとしますが、さらに要員が不足すると判断される場合は、本部班に連絡し、要請します。

本部長は、必要と認めたときは速やかに応援要員の派遣を実施し、事後本部会議に報告するものとします。

(7) 参集時の留意事項

ア 服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装（防災服があるものは防災服）とし、活動に必要と思われる水、食料及び用具をできる限り携行するものとします。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防・警察又は最寄りの避難所に通報した後、参集します。

ウ 被害状況等の報告

職員は参集途上において被害状況、災害情報の収集に努め、参集後所属班長を通じて総合調整班に報告します。

6 災害対策本部会議の運営

本部長の意思決定の支援機関として、応急対策活動の的確な実施に重要な役割を担う災害対策本部会議は、要綱第6条に基づき設置されますが、同要綱に定める協議事項の内容は次のとおりとします。なお、本部員は災害対策本部に常駐するものとし、各部との情報連絡を実施します。

(1) 災害応急対策の総合調整に関すること

ア 各部間の応急対策業務に係る調整

イ 防災関係機関及び応援部隊等との調整

(2) 県災害対策本部との協議に関すること

(3) 職員の配備体制及び各部間の応援体制に関すること

ア 業務量及び業務内容等の変化に伴う、職員の流動的活用

イ 応急対策の長期化等に伴う職員の健康管理及びローテーションの検討

(4) 避難情報に関すること

(5) 関係機関への応援要請に関すること

ア 自衛隊に対する災害派遣要請

イ 行政機関に対する応援要請

ウ 防災関係民間団体に対する協力要請

- (6) 災害救助法の適用要請に関する事
- (7) 激甚災害の指定の要請に関する事
- (8) 災害応急対策に要する予算及び資金に関する事
- (9) 義援金品の募集及び配分に関する事
- (10) その他災害応急対策の重要事項の決定に関する事

7 災害対策本部の応急対策の概要

災害対策本部が時間的経過に応じて実施すべき応急対策の概要は次のとおりとし、各部は、この概要に沿って必要な連携を確保するとともに、本章に定める各応急対策に基づき、所管する事項について迅速かつ的確な応急活動を行います。

(1) 応急対応の実施区分

時間的経過に伴う応急対応の実施区分は、発災から概ね次のとおりとします。

第1対応期	緊急対応期	(1) 発災～2時間以内
	初動対応期	(2) 緊急対応期後～24時間以内
第2対応期	24時間～3日以内	
第3対応期	3日～1週間以内	
第4対応期	1週間後～	

(2) 各対応期における応急対策事項

ア 第1対応期(発災～24時間以内)

項目	主な応急対策事項等
(1) 情報の収集、伝達	① 被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 ② 災害関連情報(気象警報等を含む。)を市民へ広報
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 市民からの通報等に対する対応 ② 安否等の問い合わせに対する対応
(3) 救助、救急及び消火	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 火災に対する消火活動
(4) 医療、救護	① 臨時救護所の設置及び運営 ② 医薬品や資機材の確保 ③ 病院等の稼働状況の把握
(5) 避難	① 避難所の開設及び避難所運営委員会による運営 ② 避難所及び周辺の避難者の状況把握 ③ 帰宅困難者の把握と帰宅困難者用一時滞在施設の開設 ④ 避難所以外の避難者の避難誘導 ⑤ 仮設住宅用地の確保、調整
(6) 飲料水、食料及び生活物資等の供給	① 飲料水、食料等の供給 ② 生活物資等の供給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 関係団体に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請
(8) 交通、道路等の状況把握	① 交通規制の実施状況の把握 ② 緊急交通(輸送)路の確保 ③ 道路、橋りょう等の被害状況の把握と応急対策 ④ ヘリコプター離着陸場の被害状況等の把握 ⑤ 漁港施設の被害状況の把握
(9) ボランティア活動	① 災害時ボランティアネットワークセンターに対する情報提供 ② 災害多言語支援センター設置場所の被害状況の把握
(10) 行方不明者の搜索、遺体安置所の開設	① 遺体安置所、火葬場の被害状況等の把握
(11) 環境衛生	① 避難所等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場、公共下水道終末処理施設等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の仮置場等の候補地選定
(12) ライフライン	① 各ライフラインの被害状況の把握
(13) 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 被災宅地危険度判定士の派遣要請 ③ 建造物等の危険箇所の点検、安全措置

イ 第2対応期（24時間～3日以内）

項目	主な応急対策事項等
(1) 情報の収集、伝達	① 被害状況、応急対応状況等情報の収集と伝達 ② 被災者の生活状況等の把握 ③ 市民への生活関連情報等の広報
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 市民からの通報等に対する対応 ② 安否等の問い合わせに対する対応
(3) 救助、救急及び消火	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等医療機関への搬送 ③ 消火活動及び出火防止の広報
(4) 医療、救護	① 臨時救護所の運営 ② 医薬品や資機材の確保 ③ 人工透析患者等への医療情報提供 ④ 在宅酸素療養者に対する酸素濃縮器等の供給情報の提供
(5) 避難	① 避難所運営委員会による運営 ② 帰宅困難者の避難所での受入れ（検討） ③ 避難所における避難行動要支援者の状況把握 ④ 二次的避難施設の状況確認 ⑤ 仮設住宅用地の確保、調整
(6) 飲料水、食料及び生活物資等の供給	① 飲料水、食料等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 関係団体に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請 ④ 応援部隊及び協力団体等の受入れ
(8) 交通、道路等の状況把握	① 緊急交通（輸送）路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧
(9) ボランティア活動	① ボランティアに対する協力要請項目の集約、要請 ② 災害時ボランティアネットワークセンターに対する情報提供 ③ ボランティア活動拠点の提供 ④ 災害多言語支援センターの設置、運営
(10) 行方不明者の搜索、遺体安置所の開設	① 行方不明者の搜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 火葬場の確保 ④ 遺体安置所の開設 ⑤ 遺体の処理及び埋・火葬
(11) 環境衛生	① し尿収集処理の検討 ② ごみ収集処理の検討 ③ 防疫活動の検討及び実施
(12) ライフライン	① 各ライフラインの復旧状況の把握
(13) 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定の実施 ② 被災宅地危険度判定の実施 ③ 建造物等の危険箇所の点検、安全措置
(14) 被害調査	① 罹災証明発行等に備えた被害調査の準備

ウ 第3対応期（3日～1週間以内）

項目	主な応急対策事項等
(1) 情報の収集、伝達	① 被災者の生活状況等の把握 ② 市民への生活関連情報等の広報 ③ 災害広報紙等の発行、配布
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 安否等の問い合わせに対する対応 ② 市民からの通報等に対する対応
(3) 救助、救急及び消火	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等医療機関への搬送 ③ 出火防止の広報
(4) 医療、救護	① 避難生活者の健康管理及び栄養指導 ② 避難生活者等のメンタルケア
(5) 避難	① 避難所運営委員会による運営 ② 要配慮者の福祉避難所等への移送 ③ 福祉避難所等の開設、運営 ④ 仮設風呂等の設置について検討 ⑤ 仮設住宅用地の確保、調整 ⑥ 仮設住宅の建設について調整
(6) 飲料水、食料及び生活物資等の供給	① 飲料水、食料等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給 ③ 救援物資等の配給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 応援部隊及び協力団体等の受入れ
(8) 交通、道路等の状況把握	① 緊急交通（輸送）路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧
(9) ボランティア活動	① ボランティアに対する協力要請項目の集約、要請 ② ボランティアに対する情報提供 ③ 災害多言語支援センターの設置、運営
(10) 行方不明者の捜索、遺体安置所の開設	① 遺体の処理及び埋・火葬
(11) 環境衛生	① し尿収集処理 ② ごみ収集処理 ③ 防疫活動の実施 ④ 災害廃棄物の仮置場等の選定、運営
(12) ライフライン	① 各ライフラインの復旧状況の把握
(13) 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定の実施 ② 被災宅地危険度判定の実施 ③ 建造物等の危険箇所の点検、安全措置
(14) 被害調査	① 罹災証明発行等に備えた被害調査の準備

エ 第4対応期（1週間後～）

発災後1週間以降については、避難生活の長期化に伴う各応急対策の内容の変化を加味し、応急活動を実施するとともに、避難行動要支援者に対する支援策及び市民生活の安定を重点とした対策の実施に努めます。

なお、主な応急対策事項等については、次のとおりです。

主な応急対策事項等
① 災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供
② 被害調査の実施、罹災証明の発行
③ 仮設住宅の入居申込み受付
④ 倒壊家屋の解体、撤去の対応
⑤ 災害廃棄物の処理
⑥ 義援金の配分、見舞金等の支給
⑦ 被災者の生活援護
⑧ 融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置
⑨ 学校教育の再開
⑩ 災害復旧・復興計画策定

8 災害対策戦略室の設置、運営

災害対策戦略室は、災害対策本部の意思決定を円滑にし、迅速な災害対応を行うための補佐機関として設置し運営します。

(1) 設置基準

災害対策本部を設置したときに、災害対策戦略室を設置します。

(2) 設置場所

災害対策戦略室は、市庁舎本館に設置します。

(3) 災害対策戦略室の廃止

災害対策本部を廃止したとき、又は災害対策本部において、災害応急対策の実施状況等により災害対策戦略室を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策戦略室を廃止します。

(4) 災害対策戦略室の組織等

原則、災害対策本部のすべての部班とします。ただし、災害の状況により、規模を縮小した方が効率的に対応できると災害対策本部において認めたときは、必要部班による対応とします。

(5) 職員の配備

各部において指定する職員を配備するものとします。

(6) 災害対策戦略室の運営

災害対策戦略室は、災害対策本部の意思決定を助け、また、意思決定後、迅速かつ効果的に災害対応を実行するための調整を行います。災害対策戦略室が行う主な業務は、次のとおりとします。

ア 災害対策本部の決定に必要な情報の提供

イ 情報収集及び共有と課題の把握

ウ 課題解決のための対策の検討

エ 対策の実行に向けた各部間の調整

オ 対策の活動管理

【関係資料】

1-4 平塚市災害対策本部条例

1-5 平塚市災害対策本部要綱

1-5① 平塚市災害対策本部組織

1-5② 平塚市災害対策本部分担業務

- 1－5③ 平塚市災害対策本部員
- 1－5④ 平塚市災害対策本部配備体制
- 1－6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則
- 2－4 配備人員報告書

第2節 公共施設の応急対応

【担当部】 総合対策部 各関係部 施設の所管部

1 各公共施設の措置

(1) 開館（庁）時の措置

開館（庁）時に地震が発生した場合は、各公共施設は原則として次の順により適切な措置を行います。

- ア 利用者等の安全な避難誘導
- イ 負傷者等の適切な措置
- ウ 当該施設の安全点検及び閉鎖措置
- エ 当該施設の状況報告
- オ 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

(2) 閉館（庁）時の措置

閉館（庁）時に地震が発生した場合は、各施設職員（あらかじめ他の任務を指示されている職員は除く）は、直ちに当該施設に参集し、原則として次の順により適切な措置を行います。

- ア 避難者に対する避難所への避難指示又は協力要請
- イ 当該施設の安全点検及び閉鎖措置
- ウ 当該施設の状況報告
- エ 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

(3) 施設周辺地区の被害状況等の情報収集及び報告

ア 情報の収集

地震が発生した場合は、各施設の職員が当該施設の被害状況とあわせ、施設周辺地区の被害状況等を可能な範囲で収集します。

イ 情報の報告

上記により収集した被害状況等の情報は、当該施設の被害状況等とあわせて総合対策部総合調整班へ報告します。この場合、電話が使用できるときは電話により報告するとともに、情報拠点配備職員へ収集した情報を引き継ぐものとします。ただし、電話が使用不可能なときは、情報拠点を通じて報告するものとします。

ウ 収集及び報告の方法

被害状況等の収集及び報告を行う場合の方法については、本章「第3節 災害時情報の収集と伝達」を参照することとします。

2 施設の応急使用

(1) 使用目的等

ア 公共施設の使用区分

地震災害時における公共施設の使用区分は次のとおりとします。

使用区分	内容
使用施設	災害対応上基本的に必要となる施設で、特に指示のない限り、定められた目的の施設として必要な期間使用する施設
予備施設	使用施設に支障のある場合又は使用施設が不足する場合等に、本部長の指示により、上記使用施設の予備的な施設として必要な期間使用する施設
業務運営施設	通常の所管業務を災害時対応に即して運営する施設
閉鎖施設	災害時においても、特に指示のない限り閉鎖し、使用しない施設

イ 各公共施設の使用目的等

地震災害時における各公共施設の使用目的等については、「公共施設の使用目的等」に定めるとおりとします。

(2) 施設使用の指示及び閉鎖措置

ア 施設使用の指示

上記における施設の使用に関する指示は、本部長の指示に基づき、通常当該施設を所管する部長が施設管理者に対して行うものとします。

イ 施設の閉鎖措置

使用施設及び予備施設の各管理者は、当該施設が使用されないこととなった場合は、当該施設を閉鎖するための必要な措置を行うものとします。また、閉鎖施設の管理者についても同様とします。

3 施設職員の配備

(1) 施設が使用される場合の配備

ア 各施設管理者は、当該施設の災害時の使用目的に照らし、施設の維持、管理面に必要と認められる最小限の職員を配備するものとします。この場合の必要人員については、当該施設を使用する関係班長と協議し、決定するものとします。

イ 上記アにより配備される職員以外の職員は、要綱に基づく分担業務に従事するものとします。

(2) 施設が閉鎖される場合の配備

施設が閉鎖され使用されない場合は、原則として、当該施設的全職員は要綱に基づく分担業務に従事するものとします。

4 指定管理者制度導入施設の措置

(1) 災害発生時の対応

災害発生時は、利用者等の安全な避難誘導及び負傷者等の適切な措置を行うとともに、当該施設の安全点検及び閉鎖措置を実施します。

(2) 施設の応急使用

地震災害時における応急使用目的等については、「公共施設の使用目的等」に定めるとおりとし、各施設の管理者は、応急使用を妨げないとともに、施設の使用に支障をきたさないよう、管理・運営するものとします。

また、閉館時間中に発災した場合には、所管課と調整し、応急使用できるようにします。

【関係資料】

3-35 公共施設の使用目的等

第3節 災害時情報の収集と伝達

【担当部】	総合対策部 総務部 医療救護部 土木復旧部 避難部 病院部 消防部 各関係部 公共施設勤務職員
【関係機関】	東日本電信電話(株) (株)湘南平塚コミュニティ放送 湘南ケーブルネットワーク(株) 総務省関東総合通信局 各電気通信事業者 ライフライン関係機関 輸送関係機関 報道関係機関 平塚土木事務所 平塚警察署 各病院 他防災関係機関

1 通信対策

(1) 使用通信設備

ア 市及び各防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達、被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な情報の通信には、次の通信設備を使用します。

- (ア) 加入電話（携帯電話を含む。）
- (イ) 市防災行政用無線（固定系）
- (ウ) 市防災行政用無線（移動系）
- (エ) MCA無線
- (オ) 消防用無線
- (カ) 県防災行政通信網
- (キ) 県災害情報管理システム
- (ク) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ケ) E M I S（広域災害救急医療情報システム）
- (コ) 衛星携帯電話
- (サ) インターネット

イ 加入電話に対する東日本電信電話(株)の通話規制が行われた場合には、東日本電信電話(株)が指定した災害時優先電話を利用します。

ウ 総合対策部総合調整班は通信の緊急度に応じて、東日本電信電話(株)に対してあらかじめ指定された災害時優先電話以外に必要な電話の増設を依頼します。

(2) 放送機関等の活用

市の通信設備に加え、必要に応じて総合対策部総合調整班は次のウ、オについて、広報班は次のア、イ、エについて依頼し、その利用を図ります。

ア (株)湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）

「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき協力要請を行い利用します。

イ 湘南ケーブルネットワーク(株)（SCN）

「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき協力要請を行い利用します。

ウ 非常無線通信の利用

加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になった場合には、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を利用します。

エ 放送機関への放送依頼

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に規定する放送局に対して、情報伝達のための放送を依頼します。

オ アマチュア無線の活用

平塚地域アマチュア無線クラブとの「災害時における非常通信活動の協力に関する協定書」に基づき、情報の収集及び伝達への協力を要請します。

(3) 通信機器の応急対応

地震発生後、各部班は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図るとともに、機器の復旧依頼及び代替手段の確保など必要な対策を速やかに行います。

(4) 通信連絡系統及び連絡先等

ア 地震時における通信連絡系統は、「通信連絡系統図」のとおりとします。

イ 防災関係機関等の電話番号等については、「防災関係機関等電話番号一覧表」のとおりとします。

2 災害広報

(1) 広報活動の実施機関及び内容

災害時における広報活動は、市及び関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行います。

ア 市の広報活動

(ア) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行います。

(イ) 市における広報事務は、総合対策部広報班が、同部総合調整班、本部班と緊密な連携の下行います。

(ウ) 総合対策部広報班は迅速かつ的確な情報の提供を行うため、災害対策本部及び関係機関に係る情報を積極的に収集します。

イ 関係機関の広報活動

(ア) 関係機関は、それぞれが所管する施設、事業等に係る被害状況、使用規制、復旧の見通し等に関し、必要に応じて広報活動を行います。

(イ) 各関係機関は、市との情報の共有化、一元化を確保するため、所管施設等の被害状況、応急対策の状況、復旧の見通し等について適宜総合対策部総合調整班へ連絡をします。

(ウ) 各関係機関は、市民等への広報又は報道関係機関への発表を行う場合は、その内容を事前（やむを得ない場合は事後）に総合対策部広報班に通知します。

(エ) 各関係機関は、防災行政用無線、広報紙等の市の広報媒体を活用する必要がある場合は、総合対策部広報班にその旨の要請を行います。

ウ 広報活動における留意事項

広報を行う場合には、特に次の点について留意するものとします。

(ア) 情報の一元化と迅速かつ的確な情報の伝達

(イ) 二次災害等災害の拡大を防止するために必要な情報の伝達

(ウ) 時間的経過、市民ニーズの変化等に対応するきめ細かな情報の伝達

(エ) 外国人、避難行動要支援者等に配慮した情報の伝達

(オ) 情報伝達手段の多重化と文字情報の活用

(カ) マスコミとの連携

エ 広報の内容

(ア) 第1対応期（発生～24時間以内）の広報

地震発生直後から24時間経過後以内までの緊急対応期、初動対応期における広報は、原則として次に掲げる内容について行います。ただし、災害の状況等によっては、適宜必要な項目について行います。

広報内容	項目
a 地震、津波、火災等の災害の発生状況	①災害の規模、範囲、内容の概要情報 ②余震情報、津波情報
b 初期消火活動、人命救助活動の呼び掛け	①初期消火、出火防止(ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等)の協力依頼 ②一般市民、自主防災組織、事業所等への人命救助、避難行動要支援者救助の協力依頼
c 避難に関する事項	①避難情報、警戒区域設定関連情報 ②避難所等の情報 ③避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等)
d 医療、救護に関する事項	①臨時救護所開設の情報 ②医療機関等の受入れ情報 ③専門医療(透析等)機関の情報
e その時点で判明している被害の状況	①ライフライン情報(停電、断水等) ②道路情報(通行止め、交通規制等) ③交通機関情報(運休・運行状況等)
f 市及び関係機関の応急対策の状況	①応急対策の実施情報
g その他必要な事項(広報が可能となり次第行う)	① 安否に関する情報 ② 飲料水、食料、物資等の支給情報 ③ 遺体収容関係情報 ④ 全国への救援情報 ⑤ 市長のメッセージ ⑥ その他必要な情報

(イ) 第2対応期以降(24時間経過後)の広報

地震発生後から24時間経過した以降における広報は、その時点での応急対応の状況の推移、被災者の動向等を見極めた上で、原則として次に掲げる内容について行います。

広報内容	項目
a 災害情報、被害状況	①その時点での詳細な被害情報
b 市及び関係機関の応急対策の状況	①その時点での各応急対策情報
c 給水、給食、物資等の支給に関する事項	①飲料水、食料、生活必需物資等の支給情報 (場所、日時、対象者等) ②救援物資の受入れ、支給情報
d 電気、ガス、水道等ライフラインの復旧状況	①ライフラインの復旧情報 ②復旧の見通し、代替措置等の情報
e 交通機関の運行・復旧状況、道路情報	①公共交通機関の運行・復旧情報 ②道路状況(交通規制、通行止め等) ③代替交通機関の情報
f 市民の安否に関する事項	①避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼 ②自主防災組織等への安否確認の協力依頼 ③安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
g 医療機関、臨時救護所の運営状況	①臨時救護所の運営情報 ②医療機関等の受入れ情報 ③専門医療(透析等)機関の情報
h 避難所、地域での生活関連事項	①避難行動要支援者の対応に関する情報 ②ごみ処理、衛生関連の情報 ③風呂、シャワーの情報 ④商店等の営業情報
i 行政施策の実施等に関する事項	①市の一般平常業務の再開情報 ②教育関連情報(休校、再開情報等) ③住宅関連情報(応急危険度判定、仮設住宅入居等) ④罹災証明、義援金関連情報 ⑤倒壊家屋、ガレキ処理関連情報 ⑥見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ⑦各種貸付、融資制度関連情報 ⑧床下消毒に関する情報 ⑨その他災害対策関連情報
j その他必要な事項	①ボランティア関連情報 ②その他必要な情報 ③全国への救援情報

(2) 市民等に対する広報の方法

ア 広報手段の有効活用

市民等に対して広報を行う場合、総合対策部広報班は、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して行います。

(ア) 防災行政用無線（固定系）

(イ) 広報車

(ウ) 広報紙（臨時号）、チラシ等の印刷物の配布又は掲出

(エ) 株湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）

(オ) 湘南ケーブルネットワーク株（SCN）

(カ) インターネット（ホームページ、ツイッター等）の活用

(キ) 携帯メール配信による情報提供

イ SCN、FM湘南ナパサの活用

地域に密着した詳細な災害情報や生活情報を迅速かつ正確に、また反復して提供するため、特に地域情報媒体であるSCN及びナパサの有効活用を図ります。

なお、ナパサについては、迅速かつ円滑な連携体制のもと、必要に応じて災害時の移動放送を行います。

ウ その他の方法

(ア) 火災及び津波等に関する広報は、必要に応じ消防機関においても行います。

(イ) 必要な場合は、警察署及びその他の防災関係機関に対し広報依頼をします。

(ウ) 必要な場合は、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼をします。

エ 市外避難者に対する広報

市外への一時避難者に対する広報は、当初においては報道関係機関へ協力依頼をして対応するものとしますが、状況又は時間の経過等に応じてFAXサービス、インターネット、広報紙等の郵送サービス等の検討を行います。

また、避難先自治体の協力を得て、広報紙等による広報を検討します。

オ 避難行動要支援者に対する広報

避難行動要支援者への情報伝達については、上記による方法のほか、自治会、民生委員児童委員、避難支援等関係者との連携、協力を得て対応します。

(3) 報道関係機関に対する発表

ア 災害対策本部が取りまとめた情報等の発表

災害対策本部がとりまとめた災害情報等は、総合対策部広報班を通じて適宜報道関係機関に発表します。

イ 関係機関の情報等の発表

関係機関の災害情報等は、原則としてそれぞれの関係機関が所管する事業等に関して適宜行います。ただし、災害時の情報の一元化のため必要な場合又は効率性確保の上で必要な場合等においては、総合対策部広報班を通じて統一的に行います。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し説明のための同席を求めるものとします。

ウ 関係機関が発表する情報の把握

総合対策部広報班は、情報の共有化を図るため、各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についてもその把握に努めます。

なお、ライフライン関係機関については、本章「第13節 ライフラインの応急復旧活動」の定めるところにより、各機関から所管に係る被害状況や応急対策状況等の報告とあわせ、各機関が報道関係機関等に発表する内容が本部班に伝達されることとなっているため、同班と連携を密にしてその情報を収集します。

(4) 広報資料の収集

ア 現地取材の実施

総合対策部広報班は、広報資料や災害記録等に資するため、災害対策本部で取りまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行います。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告します。

イ 災害写真の撮影及び収集

総合対策部広報班は、広報資料や災害記録等に資するため、必要に応じて次のとおり災害写真の撮影等を行います。

- (ア) 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真撮影
- (イ) 他の機関等が撮影した災害写真の収集
- (ウ) 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示
- (エ) 他の機関等から依頼のあった場合の写真の提供

3 災害状況等情報の収集及び報告

(1) 被害状況等情報の収集、報告の系統

ア 情報の収集、報告の系統

市及び防災関係機関の被害状況等の情報の収集及び報告の系統は、「被害状況等情報の収集、報告の系統」のとおりとします。

イ 情報の集約

災害時の情報の一元化を確保するため、災害対策本部各部等から収集された被害状況等の情報を全て総合対策部総合調整班で集約し、これに基づき県知事への報告又は報道関係機関への発表等を行います。

(2) 広聴活動等

ア 市民等からの問い合わせの対応窓口の設置

市民等からの災害情報及び生活関連情報等の問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに問い合わせに対応する窓口を設置し、総合対策部広報班がこれにあたります。ただし、安否に関する問い合わせには、総務部安否情報班があたります。

この窓口には、専用の電話、ファックス等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとします。

イ 被災者等からの要望等の取り扱い

被災者等から、要望等があった場合は、必要に応じて総合対策部広報班が取りまとめ、速やかに所管の部又は関係機関等に連絡を取り、その解決に努めます。

ウ 臨時市民相談窓口の開設

総合対策部広報班は被害の状況を分析し、特に専門的な対応が必要と認める場合は、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設し、市民の相談、要望等を聴取し、その解決に努めます。

なお、この取り扱いについては、「第5章 第3節 2生活再建支援」を準用します。

(3) 市民、事業所等の通報協力

ア 市民等の通報協力

- (ア) 地震が発生し被害が生じた場合、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合、市民及び事業所等は、直ちに市、防災関係機関又は平塚警察署（警察官）に通報します。

イ 市又は関係機関等の通報

被害又は異常現象の通報を受けた市又は関係機関等は、その事項を所管する機関に遅

滞なく通報します。

(4) 市における情報の収集

総務部及び関係各部は、地震災害が発生した場合は、次により直ちに情報収集のための活動又は準備を開始し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び応急対策に必要な情報等の収集にあたります。

ア 緊急対応期（災害発生直後、2時間以内）の情報収集体制等

(ア) 収集の程度

緊急対応期に、市域の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に情報を収集します。

なお、この場合、人命に係る情報の収集を優先します。

(イ) 収集の体制【2時間以内】

関係部・班等	収集の体制
総合対策部 総合調整班	総合対策部総合調整班は、災害対策本部の迅速かつ適切な初動対応に必要な情報の収集を主眼として、関係各部、関係機関及び市民等から報告又は通報される情報を迅速に集約します。
関係各部	関係各部は、直ちに所定の災害応急対策活動を行うために必要な情報を収集するとともに、平常時の所管業務及び所管施設等に関する被害状況等の概要を収集します。
公共施設勤務職員	開庁日等の場合で、市内各公共施設に勤務する職員が当該施設の被害状況とあわせ、施設周辺地区の被害状況等の概要を可能な範囲で収集します。
避難部 (情報拠点配備職員)	情報拠点配備職員は、主として担当地域内の災害発生直後の全般的な情報の収集にあたり、特に被害状況の概要、避難、住民の動向等についての情報を迅速に収集、集約します。

イ 上記以降における情報収集体制等

(ア) 収集の程度

上記により災害発生直後における被害状況等の概要の情報収集が完了した後は、引き続き時間的経過に応じて、より詳細な情報を収集します。

(イ) 収集の体制【2時間以降】

関係部・班等		収集の体制
総合対策部 総合調整班		総合対策部総合調整班は、発災直後の体制に引き続き、各種情報の集約にあたります。
総務部被害調査班		<p>① 総務部被害調査班は、総合対策部総合調整班と連携をとり、後に行う被害調査又は特別調査班による特別調査等の実施に資するための被害の概要を把握し、把握した情報に基づき、直ちに必要な被害調査又は特別調査班の編成等に関する準備体制に入ります。</p> <p>② 時間的経過に応じて、被害状況に関する情報収集にあたりるとともに、必要な現地調査等を行い、被害状況等についての数量的かつ詳細な情報を収集します。</p> <p>③ 必要な場合は本部長に対し、特別調査班（後述）の編成を要請し、これを指揮して調査にあたります。</p>
関係各部	土木復旧部	土木復旧部は、参集職員や情報拠点配備職員等の初期情報等に基づき、主要幹線道路、緊急輸送路等の被害状況の概要及び道路交通状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報の収集にあたります。
	公共施設勤務職員	公共施設に勤務する職員は、当該所管施設の被害状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報収集にあたります。
	その他関係部	その他関係各部は、引き続き所定の災害応急対策活動に関する情報及び平常時の所管業務に関する被害状況等の詳細な情報収集にあたります。
避難部 (情報拠点配備職員)		<p>① 情報拠点配備職員は、災害発生直後の情報収集に引き続き、担当地域内の被災者の動向等必要な情報の収集にあたります。</p> <p>② 総務部被害調査班又は特別調査班等が被害調査等を行う場合には、保有する情報の提供や現地案内等により、その調査等の円滑な遂行に協力します。</p>

ウ 特別調査班の編成

(ア) 本部長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等を受ける場合は、詳細な情報を収集するため現地調査等を緊急に、又は一斉に行う必要があるときは、特別調査班を編成し、これにあたらせます。

(イ) 特別調査班は、総務部の職員及び本部長が指示するその他の部の職員をもって編成するものとします。

(ウ) 編成に係る事務は、総務部被害調査班及び同部職員班が協力して行います。

(エ) 特別調査班の調査活動等に係る事務及び指揮は、総務部被害調査班が行います。

エ 情報収集事項及び収集の分担

(ア) 情報の収集に当たっては、避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部はそれぞれ十分な連携をとるとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関とも連携をとり、情報収集の効率化と迅速化に努めるものとします。

(イ) 避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。

主な情報収集事項		情報収集の分担			関係機関 (参考)
		避難部 (情報拠点 配備職員)	総務部被害 調査班又は 特別調査班	関係各部	
被害 情報 報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○ (概要)		◎ (消防部)	
	b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者(重傷者、軽傷者) ・行方不明者(要救出者)	○ (概要)		◎ (消防部)	○ (警察署)
	c 住家等建物の被害状況 ・全壊(全焼) ・半壊(半焼) ・一部損壊	○ (概要)	◎	○ (消防部)	
	d 主要幹線道路、橋りょう等の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間	○ (概要)	○	◎ (土木復旧部)	○ (県土木事務所)
	e ライフラインの被害状況 ・電気 ・ガス ・上下水道 ・電話 ・交通機関 ・輸送機関	○ (概要)	◎	○ (土木復旧部)	○ (各関係機関)
	f 公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			◎ (各関係部)	
応 急 対 策 活 動 等 の 状 況	a 道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○ (概要)		◎ (土木復旧部)	○ (警察署)
	b 避難の状況 ・避難所、避難所以外(公園・ 空き地等)の状況	◎		◎ (住宅・公園部)	
	c 飲料水、食料、物資等の状況 ・備蓄食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○		◎ (給水部、食料 部、総務部)	
	d 医療、救護活動の状況	○ (概要)		◎ (医療救護部、 病院部)	
	e 関係職員の参集状況	○		◎ (各部)	
	f 民間団体、ボランティア等の 協力の状況	○		◎ (各関係部)	○ (社会福祉協議会)
	g その他所管する応急対策業務 を行う上で必要な事項	○	○	◎ (各部)	○ (各関係機関)

※◎は主体となって情報を集約する。

オ 情報収集の方法

総合対策部総合調整班の他、避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部等が情報の収集を行う場合は、次に掲げる方法等をもって当たるものとします。

(ア) 災害対策本部組織関係からの収集

- a 参集職員からの参集途上における状況の聴取
- b 関係各部からの連絡
- c 現地調査要員の派遣
- d 市の公共施設及び出先機関からの状況聴取

(イ) 防災関係機関との連絡

(ウ) 自主防災組織及び市民等からの通報、連絡

(エ) 平塚建設業協会・平塚管工事業協同組合・平塚市電設協会・平塚市造園協会の四団体からの被害等の情報提供

(オ) タクシー無線による通報（タクシー無線による災害情報通信等の協力に関する協定）

(カ) 平塚地域アマチュア無線クラブによる通報（災害時における非常通信活動の協力に関する協定）

(キ) 情報収集用として郵便集配用自転車等の提供及び災害情報の相互提供（災害時における日本郵便株式会社平塚郵便局及び平塚市間の協力に関する覚書）

(ク) 事業所等からの通報、連絡

(ケ) 報道関係機関（SCN、FM湘南ナパサ等のテレビ、ラジオ）の報道

(コ) その他状況に応じた適切な方法

カ 被害の分類及び判定基準

被害情報の収集等を行うに当たって、人的被害及び住家被害等の被害程度の判定をする場合は、「被害の分類及び判定基準」を参考とします。

(5) 市における情報の報告

ア 情報の報告先

避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係部が収集した情報は、それぞれの長又は代理者が、以下の定めるところに従い総合対策部総合調整班に報告します。

イ 報告の時期、方法

被害状況及び活動状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に関する対策が完了するまで、次により本節に掲げる最も適切な通信手段又は口頭、伝送等の方法をもって報告するものとします。

報告区分		報告の方法等
被害状況等の報告	第1次報告	被害概要報告 災害発生直後、所管に係る事項の被害状況等について、その概要を迅速性を第一に報告します。この場合においては、人命に係る情報の報告を優先するものとします。 報告は、原則として「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」に準じて行うものとします。
		被害報告 上記の概要報告に引き続き、分担する各報告項目等について数量的把握を前提とし、さらに詳細な被害状況等を報告します。 報告は、「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」により行います。
	第2次報告 （被害中間報告） 第1次の報告に引き続き、新たに被害状況等が判明次第、その事項について逐次報告します。また、被害数の増加等、先に報告した事項に変更が生じたときは、その都度変更の報告をします。 報告は、「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」により行います。	
	第3次報告 （被害最終報告） 被害の状況が最終的に全て明らかになったときは、速やかに確定報告をします。 報告は、「人的・建物・火災被害（概要・中間・最終）報告書」「道路・橋りょう・河川被害（概要・中間・最終）報告書」「崖崩れ被害、砂防被害、港湾、漁港被害（概要・中間・最終）報告書」により行います。	
応急対策活動等の状況報告		各部の応急対策活動及び住民の避難に係る状況の報告は、逐次行います。 報告は、原則として「応急対策活動等の状況報告書」「避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告書」により行います。

ウ 収集情報の整理

総合調整班は、避難部（情報拠点配備職員）、総務部及び関係各部が、収集した所管に係る情報が輻輳（ふくそう）することのないよう極力情報を整理し、その一元化に努めます。

(6) 県知事に対する報告

地震災害発生後に調査、収集した被害情報については、県知事に対し速やかに報告します。

ア 報告の方法

- (ア) 被害情報の報告は、県災害情報管理システム等により行います。また、その他の情報等の報告は、県防災行政通信網等により行います。
- (イ) 県防災行政通信網又は加入電話等が途絶した場合は、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局に協力を要請し、報告します。
- (ウ) 上記通信が不通の場合は、衛星携帯電話により報告する他、情報連絡員へ報告します。

イ 報告先（県災害情報管理システムにより報告できない場合等）

（ア） 県現地災害対策本部が設置された場合は、当該本部（湘南地域県政総合センター）とします。

（イ） 県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部とします。

（ウ） 県災害対策本部が設置されない場合は、安全防災局災害対策課とします。

ウ 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要綱の定めるところによります。

エ 県知事に報告できない場合の措置

災害の状況等により県知事に報告できない場合は、災対法第53条第1項の規定により、総務省消防庁に一時的に報告します。

（7） 関係機関の情報の収集、報告

ア 情報の収集

（ア） 関係機関は、それぞれが定めるところにより所管する業務に関する被害状況等の収集に努めます。

（イ） 関係機関は、情報の収集にあたり、市の関係各部及び他の関係機関と互いに連携を取り、被害状況等の把握に適切に対処します。また、必要に応じて情報連絡員を派遣します。

（ウ） 特に、死者、負傷者、行方不明者等の人的被害の状況の把握については、市、平塚警察署、消防署等の関係機関は互いに連絡を取り、その把握に遺漏のないよう努めます。

イ 情報の報告

（ア） 関係機関は、市の関係各部等における報告の体制に準じて、適宜、市の総合対策部総合調整班に収集した被害状況、応急対策活動の状況等を報告します。

（イ） 関係機関は、災害応急対策が終了したときは、被害状況及び措置状況等について市の総合対策部総合調整班に報告します。

4 安否情報対策

（1） 安否確認受付体制の確保

大規模地震が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に殺到することが予想されるため、総務部安否情報班は、速やかに必要な職員を配置し、総合対策部総合調整班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整えます。

（2） 安否情報の範囲

安否情報班が取り扱う安否情報は、原則として次に掲げるものとします。

ア 第1対応期～第2対応期

災害対策本部の情報収集活動は、発災初期の混乱時では、市域の物的及び人的被害の概要を把握することを主体とし、次の情報を取り扱うものとします。

（ア） 死亡者（警察による見分・検視、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師による検案が済み、身元が判明しているもの）

（イ） 行方不明者

（ウ） 避難所等避難者

イ 第3対応期以降

発災初期の混乱期が終息すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むため、原則として次の情報を取り扱うものとします。

- (ア) 死亡者
- (イ) 行方不明者
- (ウ) 避難所等避難者
- (エ) 病院収容者

(3) 業務及び手順

総務部安否情報班は、総合対策部総合調整班から以下の情報を収集し、時間的経過を踏まえた業務及び手順等は概ね次のとおりとします。

ア 第1対応期～第2対応期

- (ア) 発災直後の被害状況（人的、物的）及び避難状況等の概要
- (イ) (ア)に基づいた情報による安否確認への対応
- (ウ) 死亡者、行方不明者の情報

イ 第3対応期以降

- (ア) 全市及び地区別の被害状況
- (イ) 各避難所の開設状況及び避難者状況（避難者名簿）
- (ウ) 死亡者、行方不明者の情報
- (エ) 地震災害による負傷者収容状況
- (オ) (ア)～(エ)の情報に基づいて安否確認の対応（その時点での情報でもなお該当者が不明の場合は、必要に応じ関係機関に照会）

(4) 照会への対応

総務部安否情報班は、市民の他、市外、県外等からの被災者の安否確認の照会があった場合は、概ね次の要領で対応します。

ア 第1対応期～第2対応期

- (ア) 安否確認対象者の居住する地域の人的、物的被害の概要を回答します。
- (イ) 安否確認対象者の居住する地域の避難所、病院等の所在地、連絡先等を回答します。
- (ウ) 警察及び医療救護部により確認された死亡者及び行方不明者についてリスト等が作成されている場合は、それにより安否確認対象者の登載の有無を回答します。
- (エ) 安否確認の照会内容から、行方不明者で死亡が推定される場合は、身元不明者の状況や遺体安置所の場所等を伝えるとともに、捜索する必要があるため、医療救護部に連絡します。

イ 第3対応期以降

- (ア) アの発災初期の対応を基本とし、必要に応じて関係機関及び関係施設等に問い合わせ対応します。
- (イ) 発災初期の混乱が終息した時点で、安否の確認があった場合には、既に判明している情報で調査し回答しますが、なお該当者が不明な場合は可能な範囲で、避難部（避難所配備職員）、民生委員児童委員、自治会（自主防災組織）、警察等に照会し、その結果を回答するものとします。

(5) 安否情報の回答の範囲

照会者の安否確認対象者との関係に応じて、回答できる安否情報の範囲は、原則、次のとおりです。

照会者	回答できる安否情報の範囲
同居の親族	居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
同居以外の親族又は職場の関係者等	負傷又は疾病の状況
安否確認対象者の知人等	安否情報の有無

(6) 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認問い合わせの混乱を極力減少させるため、避難所における安否確認対策として、避難所運営委員会は、次の措置を事前に行うものとします。また、避難者名簿の早期作成に努め、避難部は総務部安否情報班に対し、その情報を提供します。

- ア 避難者カード、台帳の整備
- イ 施設開設後に設置する掲示板の準備
- ウ 移動先表示用紙の準備
- エ その他必要と認められる措置

(7) インターネットを利用した安否確認対策

避難所等で個人情報を収集する際、インターネット等での公開について同意を得られたものや死亡者名については、必要に応じて総務部安否情報班がその情報をインターネット等で提供します。

(8) 安否情報の回答の際の配慮事項

安否確認対象者本人やその親族等の権利利益を不当に害することのないよう次のような場合等は、回答を行わない等、個人情報の管理を徹底します。

- ア 配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する安否情報を当事者に知らせる場合
- イ 多重債務者と思われる被災者の安否情報を消費者金融会社に知らせる場合
- ウ 単身の被災高齢者についての安否情報を知らせる場合

【関係資料】

- 1-14 防災関係機関等電話番号一覧表
- 2-1 被害状況等情報の収集、報告の系統
- 2-2 被害の分類及び判定基準
- 2-3① 人的・建物・火災被害報告書
- 2-3② 道路・橋りょう・河川被害報告書
- 2-3③ 崖崩れ被害、砂防被害、港湾・漁港被害報告書
- 2-3④ 応急対策活動等の状況報告書
- 2-3⑤ 避難状況・救護所開設状況報告書
- 2-5 平塚市防災行政用無線局管理運用規程
- 2-6 平塚市防災行政用無線局（固定局）運用規程

- 2-7 平塚市防災行政用無線局（基地局及び陸上移動局）運用規程
- 2-8 防災用デジタルMCA無線配置先
- 2-9 通信連絡系統図
- 2-10 神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書
- 2-11 平塚市防災行政用無線（固定系）
- 2-12 平塚市防災行政用無線（移動系）
- 2-13 防災用デジタルMCA無線
- 2-14 神奈川県防災行政通信網
- 2-15 消防用無線
- 2-16 平塚市防災行政用無線の運用
- 2-17 報道関係機関一覧表
- 3-40③ 情報拠点一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第4節 救急・救助、消火及び医療救護活動

【担当部】	総合対策部 医療救護部 病院部 消防部
【関係機関】	県平塚保健福祉事務所 平塚市医師会 平塚歯科医師会 平塚中郡薬剤師会 日本赤十字社神奈川県支部

1 救急・救助、消火

(1) 消防活動の基本方針

震災時における消防活動の基本方針は次のとおりとします。

ア 消火活動

地震時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、電気及びガス関係機関等と連絡を密にし、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図ります。

イ 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、落下した障害物、交通事故、危険物・毒物、ガス等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想されます。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めます。

ウ 避難誘導

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を確保するための活動を行います。

(2) 初動体制の確保

ア 消防部の初動措置

(ア) 警防本部の設置

- a 災害活動を総合的に掌握し適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、市庁舎本館に警防本部を設置します。
- b 警防本部の本部員は警防規程により組織します。

(イ) 消防車両の安全確保及び各種機械器具の点検

地震発生後速やかに車両を安全な場所へ移動するとともに、各種機械器具の点検を行います。

(ウ) 各種燃料の確保

車両及び各種機械等に使用する燃料の確保に努めます。

(エ) 通信及び情報収集体制の確保

- a 通信施設の機能試験及び非常電源装置の点検を実施し、通信の確保を行うとともに、情報収集体制の確保を図ります。
- b 有線、無線ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。

(オ) 火災監視体制等の確立

地震発生直後には、直ちに高所監視装置による市内の状況の確認又は高所見張り員の配置を行うとともに、車両又は徒歩により被災地域を巡回し、被害状況を把握します。

(カ) 非常警備体制の確立

消防本部の定める警防規程に基づき、職員は所定の場所に自動参集するほか、被害の状況により、有線及び無線電話その他の方法により職員の非常招集を指令し、

非常警備体制の確保を図ります。

(キ) 出火防止及び消防庁舎等の被害状況の確認

消防庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設等の被害の有無を確認します。

(ク) ガスの漏洩等による二次災害を防止するため、ガス及び電気等の関係機関との連絡を密にするとともに、被災地域内の火気使用の制限を行います。

イ 消防団の措置

(ア) 消防団本部の設置

消防本部の定める警防規程に基づき、消防団長及び副団長は参集し、警防本部員となり各分団の指揮を行います。

(イ) 自動参集

消防本部の定める警防規程に基づき、各分団員は自動参集し、消防団長の指示により行動します。

(3) 情報収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次により迅速的確な情報の収集に努めます。

ア 情報の収集要領

消防署所は、初動措置に引き続き、消防車両及び職員等の巡回、その他のあらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、警防本部等へ報告を行います。

イ 情報収集の項目

情報収集は、地震発生に伴い生じた火災又は人命に係る情報を主体とし、次の項目について行います。

(ア) 火災の発生及び延焼の状況

(イ) 建築物の損壊状況

(ウ) 負傷者及び要救助者の発生状況

(エ) 道路被害状況及び通行の可否

(オ) その他消防活動上必要な事項

(4) 火災防御活動

地震による災害は、直接の被害のほか、二次災害である火災被害の占める割合が非常に多くなります。また、同時に多発するばかりでなく、道路、水道、通信網等の損壊により消火活動が阻害され、さらには飛び火、せん風等による延焼拡大等によって、多くの死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行います。

ア 火災防御方針

(ア) 市街地火災防御

建物が密集している市街地の火災防御を優先し、これらの火災を鎮圧した後、他の延焼拡大のおそれのない地域の火災に対する防御にあたります。

(イ) 火災が発生し住民に避難の必要があるときは、避難場所及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防御活動を行います。また、このほか「神奈川県空中消火薬剤等運用要綱」(昭和52年2月10日防第621号)を活用し避難路の確保を行います。

(ウ) 重要防火対象物

事後の復旧対策等を考慮し、市民生活に直接関係ある行政機関及び医療機関並びに食料保管場所等を重要防火対象物とし、その保護にあたります。

イ 消防部隊の運用

- (ア) 警防本部の指示のもとに「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署）」に定める部隊編成を行い、原則として各部隊は受持ち区域の火災の防御活動を行います。
- (イ) 火災の延焼拡大等、消防力を結集する必要がある場合は、警防本部等において全市総括的な防御方針を決定し、出動部隊に指示を行います。
- (ウ) 火災出動については、道路の損壊又は建築物の倒壊等による通行障害が生じ、火災発生現場への出動が阻害されることが予想されるので、小型動力ポンプの活用も考慮します。
- (エ) 消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用を行います。

ウ 消防団の活動

- (ア) 地震災害発生時は、受持区域内の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行います。
- (イ) 消防団は「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防団）」に定める部隊編成を行い、原則として受持区域の災害対策活動を行います。
- (ウ) 受持区域外の炎上火災等への出動は指令を受けた場合とします。
- (エ) 各分団受持区域内における活動状況及び被害状況等を団長に報告します。

(5) 救急・救助活動

ア 救急・救助活動の方針

- (ア) 救急、救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とします。ただし、災害の状況等により必要な場合は警防本部の指示に基づき「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署）」に定める特設部隊を編成し、救急・救助活動の強化を図ります。
- (イ) 消防署所の受持区域は、原則として「地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署）」のとおりとします。
- (ウ) 当直部隊の救急隊及び救助隊は、通常使用する救急救助資機材を、また、非直部隊の特設救急隊及び特設救助隊は、非常時用救急救助資機材を活用します。
- (エ) 災害の状況に応じて警防本部は、上記にかかわらず全市総括的な救急・救助の方針を決定し、出動部隊に指示を行います。

イ 救急活動

(ア) 搬送の優先順位の決定

多数の傷病者が同時に発生したときには、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、収容可能な医療機関への円滑な搬送を行います。

(イ) 診療体制の把握

医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けることなどにより診療体制が不十分となるおそれがあるため、県の広域災害・救急医療情報システム等の情報を活用し、状況の把握をして傷病者の円滑な搬送及び分散搬送を行います。

(ウ) かすり傷等軽易な者の扱い

かすり傷等軽易な者は、家庭内、又は自主防災組織等での処置を依頼します。

ウ 救助活動

(ア) 火災現場付近等の優先

火災現場及びその付近の人命救助を優先します。

(イ) 二次災害の防止

余震による再被害又は救助中の二次災害の防止に努めます。

(6) その他の災害対策

津波襲来のおそれのある場合、又は河川堤防の破壊によって水害のおそれのある場合は、他の防災機関と緊密な連絡を保ち、機を失せず避難を指示し、必要があるときは避難誘導により人身の保護にあたります。

(7) 通行禁止区域における措置命令等

ア 消防吏員は災対法第76条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防用緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときで、かつ警察官がその場にいない場合、同法第76条の3第4項に基づき消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命ずることができます。

イ 上記の場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないため、当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができます。この場合、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができます。

ウ 同法第76条の3第4項に規定する措置命令等をとったときは、直ちに、その旨を措置命令をとった場所を管轄する警察署長に通知します。

(8) 消防相互応援

消防署及び消防団の部隊の応援出動については、「神奈川県内消防広域応援実施計画」及び「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき相互に協力を行います。

ア 神奈川県下消防相互応援協定市町等

神奈川県下消防応援協定市町等については、「神奈川県下消防相互応援協定書」のとおりです。

イ 応援の方法等

応援の方法については、「神奈川県下消防相互応援協定書」及び「神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書」に定めるところによります。

なお、応援の区分については、次のとおりです。

(ア) 通常応援・消防団応援

隣接する協定市町が覚書に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防署、又は消防団に属する消防隊等が自動的に出動します。

(イ) 特別応援

被応援消防機関から要請があった場合に出動します。

(ウ) 大規模及び特殊な災害の応援

大規模及び特殊な災害が発生した場合は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づき対応します。

(9) 広域的応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、次により応援要請を行います。

ア 応援要請先等

(ア) 県知事に対する応援要請

県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請します。

- a 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣
- b 自衛隊に対する救助、救急、消火活動の応援
- c 在日米軍に対する救助、救急、消火活動の応援

(イ) 相互応援協定市に対する応援要請

相互応援協定締結市に対し、協定に基づく応援を要請します。

イ 要請手続

応援要請は、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとします。

(ア) 要請理由

(イ) 災害の概況

(ウ) 要請する消防隊等の種類及び数

(エ) 活動内容

(オ) 集結場所

(カ) 誘導員

(キ) 担当責任者

ウ 応援部隊の集結場所及び宿営場所

応援部隊の集結予定場所及び消防活動が長期化した場合の宿営予定場所については、次のとおりとします。ただし、状況により使用できない場合は、他の場所を指定します。

(ア) 集結（宿営）予定場所－総合公園多目的広場等

2 医療救護活動

(1) 実施機関

被災者に対する医療及び助産の実施は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。

(2) 臨時救護所、災害時地域医療機関の設置

大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が予想される場合、必要に応じて平塚市医師会等の協力により臨時救護所及び災害時地域医療機関を設置します。傷病者の重傷度、緊急度による治療優先度の決定（トリアージ）を行い、軽度と判定された患者は臨時救護所等において、重篤と判定された患者は救急病院等へ搬送し、医療を実施します。

なお、臨時救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には状況等を判断し、他の適切な場所に設置します。

県は、被災状況に応じて必要と認めるときは、市の要請又は自らの判断により、救護班の派遣調整をします。

(3) 救護隊の要請

被災状況等必要に応じ、被災傷病者の応急措置を行うため県及び日本赤十字社等に応援を要請し、医療・救護体制を確保します。

ア 救護隊の編成

市の設置する臨時救護所における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会があらかじめ定めまします。（「平塚市医師会救護隊編成表」、「平塚歯科医師会救護隊編成表」を参照）

職 種	1 隊の構成人員	備 考
医 師	3～12名	平塚市医師会
歯 科 医 師	3～16名	平塚歯科医師会
看護師及び 看護補助者	5～10名	登録看護要員、平塚市赤十字奉仕団等
受 付	2 名	医療救護部職員
連 絡 員	1 名	〃

イ 救護隊の要請

地震災害時における医療・救護活動を実施するため、医療救護部は必要に応じて平塚市医師会及び平塚歯科医師会に救護隊の出動を要請します。ただし、平塚市医師会及び平塚歯科医師会は、被害の状況及び通信の途絶等で市が要請できない状態であると認めるときは、市の要請を待たずに自らの判断で救護隊を出動させるものとします。また災害の規模又は被災状況に応じて、県医療救護本部、日本赤十字社等の関係機関に応援を要請します。看護師が不足する場合は、県を通じ、神奈川県看護協会へ派遣を依頼します。

(4) 医療及び助産の方法

医療については、「平塚市医師会災害時における医療救護実施計画」等に基づき、実施します。また、歯科医療については、平塚歯科医師会との「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき、医療を実施します。

ア 災害救助法による医療及び助産の範囲等

医療及び助産の範囲等は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 医療

- a 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して応急的な処置を行います。
- b 医療は、臨時救護所において行います。ただし、緊迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行います。
- c 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行います。
 - (a) 診察
 - (b) 薬剤又は治療材料の支給
 - (c) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (d) 病院又は診療所への入院
 - (e) 看護
- d 医療を実施するため支出する費用の額は、救護隊による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とします。
- e 医療を実施する期間は、災害発生の日から原則として14日以内とします。

(イ) 助産

- a 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方途を失った者に対して行います。なお、助産については産科医院等にて実施するものとします。
- b 助産は、次に掲げる範囲内において行います。

- (a) 分べんの介助
- (b) 分べん前及び分べん後の処置
- (c) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - c 助産のため支出する費用は、産科医院等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とします。
 - d 助産を実施する期間は、原則として分べんした日から7日以内とします。
- イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて、医療及び助産に係る費用を支出し、医療・救護を行うことができます。
- (5) 臨時救護所用帳票等

臨時救護所要員医療の実施にあたり、次の帳票等により記録等を行います。

 - ア 平塚市災害救助診療録
 - イ トリアージタグ
- (6) 医療機関等の状況把握と連携
 - ア 医療機関等の状況把握

災害時に医療機関等は、備蓄医療器材、医薬品等を活用し地域における医療、救護活動を行うこととなるため、医療救護部は、「医療機関等」に掲げる医療機関等の被災状況及び稼働情報の収集を行い、医療・救護体制の状況把握に努めます。なお、医療機関等の状況把握については、県の医療救護本部や広域災害・救急医療情報システム（EMIS）も活用します。また、停電や通信規制時においては、情報拠点の協力のもと、状況を把握します。
 - イ 救急病院の連携

病院部は、平塚共済病院、済生会湘南平塚病院と相互に連携し、診療状況等を把握の上、迅速かつ効率的な医療救護活動を実施します。
 - ウ 医療情報等の提供等

医療機関等の稼働状況等の情報は、災害対策本部の広報媒体を通じて市民に適宜提供します。

なお、人工透析患者等、医療の途絶が生命維持に係る者については、県及び市内外医療機関等の協力を得て、その医療を確保します。
 - エ 地域災害医療対策会議との連携

様々な医療ニーズに対応するため、県平塚保健福祉事務所が設置、開催する地域災害医療対策会議と連携して医療関係情報の収集や転院搬送の調整等を行い、医療救護活動を実施します。
- (7) 救急・救助
 - ア 負傷者等の救出及び搬送

負傷者等の救出及び臨時救護所、病院等への搬送は、救急・救助隊が自主防災組織等の協力を得て行います。

なお、自衛隊、緊急消防援助隊等が応援派遣された場合は、派遣部隊と連携し、救急、救助活動を行います。
 - イ 本市以外の医療機関に対する協力要請等
 - (ア) 市外医療機関に対する協力要請

医療救護部及び消防部は、必要に応じ本市以外の医療機関等に対し、収容等に係る協力を求めます。

(イ) ヘリコプターによる患者搬送

医療救護部及び消防部は、重症患者等の搬送にあたり、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行うなど迅速な患者搬送に努めます。

なお、他市等への緊急搬送のため使用するヘリコプター離着陸場予定地は「ヘリコプター臨時離着陸場」のとおりとします。

また、派遣要請の手続き等については、「第16節 広域応援体制 2 自衛隊に対する災害派遣要請」の定めるところによります。

(8) 県自治体病院災害時相互応援

神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」により、災害を受けた県立、市立病院が独力では十分な応急措置がとれない場合に、被災病院の要請に応え救援協力を行う相互応援体制が確立されています。病院部は、被災状況に応じ、県及び他自治体病院に申合せに基づく応援要請を行い、医療・救護体制の確保を図ります。

(9) 薬品及び医療器材等の調達

ア 薬品及び医療器材等の調達

医療及び助産に必要な薬品及び医療器材等については、市の備蓄資機材等を使用するほか、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」等に基づき調達します。なお、被災状況に応じて県及び日本赤十字社等の関係機関に応援を要請します。

イ 平塚中郡薬剤師会の医薬品等の供給体制

平塚中郡薬剤師会は、市からの要請があった場合、又は臨時救護所が設置されたことを知った場合は、所定の臨時救護所に出動し、救護隊に対する医薬品等の供給を行います。

ウ 医療用酸素濃縮器等の確保

医療用酸素濃縮器等を使用している療養者にとって、災害時における供給の停滞又は停止は生命に係る問題となります。このため、「災害時の酸素濃縮器等の調達協力に関する協定書」等に基づき、供給体制を確保します。

(ア) 医療救護部は、酸素濃縮器及び関連器機の調達、供給が必要と認めた場合は、協定会社に対し物品の供給を要請します。

(イ) 協定会社は、市域に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、受け持ち在宅酸素療養者及び医療機関へ自主的に技術サービス員を派遣するとともに、必要な物品の供給を行います。

(ウ) 物品の調達、供給に係る費用は、市又は在宅療養者の負担とします。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-5 平塚市救急医療対策実施要綱
- 3-6 臨時救護所用帳票等
- 3-7 災害時における医療救護活動についての協定書（平塚市医師会）
- 3-8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-9 平塚市医師会災害救護本部組織表
- 3-10 平塚市医師会救護隊編成表
- 3-11 災害時における医療救護活動についての協定書（平塚歯科医師会）
- 3-12 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画
- 3-13 平塚歯科医師会災害救護本部組織表

- 3-14 平塚歯科医師会救護隊編成表
- 3-15 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（平塚中郡薬剤師会）
- 3-16 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書（平塚市赤十字奉仕団）
- 3-17 医療機関等
- 3-18 公益社団法人神奈川県医師会 救護隊規程
- 3-19 神奈川県医師会救護隊規程施行細則
- 3-20 臨時救護所設置場所
- 3-36 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為に最小限所要地積
- 3-37 ヘリコプター臨時離着陸場
- 6-1 地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署）
- 6-2 地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防団）
- 6-3 放射性物質貯蔵・取扱所
- 6-4 毒物・劇物貯蔵取扱施設
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第5節 避難対策

【担当部】	総合対策部 医療救護部 住宅・公園部 建築判定部 避難部 消防部 病院部
【関係機関】	神奈川県 平塚警察署 第三管区海上保安本部 自衛隊 水防管理者 各事業所 各催物主催者 施設管理者 自主防災組織

1 避難措置

(1) 市民の自主避難

市民は、家屋の倒壊及び火災の発生、津波の危険等により身の安全を図る必要が生じた場合、自己の判断で最寄りの公園、広場、津波避難ビル等へ避難します。

(2) 避難時の留意点

避難するときは、市民相互が協力し合い混乱を防止するとともに、自主防災組織等は避難誘導を行うなど、市民の避難時の安全確保に努めます。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。

イ 高齢者、障がい者等の要配慮者及び傷病人の避難については、周辺市民及び自主防災組織等が協力し、安全な場所へ避難できるようにする。

ウ 消防車等緊急車両の通行道路の確保のため、原則、自動車による避難は行わない。

エ 避難者は、最小限の食料、飲料水、日用生活品、照明具、医薬品等の非常持ち出し品を携行する。

(3) 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者等は、地震の発生に伴い避難の必要が生じた場合、それぞれが作成した、消防法に定める消防計画及び大震法に定める地震防災応急計画（地震防災規程を含む）に基づき、避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童、生徒、入所者等の安全確保に努めます。

(4) 行事、催物等開催時の避難

各種行事、催物等を開催する者は、地震その他の災害時における避難対策として、あらかじめ定めた避難場所、避難路、避難誘導方法等によって、参加者等の安全確保に努めます。

(5) 避難情報の発令による避難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、避難実施のための必要な避難勧告又は避難指示（緊急）を行います。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令することができます。

ア 市長の措置

(ア) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、本部班、総合対策部、住宅・公園部、避難部、消防部とします。

(イ) 避難情報の区分

区分	種別	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合及び関係法令
避難準備・高齢者等避難開始	災害全般	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき、対象となる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための情報を伝達します。 (災対法第56条)
避難勧告		人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退の勧告を行うことができる。(災対法第60条)
避難指示（緊急）		上記の場合で、急を要すると認めるときは、避難のための指示を行うことができる。(災対法第60条)

(ウ) 避難の指示の権限の委任

市長は、緊急を要する場合の避難の迅速化を図るため、市長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難の指示の権限を委任します。

(エ) 緊急の場合の指示

上記により市長の権限の委任を受けた者は、その事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させます。この場合速やかにその状況等を市長に報告し、以後の指示を受けます。

イ その他の機関等の措置

区分	種別	実施者	指示を行う場合及び関係法令
避難指示（緊急）	災害全般	警察官又は海上保安官	市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 また、警察官は、災害の危険がある場合、警告を発し、急を要する場合は、避難させ又は通常必要な措置をとることができる。 [災対法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条]
		災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	上記において、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の準用により、避難のための指示をすることができる。 [自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条]
	地すべり	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。 [地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条]

ウ 避難勧告・指示の内容

市長、その他の避難の勧告・指示を実施する者は次の内容を明示して行います。

- (ア) 避難勧告・指示の発令者
- (イ) 避難勧告・指示を要する理由
- (ウ) 避難勧告・指示の対象区域
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 注意事項

エ 避難措置の関係機関への連絡

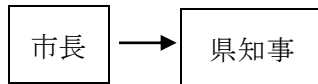
(ア) 関係機関への連絡

避難の勧告又は指示を行った者は、(イ)の連絡系統図に基づき関係機関へ次の事項を報告又は連絡します。

- a 避難勧告・指示の発令者
- b 避難勧告・指示の日時
- c 避難勧告・指示の理由
- d 避難対象者
- e 避難先

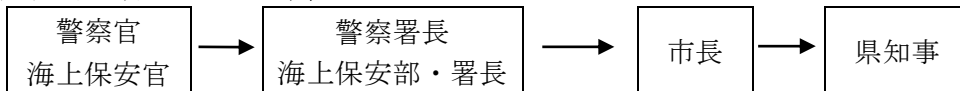
(イ) 連絡系統図

a 市長の措置



b 警察官又は海上保安官の措置

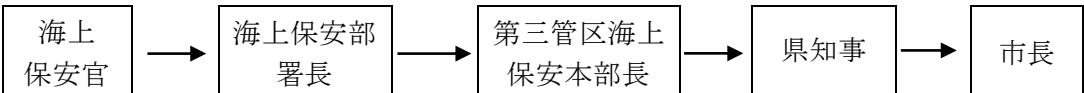
(a) 災対法に基づく措置



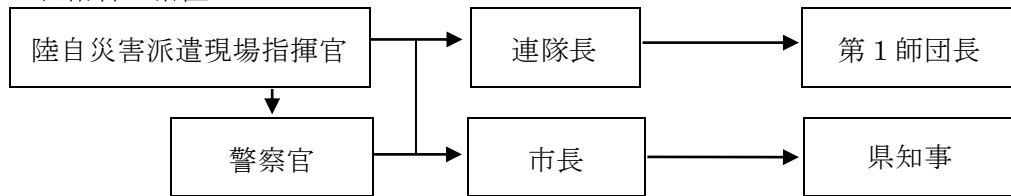
(b) 警察官職務執行法に基づく措置



(c) 職権に基づく措置



c 自衛官の措置



オ 避難誘導

避難誘導は、避難情報を出した機関が行います。ただし、市長は他の機関から避難の指示を出した旨の通知を受けた場合は、住宅・公園部避難誘導班の職員を災害現場に派遣し避難誘導にあたらせます。この場合、警察及び自主防災組織等の協力を得て実施します。

カ 市民等への周知

市長は自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他の機関からその旨の通知を受けた場合は、市民等への周知を実施します。

(ア) 市長は、避難対象地域の市民等に対し広報車及び防災行政用無線による放送、ホームページやメール配信サービス、Ｌアラートなどの活用により避難情報の伝達を行うとともに、住宅・公園部避難誘導班の職員を派遣し、消防、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難情報の徹底を図ります。

(イ) 総合対策部広報班は、避難情報の周知のため、FM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワーク（SCN）等へ放送の協力を依頼し、その徹底を図ります。

キ 避難の必要がなくなった場合の措置

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を市民等に周知するとともに、「エ 避難措置の関係機関への連絡」に定める連絡系統図に基づき関係機関へ通知します。

(6) 警戒区域の設定及び措置

ア 市長の措置（災対法第63条第1項）

市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは警戒区域を設定し、立ち入りの制限、若しくは禁止をし、又は退去を命じます。

イ 警察官・海上保安官の措置（災対法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくは市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができます。

この場合、事後ただちにその旨を市長に通知します。

ウ 自衛官の措置（災対法第63条第3項）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくは市職員からの要求により、市長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。この場合、事後ただちにその旨を市長に通知します。

(7) 広域避難場所及び指定避難道路

ア 広域避難場所及び指定避難道路の指定

火災が発生し延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙からの身体の安全を確保するための避難場所として、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して、あらかじめ対象地区を定め広域避難場所を設定しています。また、避難中の災害を防止するため、当該避難場所へ通ずる主要道路を指定避難道路として指定しています。

イ 広域避難場所及び指定避難道路

避難の対象地区及び広域避難場所並びに指定避難道路は、「広域避難場所及び指定避難道路」のとおりとします。

ウ 広域避難場所の対応

(ア) 住宅・公園部避難誘導班は、広域避難場所への避難の開始を確認した場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、状況に応じ警察官の派遣を要請するとともに、避難誘導を実施します。

(イ) 住宅・公園部避難誘導班は、避難者数を総合対策部総合調整班に連絡し、適切な指示を受けます。

2 帰宅困難者の対策

発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。

(1) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は駅利用者を駅構内等において一時保護するとともに、運行状況等の情報提供を行います。

(2) 帰宅困難者用一時滞在施設の開設

発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。

災害対策本部においては、住宅・公園部避難誘導班は避難誘導を、避難部帰宅困難者対応班は情報提供を行います。また、必要に応じて災害対策本部において避難部帰宅困難者対応班の応援部隊を編成します。

(3) 避難誘導

住宅・公園部避難誘導班は、警察官等の協力を得て、帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。

(4) 情報提供

避難部帰宅困難者対応班は、鉄道事業者や一時滞在施設管理者と連携し、運行状況や家族等との安否確認にかかる災害用伝言ダイヤル等の情報を周知します。

(5) 帰宅困難者用一時滞在施設の閉鎖

鉄道や輸送手段の復旧状況や帰宅困難者数に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設を閉鎖します。なお、状況に応じて避難所への誘導を行います。

(6) 駅周辺以外の帰宅困難者への対応

ア 飲料水やトイレ等施設の提供

「災害時における関東郵政局と神奈川県との相互協力に関する覚書」及び「災害時における日本郵便株式会社平塚郵便局及び平塚市間の協力に関する覚書」等に基づき、必要に応じて、飲料水やトイレ等施設を帰宅困難者に提供するよう、郵便局に協力を求めます。

イ 災害時帰宅支援ステーションの対応

徒歩帰宅困難者に対し、ホームページ等を通じて災害時帰宅支援ステーションの情報提供を行います。

(7) 事業所等の対応

ア 事業所等の管理者は、従業員等を帰宅困難者にしないよう、食料や水の備蓄に努めるとともに、「むやみに移動を開始しない」の基本原則に基づき、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

イ 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止する

ため、自らの施設機能を十分活用するよう努めます。

ウ 事業所等の管理者は、必要に応じて従業員等の安否確認に努めます。

3 避難所の開設

(1) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は、避難部とします。

(2) 避難所の開設

被災者のうち住居等を失い、又は住居等に留まっていたりしては危険があり、宿舎や給食等の救援を要する者を入所させるため、あらかじめ定められている避難所のうち必要な施設を開設します。ただし、当該施設に入所が不可能な場合は、災害対策本部の指示により他の公共施設を活用します。

また、避難所の開設までに至らない局所的な災害時や自主避難の申し出があった場合の受け入れ施設として、公民館を開設します。なお、公民館へ自主避難する際は、市へ事前確認するものとします。

(3) 開設の時期

市長は、被災者・負傷者等の発生状況及び地域の被災状況等に基づき、必要と認められる場合は、速やかに全部又は一部の避難所の開設について避難部に対し指示をします。

(4) 避難所開設時の措置等

避難部は、次の点に留意し避難所の開設を行います。

ア 避難所の開設に当たっては、施設管理者、教職員及び自主防災組織等と協力します。

イ 被災者の入所、保護に当たっては、施設の安全点検を行い、安全性に欠けると認められるときは、災害対策本部に報告し安全措置を講じるか、又は災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導します。

ウ 避難所に入所があったときは、「避難状況・救護所開設状況報告書」により速やかに総合対策部総合調整班に入所者数の報告を行います。

(5) 県知事に対する報告

市長は、避難所を開設した場合、速やかに、「避難状況・救護所開設状況報告書」により県知事に報告します。

(6) 避難所開設の期間

避難所の開設期間は、災害救助法が適用される場合には、災害発生の日から7日以内とします。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、延長することができます。

4 避難所の運営

(1) 避難所の運営

避難所の運営については、「避難所の段階的対応」に基づき、避難所管理者及び避難所配備職員、教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等により避難所運営委員会を設置して行います。また、避難所の運営に当たっては、女性や要配慮者の参画、意見反映に努めるとともに、専門的な技術や能力を備えた地域住民等と連携するなど多様な人達と協力して運営を行います。

なお、避難所運営委員会は避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営に努めます。

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、避難部とします。

イ 災害対策本部における応援体制

被災者に対する救援体制の強化を図るため、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立します。

ウ 湘南地区災害時職員相互派遣

県湘南地域県政総合センター管内の5市3町が締結した「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書」に基づき、あらかじめ指定された他市町職員が災害の状況により、2日以内を原則として所定の避難所に派遣されることとなっています。このため、避難部は、他市町職員が派遣された場合、派遣職員に避難所の運営業務の指示を行うとともに、派遣があった旨を総合対策部総合調整班に連絡します。

(2) 避難所の段階的対応

避難所における対応については3段階に区分し、概ね次の点を考慮して運営します。

<p>ア 第1段階（1日～3日）</p> <p>(ア) 施設管理者及び教職員等との施設使用等の調整と協力依頼 (イ) 施設の安全点検 (ウ) 傷病者等の把握と応急措置（他の二次的避難施設及び医療機関への移送も検討） (エ) 避難行動要支援者の把握と応急措置（福祉避難所や二次的避難施設への移送も検討） (オ) 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告 (カ) 避難所管理者及び教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等との避難所運営委員会の組織化と運営 (キ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施 (ク) 仮設トイレの設置等必要な措置を避難部から総合調整班に要請 (ケ) 安否確認等への対応 (コ) 災害関連情報の伝達 (サ) 派遣された自衛隊等との調整</p>
<p>イ 第2段階（4日～7日）</p> <p>(ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 (イ) 避難所運営委員会による運営 (ウ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施 (エ) 避難行動要支援者及び傷病者等の把握と処置（他の二次的避難施設、福祉避難所及び医療機関への移送等） (オ) 避難所入所者の健康管理及び栄養指導について、医療救護部医療救護班と協議 (カ) 安否確認等への対応 (キ) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報周知用の情報板等の設置</p>
<p>ウ 第3段階（8日～）</p> <p>(ア) 避難所運営委員会による運営 (イ) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 (ウ) 施設管理者と施設使用について再協議（避難所と学校教育の場の調整等） (エ) 医療救護部医療救護班による避難所入所者の健康管理及び栄養指導の実施 (オ) 安否確認等についての対応 (カ) 臨時市民相談窓口開設に対する協力 (キ) 義援金配布等に対する協力 (ク) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施</p>

(3) 避難所におけるプライバシー対策

避難所におけるプライバシー対策については、以下の点を考慮します。

- ア 女性の視点
- イ プライベート空間の確保
- ウ 個人情報の保護 等

(4) 避難所における健康管理等

医療救護部医療救護班は、避難生活の長期化等により必要と認めた場合、病院部及び関係機関等の協力を得て、次の事項を実施します。

ア 避難者の健康管理及び栄養指導

保健師等が避難所を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行います。

イ 避難者のメンタルケア

医師、保健師等が避難所を巡回し、避難者の精神的不安定を解消するためのメンタルケアを行います。

ウ 避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。

(5) 避難所における防犯対策等

避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるように努めます。

(6) ペット対策

飼主とともに同行避難したペットについては、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき（公社）神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、避難所における飼育場所等については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。

(7) 避難所の閉鎖

市長は、避難所の開設の必要がなくなると認めるときは、当該避難所を閉鎖します。閉鎖に際しては、避難部は必要な措置を行います。

(8) 公園等での避難生活者に対する措置

災害の状況により発生が予想される、公園、空地等での避難生活者に対しても、次により、適切な措置を講じます。

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は住宅・公園部とします。

なお、情報拠点は住宅・公園部の活動を支援します。

イ 避難生活者に対する措置

公園等での避難生活者に対する措置は、概ね次のとおりとします。

避難生活者に対する措置事項

- (ア) 住宅・公園部避難誘導班は、自主防災組織や情報拠点の協力を得て、避難者の把握に努め、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所へ誘導します。特に、エコノミークラス症候群の要因にもなり得る車中泊避難者の早期把握に努めます。
- (イ) 傷病者等については、避難部を通じ医療救護部の指示を受け適切な措置を講じます。
- (ウ) 住宅・公園部避難誘導班は、自主防災組織や情報拠点の協力を得て、公園等での避難生活者数を把握し、避難部を通じ総合対策部総合調整班に報告します。
- (エ) 公園、空地等の避難生活者に対する給食、給水、物資配給等は、避難所において支給等を行うので、その旨周知します。ただし、住宅・公園部避難誘導班が被災状況により公園、空地等での支給等が必要と認めたときは、避難部を通じ総合対策部総合調整班に要請します。
- (オ) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行います。

5 福祉避難所の開設と運営

(1) 福祉避難所の開設

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は医療救護部とします。

イ 福祉避難所の開設

避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、必要に応じて、福祉避難所を開設します。医療救護部避難行動要支援者班は避難部と協力し、避難所における支援が必要な避難者を把握するとともに、必要に応じて医療救護部避難行動要支援者班は該当施設と協力して開設します。

ウ 福祉避難所への入所対象

福祉避難所への入所対象は、入院を必要とするまでもないものの福祉用具や投薬等があっても避難所で生活することが困難な避難者とします。

エ 福祉避難所への搬送

避難所等から福祉避難所への搬送については、次により実施します。

(ア) 自助、共助による搬送

(イ) 災害対策本部からの要請に基づく協定先事業者による搬送

(2) 福祉避難所の運営

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は医療救護部とします。

イ 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営について、医療救護部避難行動要支援者班は、該当施設の管理者と連携するとともに、関係機関の協力のもと、次の事項について実施します。

(ア) 受入れと搬送の調整

(イ) 入所管理

(ウ) 福祉用具等の調達要請

(エ) ボランティア等の受入調整

(オ) 保健師による巡回訪問

(カ) 給食、給水、物資等の配給

(キ) 二次的避難施設との連携

ウ 二次的避難施設への受入れ要請

協定を締結している社会福祉施設等、二次的避難施設の受入可能状況を踏まえ、受入れを要請します。また、二次的避難施設への移送は、協定締結事業者等へ要請して行います。

なお、二次的避難施設の運営については、関係団体やボランティアの協力のもと、施設管理者が行うこととします。

(4) 福祉避難所等の閉鎖

福祉避難所等の開設の必要がなくなると認めるときは、当該福祉避難所を閉鎖します。

6 仮設住宅等応急住宅対策

(1) 実施機関

ア 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設を県知事から委任されたときは、市長が実施します。

イ 災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めた場合は、市長が実施します。

ウ 応急仮設住宅の着工については災害発生の日から原則として20日以内に、住宅の応急修理については1か月以内に完了します。

(2) 応急仮設住宅の建設場所等

ア 建設予定地

応急仮設住宅の早期の建設を可能とするため、住宅・公園部住宅班は関係部と調整し、あらかじめ次のような場所を候補用地として選定しておき、災害の状況等を勘案し、その都度適当な建設場所を決定するものとします。

(ア) 公有の未利用地等

(イ) 公園等の公共施設

(ウ) 民間の未利用地、休耕地、生産緑地等

イ 附属施設の併設

応急仮設住宅の建設に当たっては、生活の利便性を確保するため、状況により次の施設、設備等の設置を検討します。

(ア) ゴミ集積所

(イ) 通路の照明

(ウ) 通路の舗装

(エ) 集会所

ウ 高齢者・障がい者向き仮設住宅の提供

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者の実態等を考慮し、必要な場合は県と協議し、高齢者又は障がい者向きの仮設住宅の建設について検討します。

(3) 応急仮設住宅の管理、処分等

ア 応急仮設住宅への入居

住宅・公園部住宅班は応急仮設住宅への入居については、災害救助法の入居基準に基づいて、円滑に進めます。

なお、この場合、要配慮者の優先入居とともに地域コミュニティについても配慮するものとします。

イ 応急仮設住宅の管理

(ア) 災害救助法による応急仮設住宅については、県から委任された場合には管理を行い

ます。

(イ) 必要により巡回訪問等を実施し、入居者の要望等の把握に努め、県と協議し、適切な措置を講じます。

ウ 応急仮設住宅の処分

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了したときは、県知事が処分を行います。

(4) 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設を進めるとともに、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等のあっ旋、情報提供等を行います。

また、状況に応じ、応急仮設住宅としての賃貸住宅等の借り上げを検討します。

ア 公営住宅等の活用

市営住宅又は他の公営住宅等の空き家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっ旋を行います。

イ 民間アパート等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についてもその情報を収集、提供し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者に入居の協力を依頼するなどの措置を講じます。

【関係資料】

- 2-3⑤ 避難状況・救護所開設状況報告書
- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-24 応急仮設住宅標準仕様
- 3-39 広域避難場所及び指定避難道路
- 3-40① 避難所一覧表
- 3-40② 公民館一覧表
- 3-40⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表
- 3-40⑥ 福祉避難所一覧
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第6節 津波対策

【担当部】 総合対策部 住宅・公園部 避難部 土木復旧部 消防部
 【関係機関】 平塚市漁業協同組合 県警察 湘南ケーブルネットワーク(株)
 (株)湘南平塚コミュニティ放送

1 津波警報・注意報の種類と津波予報区

(1) 津波警報・注意報の種類

気象庁が発表する津波警報・注意報の種類、発表基準、発表される津波の高さ、想定される被害と取るべき行動は次のとおりです。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

- ・ 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海

面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について津波予報として発表されます。

- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「大津波警報解除」、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知されます。
- ・ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

(2) 津波予報区

平塚市の津波予報区は、「相模湾・三浦半島」です。

2 津波情報

気象庁及び横浜地方気象台から発表される津波情報は次のとおりです。

- (1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- (2) 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報
- (3) 津波観測に関する情報

3 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報 の受理伝達

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるため、津波警報等が発表された場合は、速やかに沿岸の住民等に伝達し、関係機関の協力を得て住民の避難誘導を実施します。大津波警報、津波警報、注意報及び津波に関する情報の伝達系統は、「地震・津波情報の受理伝達系統」のとおりです。

4 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報 発表時対策

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときには、速やかに次に掲げる措置を行います。また、湘南ひらつかビーチパークにおいて、海岸利用者に対してオレンジフラッグにより、情報伝達します。

なお、大津波警報、津波警報発表時には、全国瞬時警報システム（ジェイアラート）にて自動的に注意喚起を行います。

警報・注意報の種類	避難情報の発令	対応
津波注意報	注意喚起	ア 市民等への情報伝達
津波警報		イ 海面監視 ウ 河川の水門閉鎖 エ 関係機関との連絡調整
大津波警報	避難指示（緊急）発令	ア 避難指示（緊急）の発令 イ 避難所の開設 ウ 津波避難ビルへの要請 エ バッファゾーンへの注意喚起 オ 海面監視 カ 河川の水門閉鎖 キ 職員等の安全確保 ク 関係機関との連絡調整

(1) 津波警報、津波注意報発表時対策

ア 市民等への情報伝達

直ちに、沿岸の住民等に対し、防災行政用無線等を通じて津波警戒の喚起を行います。

イ 海面監視

消防部により海面監視を実施し、異常発見に努める一方、平塚市漁業協同組合に対しても海面監視の依頼をします。また、関係機関等の設置する監視カメラ等からの情報を収集します。

ウ 河川の水門閉鎖

土木復旧部は、別に定めるマニュアルに基づき、管理対象の水門について、適切に閉鎖を行います。

エ 関係機関との連絡調整

湘南海上保安署、平塚警察署等と連携し情報収集します。

(2) 大津波警報発表時対策

ア 避難指示（緊急）の発令

直ちに、避難対象区域の住民に対し、防災行政用無線、サイレン、広報車、緊急速報メール等のほか、SCN、FM湘南ナパサへ要請する緊急放送を通じて避難指示（緊急）を発令します。津波による避難指示（緊急）を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接の沿岸市町に連絡します。

(ア) 避難対象区域と開設する避難所

避難対象区域及び開設する避難所は、大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて次のとおりとします。

発表される津波の高さ	避難対象区域	開設する避難所
5 m又は10 m	老松町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、撫子原、虹ヶ浜、花水台、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘	なでしこ小学校、花水小学校、松原小学校、港小学校、太洋中学校、中島中学校、浜岳中学校、大磯高校、高浜高校、平塚工科高校、平塚商業高校、平塚競輪場

※気象庁が発表する津波の高さが10m超の場合は、津波ハザードマップにおけるバッファゾーンを中心に避難対象区域を拡大します。

(イ) 避難誘導

避難指示（緊急）による避難を徹底するため、速やかに消防部の職員を派遣し、平塚警察署と連携をとりながら、消防団、自主防災組織等関係機関の協力を得て、住民を避難誘導します。

イ 津波避難ビルへの一時退避

津波避難ビル所有者に対し、避難者の一時退避について協力を要請します。また、市から要請がない場合において、津波避難ビル所有者は、地域住民等が緊急に退避を要すると判断したときは、津波避難ビルへの一時退避に協力します。

ウ 海面監視

消防部により海面監視を実施し、異常発見に努める一方、平塚市漁業協同組合に対しても海面監視の依頼をします。また、関係機関等の設置する監視カメラ等からの情報を収集します。

エ 河川の水門閉鎖

土木復旧部は水門を閉鎖します。

オ 職員等の安全確保

避難誘導、海面監視、河川の水門閉鎖に当たっては、発表される津波の高さを考慮し、職員等の安全を確保の上、実施するものとします。

カ 関係機関との連絡調整

湘南海上保安署、平塚警察署等と連携し情報収集します。

【関係資料】

3-40④ 津波避難ビル一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

13-9 地震・津波情報の受理伝達系統

第7節 災害廃棄物等の処理対策

【担当部】	環境衛生部 建築判定部 土木復旧部 避難部
【関係機関】	県動物保護センター 民間委託し尿収集業者 協定締結事業者

1 災害廃棄物等の処理

(1) ごみ、し尿の処理

災害時におけるごみ、災害廃棄物及びし尿を大磯町・二宮町と連携し、迅速、かつ、適正な処理に努めます。被災により死亡した小動物については、各市町にて収集処理します。

ア 定義

用語	定義
ごみ	「ごみ」とは、通常の処理が困難になった生活ごみ、避難所生活に伴い発生するごみ、被災により発生した粗大ごみに相当する廃棄物をいいます。
災害廃棄物	「災害廃棄物」とは、地震や津波により倒壊、消失等した家屋等の解体撤去に伴って発生する廃材をいいます。
し尿	「し尿」とは、通常の処理が困難になったし尿、被災地における仮設トイレから発生するし尿をいいます。

イ ごみの収集処理

(ア) 収集方法

排出されたごみは、分別収集の実態を踏まえ収集車等を使用して迅速な収集に努めます。

(イ) ごみ収集関係車両

ごみ収集関係車両の保有状況は、「ごみ収集関係車両一覧表」のとおりです。

(ウ) ごみ集積所

- a 平常時の集積所又は市が被災状況を勘案し、臨時に指定した場所
- b 市が指定する広域避難場所及び避難所

(エ) 処理施設等

- a ごみの処理は、原則として「ごみ処理施設等一覧表」の施設で処理を行います。
- b 処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合等は、あらかじめ別に定めた仮置場を使用します。

(オ) ごみ排出ルールの周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ次の点を周知徹底します。

- a 可能な限りの可燃物及び不燃物の分別
- b 所定の集積場所への集積
- c 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮
- d ごみの減量化

(カ) ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

(キ) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は本章「第15節 災害ボランティアの活動」、「第16節 広域的応援体制」等に基づき、応援要請等を行います。

ウ 災害廃棄物の処理

地震により発生したガレキ及び建物等の解体撤去に伴い発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、平塚市災害廃棄物等処理計画により行います。

なお、災害廃棄物等の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

(ア) 災害廃棄物の処理場の確保

環境衛生部は、市の焼却施設、その他の施設及び最終処分場で処理、処分を行うことを原則とします。

なお、状況によりあらかじめ選定した処理場での処理が困難な場合は、仮置場を決定します。

(イ) 災害廃棄物の区分

災害廃棄物は原則として、次により区分し処理を行います。

- a 木くず
- b その他可燃物
- c コンクリート塊
- d 金属くず
- e その他不燃物
- f a～eを最大限分別した後の混合物

(ウ) 災害廃棄物の処分に関する情報の提供等

環境衛生部は、市民及び事業所等に対し災害廃棄物の処分に関する情報の提供、助言、指導等を行います。

(エ) 市の応急対策活動に伴う災害廃棄物の処理

環境衛生部は、災害対策本部が行う応急対策に伴う次の災害廃棄物に関して、担当部と協議を行い、迅速な処理に努めます。また、必要に応じて協定締結事業者との協定に基づき処理を行います。

- a 土木復旧部が担当する本章「第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」における、障害物の除去に伴う災害廃棄物
- b 建築判定部が担当する本章「第18節 二次災害の防止活動」における、倒壊建築物の解体、撤去に伴う災害廃棄物

エ し尿収集処理

(ア) 収集の方法

被災の状況に応じ、環境衛生部の指示により民間委託し尿収集業者が収集作業を実施します。

(イ) 民間委託し尿収集業者

民間委託し尿収集業者は、「民間委託し尿収集業者一覧表」のとおりです。

(ウ) 収集車両等

民間委託し尿収集業者の保有する収集車両等は、「民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表」のとおりです。

(エ) し尿収集計画の作成

し尿の収集にあたり、環境衛生部は、避難所の優先収集等を考慮した収集計画を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努めます。

(オ) し尿処理施設

- a し尿処理については、「し尿処理施設」において処理を行います。
- b し尿処理施設（大磯町）が使用不能となった場合は、速やかに復旧措置を要請するとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設の使用が不可能な場合は、公共下水道処理施設の機能の活用を図ります。

(カ) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は本章「第15節 災害ボランティアの活動」、「第16節 広域的応援体制」等に基づき、応援要請等を行います。

オ 仮設トイレの設置等

(ア) 仮設トイレの設置

- a 広域避難場所及び避難所に、仮設トイレを設置します。
- b 水洗化地域あるいはし尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園等を利用し、仮設トイレを可能な限り設置します。

(イ) 仮設トイレ等の整備状況

仮設トイレの整備状況は、「仮設トイレ等の整備状況一覧表」のとおりです。

(ウ) 仮設トイレの消毒等

仮設トイレの設置状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

2 死亡小動物の収集処理及び放浪犬等の保護収容

(1) 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物（市が通常有償、無償で収集処理を行う家畜及び大型ペットを除く小動物をいう。）については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、環境衛生部が行います。

(2) 放浪犬等の保護収容

地震後、被災により放浪する犬等について市民から通報を受けた場合は、環境衛生部は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護した犬等については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。

【関係資料】

- 3-28 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-29 ごみ処理施設等一覧表
- 3-30 民間委託し尿収集業者一覧表
- 3-31 民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表
- 3-32 し尿処理施設
- 3-33 仮設トイレ等の整備状況一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

【担当部】	総合対策部 医療救護部 環境衛生部 避難部 病院部 消防部
【関係機関】	民間委託消毒業者 県平塚保健福祉事務所 平塚警察署 平塚市医師会 平塚歯科医師会 日本赤十字社神奈川県支部 自衛隊 自主防災組織

1 保健衛生

(1) 避難生活者の健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想されます。このため、医療救護部は、病院部及び県平塚保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、次の事項の実施に努めます。

ア 巡回指導等

被災状況により必要と認めた場合は、避難所を巡回するなどにより、被災者の健康管理と栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行います。

イ メンタルケアの実施

被災の体験や避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、急性ストレス障害や心的外傷後ストレス(P T S D)に留意しながら、病院部及び県平塚保健福祉事務所、かながわD P A T等関係機関の協力を得て、メンタルケアを実施します。

ウ 被災児童・生徒の対応

児童・生徒は災害時に影響を受けやすく、精神的に不安定になりやすいことから、スクールカウンセラー等による巡回を実施します。

エ エコノミークラス症候群への対応

新潟県中越地震や平成28年熊本地震では、車中避難した被災者の中から、エコノミークラス症候群による死者が発生したことから、災害の状況により、避難所以外で車中泊をする避難者が発生した場合には、可能な限り、避難所以外の車中泊避難者に対してもアの巡回指導等とともに、水分補給や適度な運動等の周知を実施します。

2 防疫対策

(1) 実施機関

被災地域における防疫は市長が実施します。ただし、災害の状況により市長が不可能と判断した場合は、県知事にその旨を報告し、応援を求めるものとします。

(2) 防疫活動

ア 防疫活動の内容

環境衛生部は、民間委託消毒業者に依頼し、被災地域における次の防疫活動を行います。民間委託消毒業者は「民間委託消毒業者一覧表」のとおりです。

(ア) 被災地域の家屋周辺の清掃や防疫方法についての指導又は指示

(イ) 被災者及び自主防災組織等に対する薬剤の配布

(ウ) 被災地域の避難所等の消毒及び鼠族、昆虫等の駆除

(エ) 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び仮設トイレの消毒

(オ) 浸水箇所等の消毒

(3) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤は、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」等に基づき、平塚中郡薬剤師会及び医薬品会社に要請し調達します。

(4) 感染症の予防措置等

被災地において感染症が発生したとき又は感染症が発生するおそれがあるときは、感染予防の見地から、次により予防措置等を行います。

ア 予防措置等

(ア) 医療救護部は病院部医療班と協力し、被災地域における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めます。

(イ) 医療救護部は感染症予防上必要と認める場合、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条の定めるところにより、県知事の指示に基づき県平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、臨時の予防接種を行います。

イ 感染症患者の収容

感染症患者が発生した場合、県は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染予防法」という。）」の定めに基づき必要に応じて患者を「第二種感染症指定医療機関」に隔離入所させ、市は県の指示により感染症が発生した場所及びその周辺の消毒を実施し、流行の防止を図ります。

ウ 感染症発生時の対応及び周知

感染症患者が発生した場合は、県平塚保健福祉事務所へ報告し、感染予防法に基づいた対応を図るとともに、関係機関との連絡を密にします。また、感染症の発生状況、市等の防疫活動及び注意事項等について、総合対策部広報班を通じて、市民に対し周知徹底を図ります。

エ 消毒の方法

県知事の指示に基づき県平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、消毒、鼠族・昆虫の駆除を行います。

3 遺体対策等

(1) 実施機関

行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には、市長が行います。

(2) 行方不明者の搜索等

災害時において死亡していると推定される行方不明者の搜索は、次により行います。

ア 行方不明の申し出受理

(ア) 行方不明の申し出は、医療救護部又は避難所において受理するものとします。ただし、避難所において受理した場合は、速やかに医療救護部に通知します。

(イ) 申し出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を「行方不明者搜索申出受付票」に記録します。

(ウ) 医療救護部は、申出受付票を取りまとめ、その内容を消防部及び警察等へ連絡します。

イ 行方不明者の搜索活動等

(ア) 消防部は、警察等の関係機関と協力して行方不明者の搜索を行います。

(イ) 消防部は、人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中遺体を発見したときは、医療救護部及び警察に連絡するとともに遺体の収容にあたります。

ウ 災害救助法に定める搜索のため支出する費用及び期間

(ア) 搜索のため支出する費用

災害救助法に定める搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械や器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、その額は通常の実費とします。

(イ) 搜索期間

災害救助法に定める搜索は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

エ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

災害応急対策上必要があると認める場合においては、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて搜索に係る費用を支出し、又は搜索を行うことができます。

(3) 遺体の対策等

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じて行います。

なお、遺体の対策は、警察と密接な連絡をとり、関係各部が連携して実施するとともに、葬祭業者等へ要請し、自主防災組織、市民及び自衛隊等の協力を得て行います。

また、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に基づき遺体の対策を進めるため、棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

ア 遺体の検案等

遺体の検視等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。

なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。

イ 遺体の搬送

医療救護部は、遺体の検案後、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ要請し遺体の引き渡しを受けます。

なお、引き渡しを受けた遺体は、市の定める遺体安置所に搬送し、安置します。ただし、状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行います。

ウ 遺体の収容、安置

(ア) 遺体安置所等の開設

医療救護部は、ひらつかアリーナを第1順位とし、被災地周辺の公民館の体育館を第2順位の遺体の収容、安置場所として開設します。

(イ) 遺体の処置等

a 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総合対策部を通じて協力要請を行います。

b 医療救護部は、「遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。

c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。

エ 遺体の身元確認

医療救護部は、警察、平塚歯科医師会、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引取人の発見に努めます。

オ 遺体の引き渡し

医療救護部は遺族その他関係者から、遺体の引取りの申し出があった場合、引き渡しを行います。

カ 災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間

(ア) 遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用

災害救助法に定める遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置や遺体の一時保存に係るものとし、県の救護班が検案を実施できない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とします。

(イ) 遺体の処理の期間

災害救助法に定める遺体の処理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとし、

キ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間を超えて遺体処理に係る費用を支出し、遺体処理を行うことができます。

(4) 埋・火葬

地震災害により死亡した者のうち、遺体の引取人がない場合（以下「身元不明遺体」という。）、又は引取人があっても災害による混乱のため、埋・火葬ができない場合は、必要に応じ自衛隊等の協力のもと次のとおり行います。

ア 埋・火葬の方法

埋葬・火葬の方法は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとし、

(ア) 医療救護部は、対象者の遺体を火葬する場合、「埋・火葬台帳」を作成するとともに、市民部市民課から「死体埋・火葬許可証」の交付を受け、指定された火葬施設に搬送します。

(イ) 医療救護部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に一時保管し、遺族等に引き渡すものとし、

なお、この場合「埋・火葬台帳」に必要事項を記載し、引き渡します。

イ 遺骨等の引取人がない場合の取り扱い

医療救護部は、身元不明遺体の遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に保管します。

なお、所定の遺体安置所が閉鎖される場合は、引き続き保管し、警察等の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとし、

ウ 災害救助法に定める埋・火葬の範囲及び期間

(ア) 埋・火葬の範囲

対象者の埋・火葬は次の範囲内において、実際に埋葬を実施する者に原則として現物を支給します。

- a 棺（付属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

(イ) 埋・火葬の期間

災害救助法に定める埋・火葬は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとし、

エ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣

と協議のうえ、災害救助法の定める期間を超えて埋・火葬に係る費用を支出し、又は埋・火葬を行うことができます。

オ 火葬施設

火葬施設については、平塚市聖苑とします。

なお、医療救護部は火葬施設に支障が生じた場合、又は施設の処理能力を超えると判断した場合、神奈川県広域火葬計画により、速やかに他自治体施設の使用について応援を要請します。

カ 遺骨仮安置場所

身元不明の遺骨については、医療救護部が施設管理者と協議し、平塚市聖苑等へ仮安置の措置を講じます。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-15 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（平塚中郡薬剤師会）
- 3-21 第二種感染症指定医療機関
- 3-25 行方不明者捜索申出受付票
- 3-26 遺体処理票
- 3-27 埋・火葬台帳
- 3-34 民間委託消毒業者一覧表
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の 調達・供給活動

【担当部】	総合対策部 救援対応部 総務部 食料部 給水部 住宅・公園部 ボランティア部 避難部
【関係機関】	県企業庁平塚水道営業所 協定締結事業者 防災関係民間団体等 ボランティア団体 神奈川県 関東農政局神奈川県拠点

1 給水対策

(1) 実施機関

被災者に対する飲料水、生活用水及び医療機関等に対する飲料水、生活用水（医療用水）（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。

(2) 給水業務の分担

災害対策本部における給水業務の分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
給水部	① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集及び県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連絡、調整 ② 飲料水等の全般的な必要給水量の把握、給水場所及び給水方法等の調整 ③ 給水用タンクの確保及び総務部を通じてトラック協会等運送関係機関への協力要請 ④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水 ⑤ 非常用貯水タンクによる給水 ⑥ 応援協定都市、県、自衛隊等の協力に関する総合対策部への要請、受入れ及び業務の調整
避難部（避難所配備職員）、 住宅・公園部	① 避難所又は公園等に係る必要給水量、給水場所等の把握、調整 ② 給水部に対する必要な給水要請 ③ 給水部等により搬送された飲料水の避難所又は公園等での給水 ④ 臨時給水栓による飲料水の給水 ⑤ 避難所耐震性プールによる生活用水の給水 ⑥ 必要な場合における避難所耐震性プールのろ過（ろ水機使用）による飲料水の給水

(3) 給水の対象者及び給水量

ア 給水の対象者

(ア) 飲料水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は断水したため、現に飲料水を得ることができない者に対して行います。

(イ) 生活用水の供給は、水道等の施設の破壊又は断水等により現に生活用水を得ることができない世帯に対して行います。

(ウ) 医療用水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、医療用水が汚染し、又は断水したため、現に医療用水を得ることができない医療機関に対して行います。

イ 給水量

- (ア) 飲料水は、1日1人あたり3リットルを目安とします。
- (イ) 生活用水は、災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とします。
- (ウ) 医療用水は、医療機関等の要請に基づく必要量とします。

(4) 給水の方法

ア 給水の時期及び給水方法

(ア) 給水の時期

被災者等への給水は、水道の被害状況、交通の状況、給水体制の進行状況等を総合的に判断し、必要の都度行います。

(イ) 給水の方法

飲料水等は、備蓄しているペットボトルを搬送するほか、給水車、給水タンク積載車及び消防ポンプ車等車両による県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）からの搬送、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法などで行います。

a 給水容器等

飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。

b 医療用水の給水

医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行います。

(ウ) 避難所運営委員会等による給水

a 飲料水等の給水は、給水部、避難部避難班及び住宅・公園部避難誘導班が相互に協力して行うものとしますが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。

b 必要な場合は、民間団体、相互応援協定都市及び自衛隊等に対して総合対策部総合調整班が協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。

イ 給水の場所

飲料水及び生活用水の給水は、原則として避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、道路の一隅、広場、公園等の適当な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」という。）に指定し、給水します。

ウ 飲料水の給水順位

飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。

- (ア) 医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設
- (イ) 避難所及び給食調理施設
- (ウ) 一般給水拠点

エ 給水上の配慮

飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとします。

- (ア) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮
- (イ) 給水の迅速性、確実性、公平性の確保
- (ウ) 衛生上の配慮

(5) 飲料水等の確保

飲料水等の確保は、原則として次の順序及び方法により行います。ただし、災害の状況により適宜最も適切な方法をとるものとします。

確保の順序	確保の方法
第1次確保	<p>① 備蓄しているペットボトルにより、飲料水を確保します。</p> <p>② 協定に基づき、協定締結事業者から飲料水を確保します。</p>
第2次確保	<p>火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各避難所において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保します。</p>
第3次確保	<p>① 神奈川県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>② 市内に設置してある非常用貯水タンク（「耐震性非常用貯水タンク設置場所一覧表」参照）の貯水を汲み上げ、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>なお、状況に応じ、非常用貯水タンクの水は、火災が発生しているときは消火用水として優先するとともに、消火後も二次火災の発生に備えるため、極力飲料水等としての使用は制限するものとします。</p>
第4次確保	<p>市立小中学校等に設置してある耐震性プール（「耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表」参照）の貯水をろ水機によりろ過し、又は化学処理を加えて飲料水を確保します。</p> <p>なお、他の方法により飲料水の確保が可能な場合は、プール貯水は主に生活用水として使用することとし、極力飲料水としての使用は制限するものとします。</p>
第5次確保	<p>県企業庁によって復旧された配水管に応急給水栓を設置し、飲料水等を確保します。</p>

(6) 給水用資機材等の調達

給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。

資機材等	調達の方法
ア 備蓄資機材	本市が備蓄するろ水機、給水タンク、給水用布製容器、ポリタンク等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。 (「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照)
イ 運搬車両	総務部総務班を中心に庁用自動車の使用を調整し、又は同班を通じトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。
ウ その他必要な資機材等	上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定締結事業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に総合対策部財政班に報告します。

(7) 他の自治体等への応援要請及び受入れ

ア 給水の応援要請

(ア) 総合調整班は、給水部の要請により給水量が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、県企業庁と取り交わした「応急給水支援の事務処理に関する覚書」によるほか、本章「第16節 広域的応援体制」により、その必要とする給水量、人員等を把握し、相互応援協定都市等の他の地方公共団体若しくは県又は自衛隊（以下、本節においては「応援自治体等」という。）に対して給水に関する応援を要請します。

(イ) 広報班は、給水部の要請により報道機関等に対し、給水の応援、協力に関して発表します。

イ 応援自治体等の受入れ

(ア) 決定した応援自治体等（自衛隊は除く）の受入れは救援対応部が、自衛隊は総合調整班が行い、宿泊場所の案内等受入れに係る必要な手続きを行った後、給水部に引き継ぐものとします。

(イ) 給水部は、当該応援隊の現地への誘導、業務の事前調整等を行い、当該業務が終了するまで連絡、調整等に当たります。また、必要に応じて、活動状況を総合調整班に報告するものとします。

(8) 飲料水等の搬送

ア 搬送の方法

飲料水等を確保し、医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとします。

搬送の方法	内容
(ア) 災害対策本部職員による搬送	総務部、給水部及び食料部が連携して直接搬送します。
(イ) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第14節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(ウ) 応援自治体、自衛隊等による搬送	本章「第16節 広域的応援体制」により他の地方公共団体に対しては総合対策部総合調整班、自衛隊等へは県を通じ協力を要請し、搬送します。
(エ) ボランティア等による搬送	ボランティア部との協議により、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。
(オ) 協定締結事業者による直接搬送	協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。

イ 搬送の対象地域割り

平塚配水池、非常用貯水タンク及び協定締結事業者等からの飲料水等を搬送する場合の対象地域割りについては、災害の状況、火災発生状況、道路状況及び車両の調達状況等を考慮し、総務部総務班及び食料部食料調達配送班と連携して、給水部給水班が避難部等と協議し、その時点で最も効率的な地域割りを行うものとします。

(9) 県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連携

飲料水等の確保及び給水に当たっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。

(10) 給水費用及び期間

ア 災害救助法による費用の範囲及び給水期間

飲料水の供給を実施するため支出する費用及び供給する期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とします。

(イ) 給水の期間

飲料水の供給を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。

イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法等の定める期間の範囲を超えて、飲料水等の給水に係る費用を支出し、又は給水を行うことができます。

2 食料供給対策

(1) 実施機関

被災者等に対する炊出しその他による食品（以下、本節においては「食料等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。

(2) 供給業務の手順及び分担

ア 供給業務の基本的手順

食料等を調達し、又供給するための供給業務の基本的手順は「食料等の供給業務の基本的手順」のとおりとします。

イ 供給業務の分担

上記手順に係る災害対策本部の業務分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
避難部 住宅・公園部	① 被災者等への食料等の数量等の把握 ② 避難所又は公園等における被災者等への食料等の供給、炊出し ③ 分散備蓄庫（学校施設内備蓄倉庫）の食料等の配分 ④ 食料部への必要食料等の調達要請
食料部	① 必要食料等の全体的な数量等の把握 ② 協定締結事業者、協定都市、県等に対する調達要請 ③ 調達食料の受入れ、分別、保管、配分及び避難所等への搬送 ④ 海上輸送基地との連絡、調整
避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食共同調理場及び学校給食施設の利用調整

(3) 供給の対象者

食料等の供給の対象者は次に掲げる者のうち、被害の状況及び被災者の状況等を考慮し、市長が決定します。

ア 被災者等

- (ア) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるため、避難所等に避難した者
- (イ) 住家に被害を受け、炊飯ができない者
- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (エ) 水道や電気等の機能停止により炊飯ができない者
- (オ) 市内の旅行者又は一時滞在者等で帰宅困難な者
- (カ) 救助作業、急迫した災害の防止作業及び応急復旧作業に従事する者（これらの方については災害救助法の配給対象とはされない。）
- (キ) その他市長が必要と認める者

(4) 供給の方法

ア 現物による供給

食料等の供給は、被災者等が直ちに食することができる現物により行います。

イ 供給の方法

被災者等への食料等の供給は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとします。

供給の方法	内容
(ア) 市の備蓄食料の供給	ひらつかアリーナ又は避難所等に備蓄してある長期保存食等を供給します。
(イ) 米飯の炊出し	協定締結事業者又は農林水産省（県知事に要請）等から調達した米穀により自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊出しを行います。
(ウ) 協定締結事業者等から調達した食料等の供給	協定を締結している料理飲食業組合や業者等から調達したおにぎり、飲料水（ペットボトル）、インスタント食品、パン、牛乳、弁当、果物、調味料等を供給します。
(エ) 救援食料等の供給	相互応援協力協定都市等、市内外から寄せられた救援食料等を供給します。
(オ) 乳幼児に対する粉乳の供給	粉乳を協定締結事業者等から調達し供給します。

ウ 供給の内容及び回数等

食料等の供給の内容、回数及び量は、時間的経過に伴う被災者の食料等に対するニーズの変化や栄養面等を考慮し行うものとします。

エ 供給の場所

食料等の供給は、原則として避難所で行います。ただし、当該施設の定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行います。

オ 避難所運営委員会等による供給

避難所における米飯の炊出し又は食料等の供給は、避難所運営委員会が主体となって行います。

なお、避難所以外での供給については、避難部避難班及び住宅・公園部避難誘導班が連携して行います。

カ 供給上の配慮

食料の供給に当たっては、特に次の点に留意するものとします。

- (ア) 時間的経過の中での被災者の要望等の把握
- (イ) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮
- (ウ) 迅速性、確実性、公平性の確保
- (エ) 衛生の確保
- (オ) 食物アレルギーへの配慮

(5) 食料等の調達

ア 米穀の調達

米穀の調達は、原則として、次の方法及び順位により行います。

調達の方法	内容
(ア) 地元協定締結事業者からの調達	被災者に対して炊き出し等の必要がある場合は、協定に基づき調達します。
(イ) 県の協定締結事業者からの調達	協定締結事業者からの米穀の調達が困難な場合は、県知事に対し支援要請を行い、県が協定を締結している業者等から調達します。
(ウ) 政府所有食料(米穀)の調達	① 災害救助法が発動された場合で、政府所有食料(米穀)が必要なときは、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達します。 ② 市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省(政策統括官付農産部貿易業務課)に要請します。

イ その他の食料等の調達

米穀以外の食料等の調達は、次の方法及び順位により行います。

調達の方法	内容
(ア) 協定締結事業者からの調達	弁当、パン及び麺類等の主食並びに副食、調味料、缶詰及び乳幼児用の粉乳等については、必要に応じて協定締結事業者から適宜調達します。
(イ) 県の協定締結事業者からの調達	協定締結事業者からの調達が困難な場合は、県知事に対し支援要請を行い、県が協定を締結している業者等から調達します。

ウ 調達の要請手続き

(ア) 協定締結事業者から調達する場合の手続きは、協定先の連絡者を通じて行うものとします。

(イ) 協定締結事業者については、資料編の「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」及び「食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表」を参照します。

(ウ) 食料部及び総合対策部は、協定を締結している米穀販売業者及び大規模小売店等における食料等の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとします。

(エ) 食料等の調達に関する要請の手続きは食料部食料調達配送班が総務部総務班及び給水部給水班と連携して行いますが、県知事への要請については、総合対策部総合調整班を通じて行うものとします。

(6) 救援食料等の取扱い

ア 救援食料等の調達要請

(ア) 米穀、食料品の調達において、上記の方法による調達が困難であるとき、又は数量が不足するときは、その必要とする食料の種類、数量等を十分に把握し、相互応援協定都市又は県に対して調達の応援を要請します。

(イ) 必要な場合には、報道機関等へも調達の応援に関して発表します。

イ 受入れ及び保管

(ア) 救援食料等の受入れの場所は、総合防災基地とします。

(イ) 救援食料等の受入れ及び保管は、総務部総務班及び給水部給水班と連携して、食料部食料調達配送班が総合防災基地及び協定締結事業者の協力を得て行います。また、必要な場合は状況に応じて、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(ウ) 総合防災基地は、あらかじめ受入れに備えて、車両の進入路の確保、保管場所の指定等の措置を行います。

ウ 分別及び出納

(ア) 救援食料等の分別及び出納は、総務部総務班及び給水部給水班と連携して、食料部食料調達配送班が総合防災基地及び協定締結事業者の協力を得て行います。また、上記イ同様必要な場合は状況に応じて、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとしします。

(イ) 分別は、集積食料等の状況の他、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行います。

(ウ) 救援食料等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行います。

(7) 食料等の搬送

ア 搬送の方法

食料等を調達し、一時的な集積場所又は供給場所である各避難所等まで搬送する方法は次のとおりとし、状況に応じてその都度最も適切な方法により搬送します。

搬送の方法	内容
(1) 災害対策本部職員による搬送	総務部、給水部及び食料部が連携して直接搬送します。
(2) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第14節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(3) ボランティア等による搬送	ボランティア部との協議により、個人又は団体のボランティア等に協力要請し、搬送します。
(4) 協定締結事業者による直接搬送	調達する食料等の納入にあわせて、当該協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。

イ 一時集積場所

調達した食料等を被災者に供給するまでの間、一時的に集積、保管をする必要がある場合の場所は原則として総合防災基地とします。

一時集積場所	状況
総合防災基地	① 大量の食料等を一時的に集積、保管するとき ② 配分方法等が決定していない食料等を一時的に集積、保管するとき ③ 仕分け、分類が必要な食料等を一時的に集積、保管するとき ④ その他の施設で集積、保管することが適切でないと認められる食料等を一時的に集積、保管するとき

(8) 供給の費用及び期間

ア 災害救助法による費用の範囲及び供給期間

食料等の供給のため支出する費用及び供給の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 費用の範囲

食料等の供給を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とします。

(イ) 供給の期間

炊出しその他による食品の供給を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、こ

の期間内に3日分以内のものを現物により支給することができます。

イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法等の定める期間の範囲を超えて、食料等の供給に係る費用を支出し、又は供給を行うことができます。

3 生活必需物資等供給対策

(1) 実施機関

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品（以下本節においては「物資等」という。）の給与又は貸与（以下本項においては「供給」という。）は、市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。

(2) 供給業務の手順及び分担

ア 供給業務の基本的手順

物資等を調達し、又供給するための供給業務の基本的手順は「物資等の供給業務の基本的手順」のとおりとします。

イ 供給業務の分担

上記の手順に係る災害対策本部における業務分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
避難部 住宅・公園部	(ア) 被災者の必要物資等の数量等の把握 (イ) 避難所又は公園等における被災者への物資等の供給 (ウ) 分散備蓄庫（学校施設内備蓄倉庫）及び資機材倉庫の物資等の配分 (エ) 総務部総務班への必要物資等の調達要請
総務部	(ア) 必要物資等の全体的な数量等の把握 (イ) 協定締結事業者、協定都市、県等に対する調達要請 (ウ) 調達物資等の受入れ、保管、配分及び避難所等への搬送 (エ) 海上輸送基地との連絡、調整

(3) 供給の対象者

物資等の供給は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行います。

(4) 供給の範囲

ア 供給の品名

供給を行う物資等は、被災状況、物資調達状況等を考慮し、必要と認めた最小限度のものとなります。

イ 供給の区分の決定

物資等を被災者に供給する場合、「給与」又は「貸与」のいずれとするかについては、被災状況、調達状況等を考慮し、その都度決定します。

(5) 供給の方法

ア 供給の方法

(ア) 物資等の供給は、状況に応じて必要の都度行います。

(イ) 物資等の供給は、状況に応じて次のいずれかの区分により行うものとします。

供給区分	内容
個人供給	被災者一人一人に供給するもの
世帯供給	各世帯に供給するもの
被害供給	被害の程度により供給するもの
特別供給	乳幼児、高齢者、障がい者等に特別に供給するもの

(ウ) 物資等の供給は、原則として自主防災組織を単位に数量等を取りまとめ、避難所運営委員会を通じて行うものとします。

イ 避難所運営委員会等による供給

避難所における物資等の供給は、避難所運営委員会が主体となって行います。

なお、避難所以外での供給については、避難部避難班及び住宅・公園部避難誘導班が連携して行います。

ウ 供給の場所

物資等の供給は、食料等の供給に準じ、原則として避難所で行います。ただし、当該施設の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとします。

エ 供給上の配慮

物資等の供給に当たっては、特に次の点に留意するものとします。

(ア) 時間的経過の中での被災者の要望等の把握

(イ) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮

(ウ) 供給の迅速性、確実性、公平性の確保

(エ) 季節性の配慮

(6) 物資等の調達

ア 調達の方法

物資等の調達は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとします。

調達の方法	内容
(ア) 市の備蓄物資等の放出	総合防災基地又は避難所等に備蓄してある物資等（「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）を放出します。
(イ) 協定締結事業者等からの調達	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定締結事業者等「資料編の「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」等参照）に協力を要請し調達します。
(ウ) 応援協定都市からの調達	相互応援協力協定都市に救援を要請し調達します。
(エ) 県からの調達	上記の各方法による他、必要な場合には、県が保有する物資等を県に対し要請し調達します。

イ 調達物資等の把握及び措置

調達物資等の数量、品目等の把握及び必要な措置は、次により行います。

関係部等	把握及び必要な措置の方法
避難部	避難部は、各避難所等で物資等が必要なときは、その品目、数量等を把握し、総務部へ調達の要請を行います。
住宅・公園部	住宅・公園部避難誘導班は、公園、空き地等に避難した者に対し、供給する必要があると認めるときは、その品目、数量等を把握し、総務部総務班へ調達の要請を行います。
総務部	総務部は、避難部及び住宅・公園部と連携を取り、調達を必要とする物資等の品目、数量、集積場所等の把握に努め、次のとおり措置します。 (ア) 総合防災基地及びその他の倉庫等の備蓄物資等の放出 (イ) 給水部及び食料部と連携して、協定締結事業者等、応援協定都市又は県に対する調達の要請（協定都市及び県への要請は総合対策部総合調整班を通じて要請します。） (ウ) その他物資等の調達に関する必要な措置

(7) 救援物資等の取扱い

ア 救援物資等の要請

(ア) 調達物資又は一般からの任意の救援物資等に品目、数量の不足等が生じたとき、若しくは新たな物資等が必要となったときは、総合対策部総合調整班を通じて県又は他の地方公共団体等へ救援を要請します。

なお、必要な場合には、報道機関等へも救援に関して発表します。

(イ) 上記の救援要請を行う場合は、物資等の種類、数量、搬送方法、搬送場所等必要な事項を極力要請先に示すとともに、その受入れ体制を整え、救援物資の効率的かつ迅速な取扱いに努めるものとします。

イ 受入れ及び保管

(ア) 救援物資等の受入れの場所は、総合防災基地とします。

(イ) 救援物資等の受入れ及び保管は、給水部給水班及び食料部食料調達配送班と連携して、総務部総務班が総合防災基地及び協定締結事業者の協力を得て行います。また、必要な場合はボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(ウ) 総合防災基地は、あらかじめ受け入れに備えて、車両の進入路の確保、種類ごとの保管場所の指定等の措置をするものとします。

ウ 分別及び出納

(ア) 救援物資等の分別及び出納は、給水部給水班及び食料部食料調達配送班と連携して、総務部総務班が総合防災基地及び協定締結事業者の協力を得て行います。また、必要な場合はボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(イ) 分別は、集積物資等の状況の他、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行うものとします。

(ウ) 救援物資等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行うとともに、その数量等の必要事項の記帳を行うものとします。

(8) 物資等の搬送

ア 搬送の方法

物資等を調達し、又は一時的な集積場所若しくは避難所等まで搬送する方法は次のとおりとし、状況に応じてその都度最も適切な方法により搬送します。

搬送の方法	内容
(ア) 災害対策本部職員による搬送	総務部、給水部及び食料部が連携して直接搬送します。
(イ) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第14節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対して、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(ウ) ボランティア等による搬送	ボランティア部と協議し、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。
(エ) 協定締結事業者による直接搬送	調達する物資等の納入にあわせて、当該協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。

イ 一時集積場所

調達した物資等を被災者に供給するまでの間、一時的に集積、保管をする必要がある場合の場所は、「本節2 食料供給対策」の一時集積場所の扱いに準じます。

4 関係各部が連携した供給

総務部、給水部及び食料部は、避難所等へ効率的に飲料水、食料、物資等を調達、搬送するため、連携して供給業務を行います。

(1) 調達

協定締結事業者等への調達要請は、総務部、給水部及び食料部で把握している在庫数などを取りまとめ、効率的に必要な量の確保を図ります。

(2) 搬送

搬送品目・量を取りまとめ、搬送可能コース、配送量等を決定し、効率的な車両運行を行います。輸送業務に従事する関係車両は、「災害緊急輸送」の表示をして搬送します。

(3) 救援食料や救援物資等の受入れ

救援食料や救援物資等の受入れ、保管、分別業務は、総合防災基地の協力を得て連携して行います。

(4) 状況に応じた避難所への供給

被災状況や時間的経過による避難所のニーズの変化と供給可能な物資等の状況を的確に把握し、状況に応じて、備蓄物資等の直接搬送や協定締結事業者の支援等による物資等の調達、搬送など適切な方法を選択、組み合わせることにより避難所へ円滑に物資等を供給します。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 4-1 耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表
- 4-2 耐震性非常用貯水タンク場所一覧表
- 4-5 食料等の供給業務の基本的手順
- 4-6 物資等の供給業務の基本的手順
- 4-7 食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表

- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第10節 教育対策

【担当部】 避難部 住宅・公園部

【関係機関】 教育施設

1 実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。なお、教職員の確保については、必要に応じて県教育委員会に支援を要請します。
- (2) 県立学校、私立学校における応急教育は、それぞれの設置者が実施します。
- (3) 教育施設の応急復旧、学用品等の支給等については県、市、私立学校の設置者がそれぞれの責任において実施します。

2 児童等の安全確保

学校（園）長は、「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」に基づき、学校災害対策本部を設置し、平塚市教育委員会災害対策本部と連携しながら、各学校等の実情に合わせて、災害時における児童等の安全を確保、避難誘導、保護者への引き渡し等を行うとともに、次に掲げる項目に定められた応急対策を行います。

3 市の教育施設の応急復旧対策

- (1) 被害状況等の報告
学校（園）長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告します。
 - ア 施設、設備及び敷地の被害状況
 - イ 児童等の被災状況
 - ウ 教職員の被災状況
 - エ その他応急措置を必要と認める事項
- (2) 避難所との調整
学校施設を避難所として開設する場合は、被害の状況を確認し、避難所として利用する施設、設備等の安全点検を実施し、学校施設の利用について避難所運営委員会において協議、調整するものとします。
- (3) 応急復旧対策
学校施設の被災により授業が長期間にわたり中断することを避けるため、教育委員会は、次により必要な措置を講じます。
 - ア 被害箇所等の応急修理
軽易な校舎等の被害については、応急修理等を実施し、できる限り教室を確保します。また、被害が甚大で、応急修理では使用に耐えられない場合は、一時学校を閉鎖し、完全復旧まで管理します。
 - イ 学校の相互利用
災害により教室の不足が生じた場合は、授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を「応急教育実施計画」を基本とし、相互利用します。
 - ウ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等を建設し授業の早期再開を図ります。
 - エ 公共施設の利用
相互利用や仮設校舎の建設が不可能な場合には、社会教育施設等その他の公共施設

を利用して授業の早期再開を図ります。

4 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施

学校（園）長は、施設の応急復旧の状況、避難状況、教職員、児童等の被災状況等を勘案し、授業の完全実施が不可能な場合は、可能な授業形態により教育委員会と協議した上で応急教育を実施します。

(2) 学用品の供給

災害救助法が適用された場合、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある児童及び生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を供給します。

なお、災害救助法が適用されない場合には、災害規模、被害の程度により、災害救助法に準じ供給を行います。

(3) 応急教育に伴う給食

応急教育を再開したときは、次に掲げる場合を除き、速やかに給食が実施できるよう措置するものとします。ただし、献立、配給、配膳等給食の実施の方法については、その時の状況により教育委員会が別に定めるところによります。

ア 感染症の発生、その他危険が予想される場合

イ 災害により給食物資が入手困難な場合

ウ 学校給食設備（給食設備を有する学校）が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

エ 学校給食共同調理場が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

オ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合

カ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(4) 教職員の確保

教職員の被災により通常の教育が実施できない場合は、教育委員会は教職員の臨時的派遣、教職員の臨時的任用の要請を行う等必要な教職員の確保に努めます。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

7-1 市内小中学校一覧表

7-2 応急教育実施計画

7-3 市内幼稚園一覧表

7-4 市内高等学校一覧表

7-5 その他学校一覧表

7-6 市内保育園一覧表

第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【担当部】	総合対策部 総務部 食料部 給水部 医療救護部 環境衛生部 土木復旧部 避難部 消防部 各関係部
【関係機関】	県公安委員会 平塚警察署 国土交通省横浜国道事務所 神奈川県平塚土木事務所 中日本高速道路(株)東京支社小田原保全・サービスセンター 神奈川県 自衛隊 (一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター (一社)平塚建設業協会 平塚市漁業協同組合 (一社)神奈川県タクシー協会 日本郵便(株) 神奈川中央交通西(株)平塚営業所

1 道路交通の応急対策

(1) 交通支障箇所等の情報収集

土木復旧部土木情報班は、次により市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所又は交通の支障箇所の早期発見に努めます。また、国道、県道の状況についても関係機関等からの情報掌握に努めます。

ア 収集する情報の範囲

(ア) 道路支障箇所の情報収集

(イ) 渋滞等の発生状況

(ウ) 各種交通機関の状況

(エ) その他交通状況の情報収集

イ 情報収集の方法

(ア) 総合対策部総合調整班から収集します。

(イ) 官公署、避難所等から収集します。

(ウ) 市内タクシー業者等からの協定に基づく情報の提供を受けます。

(エ) 道路パトロールを実施し、収集します。

(オ) その他可能な方法により収集します。

(2) 関係機関への通報

ア 市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所についての通報

土木情報班は、市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について、総合対策部総合調整班に連絡するとともに、県土木事務所、平塚警察署及び関係機関に速やかに通報します。

イ 国道、県道の支障箇所についての通報

土木情報班は、国道、県道の支障箇所について、各道路管理者、平塚警察署等からの情報収集に努め、情報を収集した場合には、速やかに総合対策部総合調整班に連絡するとともに、必要に応じて関係機関に連絡します。

(3) 交通規制等に関する措置

ア 被災地内の交通規制

(ア) 道路管理者、県公安委員会、平塚警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、若しくは危険が予想されるとき又は緊急輸送の確保の必要があるとき等は、「イ 交通規制の実施責任者等」に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡をとり、速やかに必要な規制を行います。

(イ) 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第1項の規定による標示を設置し、テレ

ビ・ラジオ等のマスコミ、交通情報、広報車両等を利用し、一般に周知するものとします。

イ 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次表のとおりとなっています。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条 第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	1 道路交通法（昭和35年法律第105号） 第4条 第1項 2 災対法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条 第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条 第4項

ウ 自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、災対法第76条の3により、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他の移動を命ずるか、自ら当該措置をとることができます。

エ 県公安委員会の行う措置

災対法第76条の4により、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができます。

(4) 道路啓開等

災対法第76条の6により、道路管理者及び漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとします。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとします。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

災対法第50条第2項に規定する災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、「緊急通行車両確認証明書」及び「確認標章」の交付を受けるものとします。

なお、緊急通行車両の対象、交付手続き等については次のとおりとします。

ア 緊急通行車両の対象

緊急通行車両は次に掲げる業務に従事する車両とします。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告・指示等
- (イ) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (エ) 施設及び設備の応急復旧
- (オ) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (カ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

(キ) 緊急輸送の確保

(ク) その他災害対策のため、市長が必要と認めた車両

イ 事前届出手続き

各部は、災害応急対策活動を迅速に行うため、災害応急対策のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付及び確認証明書の事前の交付を受けておくものとします。

ウ 交付手続き

災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記イの事前届出済の車両については直ちに各部が事前届出済証及び確認証明書を平塚警察署又は交通検問所に提出し、確認標章の交付を受け、各該当車両に添付するものとします。

(6) 道路等の応急復旧措置

道路等の交通支障箇所については、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して応急復旧措置を行います。

ア 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とします。

イ 応急復旧措置

(ア) 市が管理する道路については、損壊等により通行に支障があるときは、当面必要最小限の範囲で応急復旧を行うものとします。

(イ) 市は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、本章「第16節 広域的応援体制」等により知事、他自治体、協定団体等に対して復旧の応援を要請します。この場合それらの要請により派遣される応援隊は、市災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとします。

(ウ) 既設道路のすべてが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、各道路管理者と協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとします。

ウ 経費

道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とします。

2 輸送対策

(1) 輸送業務の実施機関等

災害応急対策に必要な要員、飲料水、食料、物資、資機材及び被災者の輸送等は、それぞれの業務を所管する災害対策本部の各部又は防災関係機関が行います。

(2) 輸送の対象と輸送順位

応急対策上の輸送の対象とするもの及び輸送の順位は次のとおりとします。ただし、災害の状況及び輸送力の確保の状況等により、この定めにより難しい場合は、災害対策本部関係各部又は関係機関がそれぞれ協議又は調整し、行うものとします。

ア 輸送の対象

輸送の対象	内容
(ア) 人員の輸送	① 被災者又は避難者のうち緊急に輸送する必要のある者 ② 医療及び助産関係者 ③ その他応急対策に必要な人員
(イ) 物資等の輸送	① 飲料水及び食料 ② 生活必需物資 ③ 救援物資 ④ 医薬品及び医療器材 ⑤ その他応急対策に必要な資機材、燃料

イ 輸送の順位

輸送の円滑な実施を図るため、上記の輸送を行う場合は、原則として次の順位により行うものとします。

- (ア) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (ウ) その他災害応急対策のため特に必要又は緊急な輸送

(3) 輸送の手段

輸送は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度又は被災地域の交通状況等を考慮し、次の手段及び方法等により適宜効率的かつ柔軟な対応をとるものとします。

輸送の手段	輸送の方法
ア 車両による輸送	道路交通が確保されている場合に、車両を確保し、あらかじめ指定されている緊急輸送道路等を利用して輸送します。
イ 鉄道による輸送	遠隔地から本市内に物資等を輸送する必要がある場合で、車両による陸上輸送が不可能なときは、JR又は小田急に協力要請し、輸送します。
ウ 船舶による輸送	車両及び鉄道による陸上輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合等は、船舶を確保し、海上輸送基地（平塚新港）又は大磯港に輸送します。
エ 航空機による輸送	陸上輸送が全て不可能な場合又は災害により孤立した山間部等の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプターを確保し、輸送します。

(4) 輸送力の確保

ア 車両の確保

(ア) 緊急時配車計画の作成

a 総務部総務班は、地震災害が発生し、応急対策のため車両による人員又は物資等の輸送が必要と判断したときは、被害の状況等輸送に関する情報の収集に努めるとともに、給水部及び食料部等輸送に関係する部と協議し、必要な車両を確保し、効率的に配車するための「緊急時配車計画」を速やかに作成します。

b 総務部総務班は、上記の「緊急時配車計画」に基づき、次に掲げる方法等により必要な車両を確保します。

(イ) 市保有車両（公用車）の確保

市が保有する車両については、総務部総務班が、総合対策部総合調整班等関係する部と協議し、あらかじめ別に定める「緊急時配車計画」により確保します。

(ウ) バス、乗用車、貨物自動車等の確保

公用車が不足する場合は、必要に応じてバス、乗用車（タクシー）、貨物自動車及び特殊車両等を、次の機関に対しそれぞれの協定等に基づき協力を要請して確保します。

車両の種類	機関名	協定等
バス	神奈川中央交通(株)	指定地方公共機関
	市川観光(株)	災害時における人員輸送の協力に関する協定
	神田交通(株)	災害時における人員輸送の協力に関する協定
タクシー	(一社)神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会	タクシー無線による災害時情報通信等の協力に関する協定
貨物自動車	(一社)神奈川県トラック協会 県央サービスセンター	指定地方公共機関 災害時における貨物自動車輸送に関する協定
特殊自動車	(一社)神奈川県トラック協会 県央サービスセンター	指定地方公共機関 災害時における貨物自動車輸送に関する協定
	(一社)平塚建設業協会	災害時における応急復旧活動に関する協定

イ 船舶の確保

船舶については、総務部総務班が海上輸送基地及び関係部と協議、調整し、平塚市漁業協同組合に協力を要請して確保します。

ウ ヘリコプターの確保

ヘリコプターについては、総務部総務班が総合対策部総合調整班を通じ、本章「第16節 広域的応援体制 2 自衛隊に対する災害派遣要請」に基づき、県知事に対して自衛隊のヘリコプター派遣を要請します。

エ その他輸送力の確保

上記の方法でも必要な輸送力が確保できない場合には、次の方法等により確保します。

- (ア) 相互応援協定都市又は他の地方公共団体に対し協力を要請します。
- (イ) 車両等を所有する市内の民間団体等又は市民に対し協力を要請します。
- (ウ) 輸送関係のボランティア活動を希望する市外の個人、団体等に対し協力を要請します。
- (エ) 神奈川県又は自衛隊に対して協力を要請します。

オ 燃料の確保

市保有の車両及び災害応急対策実施のため必要とする車両については、総務部総務班が協定に基づき、次の機関から確保します。

要請先	協定等
神奈川県石油商業組合湘南支部	応援物資及び生活必需物資の調達に関する協定(ガソリン、灯油等)

(5) 協力要請の手続き

関係機関等に対して車両等の確保の協力要請を行うときは、それぞれの機関等の連絡責任者等を通じ、業務の内容、必要台数、運転者の必要の有無、期間、使用場所等を明らかにして行うものとします。

(6) 輸送用車両基地等

物資等の輸送を行うための輸送用車両基地は次のとおりとします。なお、輸送業務を行うに当たっては、飲料水、食料、生活必需物資等の各対策計画による他、道路の被害状況、輸送物資等の内容及び集積車両台数等を考慮し、適切な場所を利用するものとします。

ア 輸送用車両基地

総合公園内駐車場(体育館駐車場及び西自由広場)とします。

イ 海上輸送基地

平塚新港とします。ただし、場合によっては大磯港とします。

ウ ヘリコプター臨時離発着場

「ヘリコプター臨時離着陸場」に定める場所とします。

(7) 緊急通行車両標章の表示

輸送に従事する車両は、緊急通行車両の確認標章を表示して輸送業務に当たるものとします。

(8) 平塚市における緊急輸送路の指定等

ア 平塚市における緊急輸送路の指定

(ア) 本市に係る緊急輸送を確保するため、県公安委員会が指定する「緊急交通路」及び県が指定している「緊急輸送道路」の他に「市指定緊急輸送道路補完道路」を平塚市が指定します。この輸送道路は、災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に結びかつ循環するルートとします。

(イ) 平塚市が指定する緊急輸送のための道路は、資料編の「市指定緊急輸送道路補完道路」のとおりとします。

イ 緊急輸送路の確保

(ア) 情報収集と輸送路の確保

大規模な地震が発生したときは、土木復旧部土木情報班は、緊急輸送路関係の被害情報の収集を行うとともに、速やかに緊急輸送路の確保に努めます。また、本ルートの通行に支障を生じたときは、速やかに適切な迂回路の設定を行い、補助輸送ルートを確認するものとします。

(イ) 関係機関等への通報

土木復旧部土木情報班は、収集した輸送に関する情報を整理し、総合対策部総合調整班に報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡します。

3 障害物の除去対策

(1) 障害物の情報収集及び危険回避措置

ア 情報の収集及び提供

道路管理者、河川管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供します。

イ 市における情報の収集

(ア) 市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により障害物の概要を把握します。

(イ) 土木復旧部は情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定します。取りまとめた情報については随時総合対策部総合調整班へ連絡します。また、除去の予定や進捗状況についても、随時総合対策部総合調整班へ連絡し、広報に努めます。

ウ 危険回避の措置

実施機関は、障害物の状況等により、直ちに除去等の対策がとれない場合には、市民の生活や交通の安全確保のため、応急的な安全対策措置をし、危険回避に努めます。

(2) 障害物の除去

ア 障害物の除去の実施機関

障害物の除去は市が実施しますが、障害物が市の管理に属さない道路上、又は河川にある場合は、それぞれの管理者が除去します。

イ 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去の対象は、概ね次のとおりとします。

- (ア) 市民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする障害物
- (イ) 避難、救援等緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物
- (ウ) 河川の氾濫、護岸決壊等を防止するため除去を必要とする障害物
- (エ) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、除去できない障害物
- (オ) その他、公共的立場から除去を必要とするもの

(3) 除去の方法

ア 実施方法

- (ア) 道路等の障害物除去は、道路管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、平塚建設業協会等の協力を得て行います。
- (イ) 河川等の障害物除去は、河川管理者が被害状況に応じ平塚建設業協会等の協力を得て行います。
- (ウ) 住居に係る障害物の除去は、比較的小規模のものについては、土木復旧部が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、平塚建設業協会等の協力を得て行います。除去内容は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとします。
- (エ) 障害物の状況に応じて、本章「第 16 節 広域的応援体制」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。

イ 障害物除去の優先順位

障害物除去の実施に際して優先する道路は、次のとおりとします。

- (ア) 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
- (イ) 緊急輸送に使用する道路
- (ウ) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路
- (エ) その他必要と認める道路

ウ 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して行うものとします。

エ 市道における障害物の除去

市道における障害物の除去は、土木復旧部が必要に応じ、平塚建設業協会、県又は、応援協定自治体等の応援、協力を得て実施します。

オ 障害物の集積場所

障害物除去に伴うガレキ及び廃材等の災害廃棄物は、本章「第 7 節 災害廃棄物等の処理対策」に定めるところにより処理するものとしますが、集積場所は概ね次のとおりであり、環境衛生部との連携により、迅速な処理に努めます。

- (ア) 撤去した障害物は、応急的には付近の空き地、広場等に仮置きします。
- (イ) 仮置きした障害物のうちガレキ、廃材等の集積場所は、災害の状況により環境衛生部や関係機関と協議して決定します。

(4) 除去の費用

除去の費用は、災害救助法が適用された場合、災害救助法の定めるところによります。ただし、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣との協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて障害物除去に係る費用

を支出し、除去を行うことができます。

また、災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて市長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物の除去を行います。

【関係資料】

- 3-1 災害救助法施行細則
- 3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3-28 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-29 ごみ処理施設等一覧表
- 3-36 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 3-37 ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-38 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地
- 5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表
- 5-2 平塚市漁業協同組合所属漁船・平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）
- 5-3 交通対策様式
- 5-4① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）
- 5-4② 緊急輸送道路（県指定）
- 5-5 市指定緊急輸送道路補完道路
- 5-6 市指定緊急輸送道路補完道路図
- 5-7 平塚警察署警備対策
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第12節 県警察・第三管区海上保安本部の 取組み

【実施機関】	神奈川県警察 第三管区海上保安本部
【関係部】	総合対策部 総務部 医療救護部 住宅・公園部 土木復旧部 ボランティア部 避難部 消防部

1 県警察による応急対策

県警察は、大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安について万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置等

大地震発生と同時に警察本部に警察本部長を長とする神奈川県警察災害警備本部を、警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、平塚市災害対策本部が設置された場合は必要に応じ要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警備部隊等の編成

別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行います。

(2) 災害応急対策の実施

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施します。

ア 情報の収集・連絡

災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を必要により関係機関へ連絡します。

イ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出、救助活動を実施します。又、平塚警察署長は、防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

ウ 避難の指示等

警察官は、災対法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により避難の指示、又は避難の措置を講じます。

エ 津波対策

津波注意報又は警報が発表された場合、又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波注意報及び警報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

オ 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて一般車両の通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 治安対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積

地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

キ ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安除去等を目的とするボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

2 第三管区海上保安本部による応急対策

第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合において、海上における人命、財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたります。

(1) 災害応急体制の確立

第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて組織の編成及び職員の動員を行います。

(2) 第三管区海上保安本部が実施する応急対策

第三管区海上保安本部の行う応急対策は、次のとおりです。

ア 津波警報や地震情報等の周知

津波警報や地震情報等を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇、航空機による巡回により、磯釣り客、港湾工事関係者等への周知に努めます。

イ 被災状況等の収集

関係機関と密接な連絡をとり、船舶、港湾施設、石油コンビナート、港湾における被災の状況等に関する情報を積極的に収集します。

ウ 捜索救助

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により捜索救助を行います。

エ 傷病者等の緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送について要請があったときは、速やかにその要請に応じます。

オ 救援物資の輸送

飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の地震防災応急対策の実施状況を考慮して要請に応じます。

カ 防除作業の指導

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油が排出されたときは、船艇、航空機により排出油の状況等を総合的に把握し、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行います。

キ 船舶交通の制限

海上交通安全を確保するため、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止をします。

ク 危険物積載船舶の保安

危険物積載船舶の保安について、関係機関等と密接な連絡をとり、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行います。

ケ 海上における治安維持

海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防、取り締りを行います。

3 市災害対策本部との関係

市災害対策本部は、次に掲げる応急対策等の実施にあたり、警察等と密接な連絡をとり、各応急対策の迅速かつ的確な実施に努めます。

- (1) 第3節 災害時情報の収集と伝達
- (2) 第4節 救急・救助、消火及び医療救護活動
- (3) 第5節 避難対策
- (4) 第6節 津波対策
- (5) 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動
- (6) 第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
- (7) 第14節 自主防災組織等の活動

【関係資料】

5-7 平塚警察署警備対策

第13節 ライフラインの応急復旧活動

【実施機関】	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 東京ガス(株) 東日本電信電話(株)神奈川事業部 県企業庁平塚水道営業所 平塚市土木部 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅 神奈川中央交通(株) 日本通運(株)西神奈川支店 (一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会
【関係部】	総合対策部 その他関係部

1 情報連絡及び連携体制の確保

各関係機関及び市災害対策本部は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互協力により円滑な応急対策実施のための連携体制を確保します。

(1) 市災害対策本部への連絡

各関係機関は、本部班に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行います。

- ア 各関係機関の施設の被害状況
- イ 各関係機関における応急対策の状況
- ウ 各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

(2) 市災害対策本部情報の連絡及び必要な対応の協議

市は、各関係機関に対し災害対策本部の情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策等について協議し、その実施の円滑化を図ります。

(3) 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため本部班にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。

なお、本部班は、各関係機関からの通知を受けた場合、総合対策部広報班にその内容を伝達します。

(4) 市災害対策本部の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて本部班に要請し、本章「第3節 災害時情報の収集と伝達 2 災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。

なお、本部班は、各関係機関から市の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに総合対策部広報班に連絡を行い、その実施を図ります。

2 各関係機関等の応急対策

(1) 各関係機関の応急対策

次に掲げる関係機関は、それぞれの定める災害応急対策計画に基づき、その機能の安全を確保するための応急対策を実施します。

機 関 名
東京電力パワーグリッド(株)平塚支社
東京ガス(株)
東日本電信電話(株)神奈川事業部
神奈川県企業庁平塚水道営業所
平塚市土木部
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅
神奈川中央交通(株)
日本通運(株)西神奈川支店
(一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター

(2) (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会の応急対策

(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会は、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」に基づく応援要請を受けた場合には、平塚市ガス事業協同組合へ液化石油ガス（LPガス）及び液化石油ガス器具の確保及び供給に努めるよう連絡します。

【関係資料】

- 1-12 指定公共機関
- 1-13 指定地方公共機関（一部）
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表
- 12-1 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社災害応急対策計画
- 12-2 東京ガス(株)災害応急対策計画
- 12-3 東日本電信電話(株)神奈川事業部災害応急対策計画
- 12-4 県企業庁平塚水道営業所災害応急対策計画
- 12-5 平塚市下水道災害応急対策計画
- 12-6 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅災害応急対策計画
- 12-7 神奈川中央交通(株)災害応急対策計画
- 12-8 日本通運(株)西神奈川支店災害応急対策計画
- 12-9 (一社)神奈川県トラック協会災害応急対策計画

第14節 自主防災組織等の活動

【担当部】 各関係部

【関係機関】 市民、事業所等 自主防災組織 防災関係民間団体等

1 市民、事業所等

(1) 市民、事業所等の活動方針

市民、事業所等は、自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」の考え方のもと、防災活動を実施します。

(2) 市民、事業所等としての活動

ア 市民としての活動

市民は、地震災害が発生したときは、次の活動を行うものとします。

- (ア) 出火防止、初期消火活動の協力
- (イ) 情報を収受したときの速やかな災害対策本部又は避難所への連絡
- (ウ) 避難、給食等に際しての隣保協力
- (エ) 被災者の救出、救護活動の協力
- (オ) 自主防災組織活動の協力

(カ) 避難所入所時又は移動時における名簿登録

(キ) その他、必要な災害応急対策業務の協力

イ 事業所等としての活動

事業所等は、地震災害が発生したときは、次の活動を行うものとします。

- (ア) 当該事業所等の出火防止、初期消火活動
- (イ) 従業員等の安全確保
- (ウ) 帰宅困難な従業員等の保護
- (エ) 地域における救助活動等の協力又は必要機材等の貸与、譲与
- (オ) 地域における自主防災組織活動の協力
- (カ) その他、必要な災害応急対策業務の協力

2 自主防災組織

(1) 災害発生直後に行う活動

自主防災組織が自主的に行う活動は次のとおりとします。この場合、活動するに当たっては、自主防災組織が作成する防災規約（防災計画）又は活動マニュアル等に基づき、統一かつ効率的に行うものとします。

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 救出、救護活動の実施
- ウ 避難の実施
- エ 自主防災組織本部の設置
- オ 区域内における情報の収集、伝達
- カ その他、緊急又は必要と認められる活動

(2) 市又は防災関係機関と協力して行う活動

市又は防災関係機関と協力し、次の応急対策業務を積極的に実施します。

- ア 給水、給食、救護物資の配分等
- イ 清掃、防疫活動

- ウ 区域内住民の安否情報収集
- エ 住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底
- オ 住民の避難所の入所時、移動時における名簿登録の徹底
- カ 避難所の運営
- キ その他、必要な応急対策業務の協力

3 防災関係民間団体等

(1) 防災に関する民間団体等

ア 民間団体等の範囲

防災対策上関係する民間団体等とは、大規模災害等の場合において、市が各種の災害応急対策を実施する上で特に協力が必要と認められる本市内の次のような民間の各種団体、組織等（以下「民間団体等」という。）をいいます。

- (ア) 公共的団体（「第1章 第6節 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等」に掲げる防災関係機関等のうちの公共的団体）
- (イ) 地域活動関係団体
- (ウ) 教育関係団体
- (エ) 社会奉仕関係団体
- (オ) 労働関係団体
- (カ) 商工業、各種サービス業関係団体
- (キ) 大学
- (ク) その他防災対策上関係すると認められる団体

イ 民間団体等の自主活動と市の応急対策への協力

(ア) 民間団体等の自主活動

災害時においては、民間団体等は、それぞれの団体等の災害時の活動規範等に従い、自ら可能な範囲で各種活動又は業務サービスの提供等に努めるものとします。

(イ) 市の応急対策業務等への協力

市の行う災害応急対策に関し、市から協力要請のあった場合は、民間団体等は可能な範囲で協力するものとします。

ウ 民間団体等のボランティア活動

民間団体等が自らボランティアとして活動を行う場合については、本章「第15節 災害ボランティアの活動」の定めるところによるものとします。

(2) 協力要請の範囲

ア 協定等を締結している場合等

- (ア) 当該民間団体等との協力協定等が締結されている場合、又は公共的団体等この地域防災計画に別に定めのある場合には、その内容の範囲で協力を要請するものとします。
- (イ) 上記にかかわらず、大規模災害時等において市長が特に必要と認める場合は、別途、次のイに掲げる範囲で協力を要請するものとします。

イ 協定等を締結していない場合等

協力協定等が締結されていない民間団体等については、災害や応急対策の状況の他、その民間団体等の活動内容、構成人員、業種等の特性を考慮し、主として次に掲げる活動等の範囲において、必要に応じ協力を要請するものとします。

(ア) 市の応急対策活動に係る活動

- a 被災者の救助活動
- b 医療、救護活動
- c 被災者への炊出し活動

- d 飲料水、食料、物資等の配送活動
 - e 救援物資の仕分け、運搬、配分活動
 - f 被害等の情報収集、調査活動
 - g 被災者の安否確認活動
 - h 避難所等における各種奉仕活動
 - i 清掃、防疫活動
 - j 避難行動要支援者に対する支援活動
 - k 危険度判定活動
 - l その他市の応急対策活動に係る活動
 - (イ) 物資等の調達、各種業務サービス等の提供
 - a 災害応急対策に係る食料、生活必需物資、資機材等の調達、供給
 - b 各業種の組織等を通じた各種業務サービス等の提供
 - (ウ) その他本部長が特に必要と認めた活動等
- (3) 協力要請の方法等
- ア 協力要請の手続き
 - (ア) 民間団体等に対する協力の要請は、災害対策本部各部長の要請に基づき、原則として総合対策部総合調整班が直接当該団体等の責任者に対して行います。
 - (イ) 緊急を要する場合は、災害対策本部各部長は、直接当該団体等の責任者に対して要請することができるものとします。なお、この場合においては、事後直ちに総合対策部総合調整班にその要旨を報告します。
 - イ 要請の場合の必要事項

民間団体等に対し協力を要請する場合は、当該団体等に対し特に次の事項を明らかにし、その活動等が円滑に行われるよう配慮するものとします。

 - (ア) 応急対策に係る活動を要請する場合
 - a 活動の場所、期間
 - b 活動に必要な人員
 - c 活動の内容
 - d 活動に必要な資機材等の品名、数量
 - e 活動に必要な経費負担等
 - f その他活動に必要な事項
 - (イ) 物資等の調達、業務サービス等を要請する場合
 - a 必要な物資等の品名、数量（サービス等の内容、人員）
 - b 物資等の納入（サービス等の提供）の期日、場所
 - c 物資等の納入、搬送（サービス等の提供）の方法
 - d 物資の調達、納入（サービス等の提供）等に必要な経費負担等
 - e その他調達等に必要な事項
- (4) 協力が決定した場合の措置
- ア 協力決定の伝達、指示

総合対策部総合調整班は、民間団体等の応急対策活動等の協力が決定したときは、災害対策本部の各関係部長等に対し、適切な手段をもって速やかにその内容を伝達するとともに、必要な指示を行います。
 - イ 各部等における受入れ措置等

民間団体等の協力が決定した各部長は、必要に応じて速やかに次の措置を講じます。
 - (ア) 受入れ準備

活動等に必要な資機材等をあらかじめ確保するとともに、人員、機材等の輸送計

画を立てます。

(イ) 必要職員の派遣

必要な場合は、活動地又は物資の納入先等に誘導するための職員を派遣します。

(ウ) 活動状況等の把握

必要な場合は、職員を派遣し活動状況等を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたらせます。

(エ) その他必要な措置

その他活動等が円滑に行われるための必要な措置を講じます。

ウ 活動終了時の報告

活動等が終了したときは、各部長は、次の事項を明らかにした報告書を総合対策部
総合調整班に提出します。

(ア) 活動等の場所、期間

(イ) 活動等の人員

(ウ) 活動等の内容

(エ) 事故ある場合は、その内容

(オ) 調達した資機材等の品名、数量

(カ) 活動等に要した経費

(キ) 活動等の効果

(ク) その他参考となる事項

【関係資料】

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第15節 災害ボランティアの活動

【担当部】 ボランティア部 各関係部

【関係機関】 市民、事業所等 自主防災組織 防災関係民間団体等 社会福祉協議会

1 災害時ボランティアネットワークセンターの設置及び運営

(1) 実施機関

災害時におけるボランティア活動に係る事務は、災害時ボランティアネットワークセンター（以下本節においては、「ネットワークセンター」という。）が行います。また、市長はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。

(2) ネットワークセンター設置場所

ネットワークセンターの設置場所は平塚市福社会館（平塚市追分1番43号）及び浅間緑地とします。ただし、当該施設が、罹災し設置が困難な場合はこれに代わる場所を確保します。

(3) ネットワークセンターの位置付け

ネットワークセンターは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、平塚市社会福祉協議会が設置し、ボランティアコーディネーター養成講座を修了したボランティア等の協力により、必要なボランティアの募集、受け入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

(4) ネットワークセンター及び市の事務等

ネットワークセンター及び市の災害対策本部（ボランティア部）が行う事務又は業務は、概ね次のとおりとします。

区分	事務等の内容
ア ネットワークセンターが行う事務	(ア) 被災者ニーズの把握 (イ) ボランティアの受け入れ (ウ) 被災者ニーズとボランティアのマッチング (エ) ボランティアの派遣 (オ) ボランティア部との連絡調整 (カ) ボランティア活動に必要な情報の収集及び提供 (キ) ボランティア活動に必要な物品及び資金の調達 (ク) その他ボランティア活動に必要な事務
イ ボランティア部が行う業務	(ア) ネットワークセンター設置までの初期対応事務 (イ) ネットワークセンターとの連絡調整 (ウ) ボランティア活動に必要な情報の収集及び提供 (エ) ボランティア活動に必要な物品及び資金の調達 (オ) その他ボランティア活動に必要な事務

(5) ボランティア活動の要請範囲

市の災害対策本部が、個人、団体又はその他のボランティアの活動を要請する場合の範囲は、概ね次のとおりとします。

- ア 避難場所、避難所等の運営協力に関すること。
- イ 救援物資の配分、配送に関すること。
- ウ 給水、給食に関すること。
- エ 安否情報の収集、整理、伝達に関すること。
- オ 手話通訳等の福祉活動に関すること。

- カ 清掃、防疫に関すること。
 - キ その他実施機関が必要と認める活動に関すること。
- (6) ボランティアの要請手続
- ア 市における要請手続
市の災害対策本部において、災害時にボランティア活動が必要となった場合の要請手続は次のとおりとします。
 - (ア) 災害対策本部各部において活動の要請を必要とするときは、各部長が次の事項を明らかにして、ボランティア部に要請するものとします。
 - a 活動の内容
 - b 活動の場所、期間
 - c 必要と思われる人員
 - d その他参考となる事項
 - (イ) ボランティア部は、各種の要請内容を整理、調整し、ネットワークセンターに対しボランティアの派遣要請を行います。
 - イ ネットワークセンターにおける手続
 - (ア) ネットワークセンターは、ボランティアの派遣要請があったときは、登録済みのボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて本市内外に対しボランティアの協力要請を行うものとします。
 - (イ) ネットワークセンターは、ボランティア部を通じて災害対策本部等の活動要請の状況を常に掌握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの掌握も行い、ボランティアの要請が効率的に行われるよう努めるものとします。
- (7) ボランティアの受入れ手続
- ネットワークセンターがボランティアを受け入れる場合の手続は次のとおりとします。
- ア ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動に当たって必要な登録等の手続を行い、所定の指示をした上で、活動につかせるものとします。
 - イ 必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣するものとします。
 - ウ 必要な場合には、ボランティア部と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行うものとします。
- (8) ボランティアの身分に関する取扱い
- ア 活動に対する報酬等の取扱い
ボランティアとしての特性等を考慮し、その活動に係る報酬等の取扱いは次のとおりとします。
 - (ア) ボランティア活動に対しては、原則として無報酬とします。
 - (イ) ボランティア活動に係る食料及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とします。
 - イ ボランティア従事者の心構え
ボランティア活動に従事する者は、次の点に留意するものとします。
 - (ア) 事前に、居住地等の社会福祉協議会等でボランティア保険の加入手続を済ませてから参加すること。
 - (イ) 活動を行う前に、ネットワークセンターでボランティア登録を済ませること。
 - (ウ) 活動を行うに当たっては、ネットワークセンター又は現場責任者の指示に従うこと。

- (エ) 予定の活動を終了したとき又は途中で終えたときは、現場責任者又はネットワークセンターに報告すること。
- (オ) ボランティア活動中に事故等が生じたときは、現場責任者又はネットワークセンターに報告し、指示を受けること。

2 災害多言語支援センターの設置及び運営

- (1) 実施機関
災害時における多言語での災害情報の提供など外国籍市民への支援に係る事務は、災害多言語支援センターが行います。
- (2) 災害多言語支援センター設置場所
災害多言語支援センターの設置場所は市庁舎本館とします。ただし、当該施設が、罹災し設置が困難な場合はこれに代わる場所を確保します。
- (3) 災害多言語支援センターの位置付け
災害多言語支援センターは、ボランティア部が設置し、通訳・翻訳ボランティアの協力により、災害情報を集約して翻訳作業を行い、避難所への掲示やチラシの配布、ラジオを通じての提供等の方法で外国籍市民等を支援します。
- (4) 災害多言語支援センターの事務等
災害多言語支援センターが行う事務又は業務は、概ね次のとおりとします。

区分	事務等の内容
災害多言語支援センター	(ア) 災害多言語支援センターの管理運営 (イ) 外国籍市民等からの問い合わせへの対応 (ウ) 各種相談窓口への通訳等派遣 (エ) 避難所の巡回による情報の収集、共有や避難所への情報伝達 (オ) 情報の翻訳

- (5) 災害多言語支援センターにおける通訳・翻訳ボランティアによる支援の要請手続き
災害対策本部各部において、通訳・翻訳ボランティアによる支援が必要となった場合の要請手続きは次のとおりとします。
 - ア 災害対策本部各部からボランティア部へ要請をします。
 - イ ボランティア部は、要請内容を整理し、通訳・翻訳ボランティアによる翻訳や派遣等について調整します。
 - ウ ボランティア部は、要請のあった各部へ連絡するとともに通訳・翻訳ボランティアによる支援を実施します。

【関係資料】

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第16節 広域的応援体制

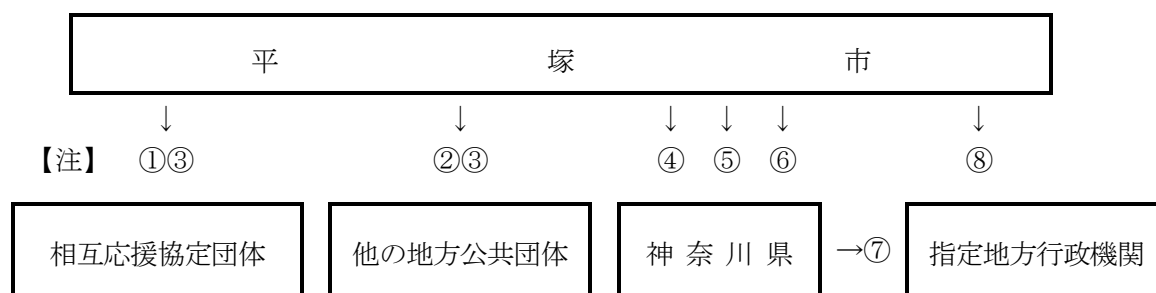
【担当部】 総合対策部 救援対応部 食料部 各関係部

【関係機関】 神奈川県 指定地方行政機関 相互応援協定都市 他の地方公共団体 自衛隊

1 行政機関に対する応援要請

(1) 法律、協定による応援協力要請等の系統

災対法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、概ね次のとおりです。



【注】

要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災対法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災対法第68条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要求	災対法第30条第1項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あつ旋要求	災対法第30条第2項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災対法第29条第1項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災対法第29条第2項

(2) 相互応援協定団体に対する応援要請

ア 相互応援協定団体

本市における災害時相互応援協定等の締結団体は、「相互応援に関する協定の内容一覧表」のとおりです。

イ 応援要請の範囲

上記団体に対する応援要請の範囲は次のとおりとします。

(ア) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (オ) ボランティアのあっ旋
- (カ) 児童生徒の受入
- (キ) 被災者に対する住宅のあっ旋
- (ク) その他相互応援協定に定める措置
- ウ 応援要請の手続き等

応援要請の手続き等は、次のとおりとします。

- (ア) 本市における応援要請者は市長とします。
- (イ) 応援要請の手続きは、総合対策部総合調整班が行います。
- (ウ) 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行うものとします。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとします。
 - a 被害の状況
 - b 資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等
 - c 職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - d 応援場所及び応援場所への経路
 - e 応援の期間
 - f その他応援要請に必要な事項

エ 応援要請に対する費用負担等

応援要請をした場合の費用負担等については、協定で定めるものとします。

なお、災害救助法が適用された場合にあっては、同法に基づくものとします。

(3) 他の地方公共団体に対する応援要請

ア 応援要請の基準

本市に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条第1項に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めます。

イ 応援に従事する者の指揮

上記の要請により派遣され応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとします。

ウ 応援要請の手続き

応援要請の手続きについては、本節1-(2)-ウに定める相互応援協定団体に対する応援要請の手続きに準じて、総合対策部総合調整班が行います。

エ 応急措置に対する費用負担

応援を受けた場合の応急措置に要する費用は、災対法第92条の定めるところにより平塚市の負担とします。

オ 湘南地区災害時職員相互派遣の取扱い

湘南地域県政総合センター管内の5市3町で構成する災害時の職員相互派遣の取扱いについては、資料編に掲げる協定書及び申し合せ事項並びに本市の取扱い細則の定めるところにより対応するものとします。

(4) 県知事に対する応援要求と応急措置要請

ア 応援要求及び応急措置要請の基準

本市に地震災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条に基づき、県知事に対し応援を求め、又は県が行うべき応急措置の実施を要請します。

イ 応援要求等の方法

(ア) 応援要求及び応急措置要請者は市長とし、その手続き等は総合対策部総合調整班が行います。

(イ) 要求及び要請先は、県知事（安全防災局災害対策課）とします。

(ウ) 要求及び要請の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行います。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとします。

- a 災害の状況
- b 応援の要求又は応急措置の要請の理由
- c 応援又は応急措置の内容及び期間
- d その他応援の要求又は応急措置の要請に関し必要な事項

(5) 職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求

ア 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関職員の派遣を要請します。

イ 指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第30条第1項に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を要求します。

ウ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっ旋要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第30条第2項に基づき、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっ旋を要求します。

エ 職員の派遣要請及び派遣あっ旋要求の手続き

(ア) 職員の派遣要請手続き

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災対法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行います。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(イ) 職員の派遣あっ旋要求手続

県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を求めるときは、災対法施行令第16条に基づき、文書をもって行うものとします。

- a 派遣のあっ旋を求める理由
- b 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(6) 派遣隊等の受入れ

上記の行政機関への派遣要請等により、派遣隊等が決定した場合の受入れは次により行います。

ア 関係部への連絡

総合対策部総合調整班は、派遣隊等が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着

日時等必要な事項を救援対応部及び派遣に関係する部に対し速やかに連絡します。

イ 派遣隊等の受入れ準備

救援対応部及び関係部は、派遣隊等の決定の連絡を受けた場合は、次の受入れ準備を行います。

関係部	準備内容
救援対応部	① 宿泊又は宿営場所の調整 ② 受入れ、引渡し等関係部との必要な調整 ③ その他受入れに関する必要な準備
各関係部	① 業務に関する必要資機材、車両等の確保 ② 現場への輸送手段の確保 ③ 業務に関する図面、資料、情報等の準備 ④ 食料、飲料水等の確保 ⑤ その他業務遂行に関する必要な準備

ウ 受入れの手続き等

(ア) 救援対応部

救援対応部は、派遣隊等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係部の責任者に引き継ぐものとします。

(イ) 関係部

- a 関係部は、当該派遣隊等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣隊等との連絡、応対等に当たるものとします。
- b 関係部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を総合対策部総合調整班を通じて本部長に報告するものとします。
- c 関係部は、業務終了後速やかに活動記録を総合対策部総合調整班を通じて本部長に提出します。

(7) 派遣隊等の撤収

ア 本部長への報告

派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係する部長は、速やかに総合対策部総合調整班を通じて本部長に報告し、指示を受けるものとします。

イ 県知事等への撤収要請

- (ア) 本部長は、派遣隊等の活動期間が終了し、又は活動の必要がなくなると認める場合には、県知事又は関係自治体等に対し撤収を要請します。
- (イ) 撤収に係る県知事等への要請手続きは、総合対策部総合調整班が行い、速やかにその結果を関係部及び救援対応部へ連絡します。

ウ 撤収の手続き

派遣隊等の撤収に係る手続きは、救援対応部と関係部がその都度協議して行うものとします。

2 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請等の基準

ア 県知事に対する派遣要請の要求

本市域に係る地震災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、人命又は財産の保護のため応急措置を実施する必要がある、災害対策本部及び防災関係機関等の動員だけでは不可能と認められるとき、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。この場合において、その旨及び本市の災害状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。

イ 県知事に要求できない場合の災害状況の通知

通信の途絶等により県知事に対し派遣要請の要求ができないとき又は状況が急を要し県知事の要請を待っては時機を失すると認められるときは、本市域に係る災害の状況について本市域を担当する部隊等の長に通報連絡します。この場合、事後速やかに県知事に対し所定の手続きをとるものとします。

(2) 派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとします。

ア 車両、船舶及び航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等

ウ 死者、行方不明者及び負傷者等の捜索、救助

エ 水防活動及び消防活動

(ア) 堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、運搬及び補修

(イ) 林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、対応可能な消火活動

オ 道路又は水路の啓開

(ア) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

(イ) 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去

(ウ) 街路、鉄道線路上の崩土等の排除

カ 応急医療、救護及び防疫

(ア) 負傷者の応急処置、救護

(イ) 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は本市において準備）

キ 緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合における緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

ク 緊急を要し、他に適当な手段がない場合における炊飯、給水の支援

ケ 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による無償貸付及び譲与等。ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限ります。

コ 危険物の保安及び除去

サ 市長が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能な業務

(3) 災害派遣要請の手続き等

ア 県知事に対する派遣要請要求

(ア) 県知事への派遣要請要求者は、市長とします。

(イ) 災害派遣要請に関する手続きは、総合対策部総合調整班が次により行います。

a 要求先 県知事（安全防災局災害対策課）

b 要求の方法

要求は次の事項を記載した文書をもって行うものとします。ただし、緊急を要

する場合は、とりあえず電話等で行った後速やかに文書を提出するものとします。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (b) 派遣を希望する期間
 - (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (d) 要請責任者の職氏名
 - (e) 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
 - (f) 派遣地への最適経路
 - (g) 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその表示
 - (h) その他参考となるべき事項
- (ウ) 災害派遣要請を検討している場合あるいは県知事に対して派遣要請を行った場合は、その旨を災害派遣部隊に連絡するものとします。
- イ 県知事に要求できない場合の自衛隊への通知
- (ア) 自衛隊に対する通知者は市長とします。
- (イ) 災害状況等の通知に関する手続きは、総合対策部総合調整班が次により行います。

a 陸上自衛隊災害派遣部隊の連絡窓口

連絡窓口	所在地	管轄区域
第31普通科連隊	横須賀市御幸浜1-1	神奈川県全域
第4施設群第3科	相模原市南区新戸2-9 58	県央、湘南地区

b 通知の方法

本章「第3節 災害時情報の収集と伝達 1 通信対策」に基づき、災害の状況に応じ最も有効な手段を利用します。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊に対する派遣要請の県知事への要求又は直接最寄りの部隊等に状況の内容を通報連絡する場合は、次の事項について検討し、受入れ体制を整えるものとします。

ア 他の災害救助復旧関係との競合重複の排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的な作業分担に配慮するものとします。

イ 作業計画の樹立及び資機材等の準備

自衛隊に対し作業を依頼するに当たっては、作業計画を作成するとともに、作業に必要な資機材をあらかじめ準備し、かつ作業に関係ある管理者と緊密な連絡をとるなど、部隊が到着と同時に作業が速やかに開始できるようにしておくものとします。

ウ 自衛隊との連絡窓口の明確化

- (ア) 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ、連絡、交渉の窓口を明確にしておくものとします。
- (イ) 連絡、交渉の窓口は、特別な場合を除き、総合対策部総合調整班とします。
- (ウ) 現場における連絡、交渉の窓口は、自衛隊の作業の内容に係る部とします。この場合、関係部長は特に必要が生じたときは、総合対策部総合調整班に対し事前に協議し、又は事後に状況の報告をするものとします。

エ 防災対策図等の活用

市長は、自衛隊との調整に当たって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「座標対策図」を活用する等により、県及び自衛

隊との連絡、調整を図るよう努めます。

オ 宿営地、車両基地及び食料等の準備

市長は、派遣された部隊が作業を円滑に行えるよう、必要に応じて、宿営地、車両基地の他、食料等の準備を行うものとします。

(ア) 宿営地及び車両基地の予定地

a 「自衛隊の宿営地及び車両基地の予定地」のとおりとします。

b 自衛隊に対し派遣を要請する場合には、災害の規模、被害状況等に応じて、総合対策部総合調整班が事前に予定地のうちから適当な場所の指定を行い、自衛隊に連絡するものとします。また、状況により予定地以外の場所を指定する必要があるときも同様とします。

(イ) 食料等の準備

a 食料の準備については、災害状況等により、本部班と派遣部隊等の長との間で協議して措置するものとします。

b 食料等の準備が必要となる場合は、食料部及び作業に係る部等に連絡します。

カ 現地への誘導及び状況の把握

(ア) 被災地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行い、また、必要な場合は警察官等に誘導を要請するものとします。

(イ) この場合、自衛隊の誘導は要請した内容に係る部が行い、警察官等の誘導要請は総合対策部総合調整班が行います。

(ウ) 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時総合対策部総合調整班に報告します。この場合、連絡員の派遣、状況の把握及び総合対策部への報告は、作業の内容に係る部が行います。

キ 県知事への報告

市長は、自衛隊の作業状況を把握した結果を随時県知事に対し報告します。

(5) 要請の変更及び派遣部隊の撤収

ア 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間、人員等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県知事に対して申し入れます。この場合の手続きについては、本節2-(3)-アの派遣要請要求に準じて行うものとします。

イ 派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなったと認められた場合、速やかに県知事に対し撤収の要請について協議します。

(6) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとします。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等との間で協議するものとします。

(7) ヘリコプター臨時離着陸場

市が自衛隊に対し航空機の派遣を要請した場合のヘリコプター臨時離着陸場の予定地は、「ヘリコプター臨時離着陸場」に掲げる第1次施設及び第2次施設とします。ただし、災害の規模、状況に応じて事前に第1次施設、第2次施設の順により、使用するヘリコプター臨時離着陸場の指定を行い、自衛隊に連絡するものとします。

第2次施設は、第1次施設が使用不能の場合、又は緊急の場合に使用するものとします。

3 海外からの支援の受入れ

(1) 支援活動の打診

外交ルートで海外から支援の申入れがあった場合には、外務省から県へ支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が通報され、県知事から市に対して受け入れるかどうかの打診等があった場合には、速やかに以下の対応を行います。

(2) 支援受入れの判断及び回答

ア 本部長は、県知事から海外支援の受入れの打診等があった場合は、その時点での災害の状況、応急活動の実施状況及び県の支援体制等を総合的に判断するとともに、支援受入れの必要性及び受入れ体制等を考慮し、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定するものとします。

イ 上記の決定を踏まえ、本部長は県知事に対し速やかに海外支援の受入れに関する回答を行うものとします。

ウ 受入れ決定及び県知事への回答に関する事務は、総合対策部総合調整班が行います。

(3) 受入れ体制

ア 海外支援部隊の受入れが決定した場合、救援対応部は、支援に関係する部とその受入れの調整をし、必要に応じボランティア部と連携をとるなど、宿営場所、輸送、通訳、現地への案内等受入れに必要な準備を行います。

イ 支援に関係する部は、支援活動の場所、活動の内容及び提供する情報等を明確にしておくとともに、活動に必要な人員、資機材等を確保し受入れ体制を整えます。

(4) 支援活動の記録

支援を受けた関係部は、当該海外支援部隊に対し、その団体名、国籍、到着日時、人員、活動場所、活動内容、責任者名及び連絡先等についての報告書の提出を求めるなどの方法により、支援部隊の活動に関する記録を行い、活動終了後速やかに総合対策部を通じ本部長に提出します。

(5) 支援部隊の撤収

ア 海外支援部隊の活動期間が終了した場合又は活動の必要がなくなった場合は、本部長は、支援部隊の責任者と協議の上、県知事に対し撤収を要請します。

イ 撤収要請に係る事務は、総合対策部総合調整班が、支援に関係する部及び救援対応部と協議して行います。

【関係資料】 1-17 自衛隊

3-36 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積

3-37 ヘリコプター臨時離着陸場

3-38 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地

8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 7 節 災害救助法関係

【担当部】 総合対策部 総務部 食料部 給水部 医療救護部 建築判定部
住宅・公園部 土木復旧部 避難部 各関係部

1 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の定めるところによりますが、本市（人口10万人以上～30万人未満）の場合には、次のいずれかに該当する災害に適用されることとなっています。

ア 本市域において、住家の滅失した世帯数が100世帯以上に達した場合

イ 神奈川県内において、住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上に達した場合であつて、本市域において、住家の滅失した世帯数が50世帯以上に達した場合

ウ 神奈川県内において、住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情(※)がある場合であつて、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合

※ 内閣府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準(※)に該当した場合

※ 内閣府令で定める基準

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

(注) 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1つの世帯とみなす。

2 救助の種類及び期間等

災害救助法による救助の種類、期間等については、神奈川県災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）及び同細則に基づく災害救助法施行細則による救助の程度等（県告示）によりますが、その概要は次のとおりです。

救助の種類	期間等	実施者区分
(ア) 避難所の供与	開設期間 7 日以内	平塚市
(イ) 炊き出しその他による食品の給与	実施期間 7 日以内	平塚市
(ウ) 飲料水の供給	実施期間 7 日以内	平塚市
(エ) 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了	神奈川県(市の要請による調達) 平塚市(調達、配分)
(オ) 医療及び助産	実施期間14日以内 (助産は分べんの日から7日以内)	神奈川県(医療救護班の派遣調整) 平塚市(その他の医療)
(カ) 学用品の給与	教科書 1 か月以内に完了 その他の学用品 15日以内に完了	平塚市
(キ) 被災者の救出	実施期間 3 日以内	平塚市
(ク) 埋葬	10日以内に完了	平塚市
(ケ) 応急仮設住宅の供与	完成の日から 2 年以内	神奈川県(建設) 平塚市(入居者選定)
(コ) 住宅応急修理	1 か月以内に完了	神奈川県
(サ) 死体の搜索	10日以内に完了	平塚市
(シ) 死体の処理	10日以内に完了	平塚市
(ス) 障害物の除去	10日以内に完了	平塚市

(注) 期間については、「助産」を除き、すべて災害発生の日から起算します。
ただし、内閣総理大臣の同意により期間の延長ができます。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用手続き

市長は、本市域における地震災害が「災害救助法の適用基準」に該当するとき、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県知事に報告し、適用の要請をします。

ア 災害発生時の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ すでに行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

(2) 適用要請事務の所管

上記の県知事に対する災害救助法の適用要請事務は、総合対策部総合調整班が行います。

4 災害救助活動の記録及び事務処理

(1) 災害救助活動の記録

災害救助法が適用された場合、各救助活動に伴った費用の精算時の事務は、応急対策

が一段落した後で県との間で行われることとなりますが、これら事務の円滑かつ迅速な執行を図るため、当該活動に関する情報を収集、整理し、記録を行うものとします。

なお、災害救助法の救助活動に直接関係しない各部の応急対策業務についても、これに準じて扱うものとします。

ア 活動の記録を行う事項

活動の記録を行う事項は次のとおりとしますが、その記録に当たっては可能な限り時間経過に沿った数量的な把握に努めるものとします。

- (ア) 所管業務に係る被害の状況
- (イ) 所管に係る救助活動の経過及び内容
- (ウ) 救助活動に要した人員、資機材、経費等
- (エ) その他必要と認める事項

イ 記録等の事務処理

(ア) 関係各部は、総合対策部総合調整班の指示するところにより、救助活動の記録及び関係資料を本部長あてに提出します。

(イ) 総合対策部総合調整班は、関係各部から提出された記録を必要に応じて取りまとめ、本部長に報告するとともに、以後行う災害救助法に係る事務処理に役立たせます。

(2) 費用の精算等の事務処理

災害救助法適用による費用の精算等の事務処理の方法及び事務分担等については、災害の状況等により、その都度別に定めます。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

第18節 二次災害の防止活動

【担当部】 総合対策部 救援対応部 環境衛生部 建築判定部 住宅・公園部
土木復旧部

【関係機関】 神奈川県建築物震後対策推進協議会 (一社)平塚建設業協会等

1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策

(1) 判定の担当部

災害対策本部における担当部は建築判定部とします。

(2) 判定の対象建物・対象宅地

建築物応急危険度判定を実施する建物及び被災宅地危険度判定を実施する区域・宅地は、原則として次のとおりとします。ただし、その実施に当たっては、災害の規模、被害の状況等を考慮して、関係機関との協議を行いその都度対象となる建物及び宅地等を決定します。

ア 公共施設等

災害対策に使用する公共施設や民間病院等の災害時に重要となる次の施設及びその土地については、必要に応じて早期に判定を実施します。

(ア) 市庁舎等の災害対策の拠点となる建物及び土地

(イ) 学校等の避難所となる建物及び土地

(ウ) 病院、診療所等の救急医療に使用する施設及び土地

(エ) その他災害対策上重要な施設及び土地

イ 一般住宅等

(ア) 個人住宅及び宅地

(イ) 共同住宅及び宅地

(ウ) その他判定が必要と認められる建物及び宅地

(3) 判定士の派遣要請及び受入れ

大規模な地震が発生した場合には、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。

ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請

建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない場合は、建築判定部が総合対策部総合調整班を通じ県災害対策本部（建築安全課）に行います。

イ 判定士の受入れ

(ア) 受入れ体制

a 判定士の受入れに際しては、宿泊場所、現地案内等受入れの準備を十分に行います。

b 公的機関からの受入れについては、事前に総合対策部及び救援対応部との調整を行います。

c 個人、民間等の受入れは、担当部が直接対応します。

(イ) 器材等の用意

a 帳票類の用意

(a) 判定士受付台帳（地元判定士用、応援判定士用）

- (b) 判定調査票
建築物応急危険度判定用（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造各構造用）
被災宅地危険度判定用（擁壁、のり面、地盤の液状化等）
- (c) 判定結果集計表
- (d) その他必要な帳票
- b 判定備品の用意
 - (a) 判定街区マップ
 - (b) 判定標識（赤・黄・緑）
 - (c) 下げ振り
 - (d) クラックスケール
 - (e) ナップザック
 - (f) ヘルメット
 - (g) コンベックス（巻尺）
 - (h) バインダー（画板）
 - (i) スラントルール（勾配儀）
 - (j) カメラ（必要に応じ用意する）
 - (k) 判定士が持参するが、若干数用意するもの（筆記用具・軍手・懐中電灯）
 - (l) その他活動に必要な器材
- (ウ) 車両の手配
建築判定部は、総務部総務班に依頼し、判定士の移動のためのマイクロバス等を手配します。
- (エ) 判定士の受付
受付台帳により、氏名、認定番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認します。
なお、受付台帳は別途事前に用意しておくものとします。
- (4) 判定の実施
 - ア 判定実施の周知
判定作業を開始するまでに、総合対策部広報班を通じ市民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要を防災行政用無線、チラシ等により周知します。
 - イ 判定の実施
 - (ア) 判定チームの編成
建築判定部職員は主として判定コーディネーター及び判定調整員（災害時に判定士を指揮、監督し、受入れ準備等を行う）として判定士のチーム編成を行い、判定地域を指示するとともに、必要な器材等を配布します。
 - (イ) 被災建物及び被災宅地への判定と表示
 - a 危険度の判定
被災建物及び被災宅地の危険度の判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行います。

表示	判定の内容	
調査済	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。	青
要注意	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。	黄
危険	被害程度が著しく危険な状況と判断される。	赤

b 判定標識の表示

判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定標識を出入口等に、また、判定済の宅地には上記判定の内容を示した判定標識を当該宅地等に表示し、使用者等に注意を促します。

(ウ) 判定結果の取りまとめ

建築判定部は判定結果を適宜取りまとめ、総合対策部総合調整班へ報告します。

2 被災建造物等の安全措置

(1) 安全措置の実施者

被災建造物等の崩壊又は構造物の落下等により歩行者等に危険が生ずるおそれがある場合は原則として、建物等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が応急的な安全措置を実施します。ただし、所有者等が被災し、自ら安全措置を行うことができない場合、又は市民等の安全確保のため緊急に行う必要があると認められる場合は、市が所有者等に代わって応急的に地域ごとに優先順位を定めて、必要最低限の安全措置を講ずるものとします。

(2) 市が行う安全措置の実施方法等

建築判定部が被災建造物等の危険防止のために実施する安全措置は、概ね次により行うものとします。

ア 安全措置を実施する地域等の状況把握

地域の状況の把握は、概ね次により行います。

- (ア) 災害対策本部各部からの情報
- (イ) ライフライン関係機関からの通報
- (ウ) 市民からの通報
- (エ) 被災地パトロールによる把握

イ 安全措置の内容及び範囲等

(ア) 危険箇所の表示

被災建造物等で、余震の発生等により崩壊等の危険があり、歩行者等の通行に支障が予想される箇所には、ロープ、テープ等により囲い、危険箇所の表示を行います。

表示をする箇所は次のとおりとします。

- a 倒壊又は、構造物の落下等の危険がある建造物等の周囲
- b 瓦、石垣、塀等の落下、倒壊のおそれがある場所
- c 倒壊の危険がある電柱や電線の落下している場所
- d その他現場の状況により、安全措置の必要があると思われる場所

(イ) 所有者等への指導等

パトロール等により危険箇所を把握した場合で、所有者等が当該建物等に居住している場合などは、所有者等に対し、上記(ア)の安全措置を講ずるよう指導します。

(ウ) 関係機関等への連絡等

パトロール等により、道路等の通行の障害になり、応急的な安全措置では対応できず、災害応急対策の実施上からも、大きな支障となる被災建造物等を把握した場合には本章「第11節 3 障害物の除去対策」により処理することになるため、土木復旧部及び関係機関に連絡します。

ウ アスベスト飛散防止対策

(ア) 建築判定部及び住民等からの情報等に基づき、石綿の飛散のおそれのある箇所については、建築物の管理者・持主等に対し、石綿の飛散・暴露防止の措置を指示します。

(イ) 建築物の管理者・持主等に対し、建築物応急危険度判定の結果だけで除去、解体、処分等の措置を実施しないよう求め、解体等事前調査の実施及び作業計画の作成を指示します。

また、必要に応じ関係機関と協議し、届出等、適切に対応するよう指導します。

(ウ) 石綿含有廃棄物等については、関係法令の規定に従い適切な措置をとります。

エ 処理困難物対策

(ア) 処理することが困難な廃棄物等については、平塚市災害廃棄物等処理計画その他関係法令の規定に従い適切な措置をとります。

3 倒壊家屋等の解体・撤去対策

地震等により倒壊した家屋等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去は、原則として建物の所有者の責任において行うこととし、市は、これらの廃棄物の処理場及び仮置場の確保や処理、処分に関する情報の提供等を行うことを基本とします。

ただし、甚大な被害により都市機能が低下し、社会的影響が極めて大きい災害については、被災者の負担軽減と速やかな復興を図る必要から、災害の規模や状況によっては、公費負担制度について国、県と協議し、必要な措置を講じます。

(1) 公費負担制度が適用されない場合の市の対応

公費負担制度が適用されず、倒壊建物等の所有者が解体、撤去を行う場合において建築判定部は次の業務を行うものとします。

ア 処理場及び仮置場の確保等

環境衛生部等関係部と協議して、倒壊家屋等の廃棄物の処理場及び仮置場を確保します。

イ 情報の提供等

市民等に対し、廃棄物の処理場、仮置場の場所や搬入方法等についての情報提供を行うとともに、必要な措置を講じます。

ウ 施工業者への協力要請等

解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去について、平塚建設業協会等に協力を要請するとともに、概算料金について協議します。また、倒壊家屋等の所有者から依頼があった場合は、それらの業者をあっ旋します。

(2) 公費負担制度が適用された場合の市の対応

公費負担制度が適用された場合においては、建築判定部は県と協議し、上記(1)の公費負担制度が適用されない場合の市の業務を行うほか、概ね次の業務を行います。

ア 解体、撤去の実施方法（市発注、自衛隊に依頼、三者契約等）について検討します。

イ 解体、撤去の対象とする家屋等の範囲を定めるとともに、被災状況に応じた地域等の優先順位を決定します。

ウ 協力要請する業者、団体等と協議して、標準単価の決定を行います。

- エ 緊急性、必要性から自己処理した建物所有者への費用の清算事務方法を決定します。
- オ その他、県と協議して定めた必要な事項を行います。

【関係資料】

- 3-22 建築物応急危険度判定活動体系図・建築物応急危険度判定標識
- 3-23 被災宅地危険度判定活動体系図・被災宅地危険度判定標識
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

[地震災害]

第 5 章

災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興体制の整備

【担当部】	各関係部
【関係機関】	神奈川県

大震災後、迅速かつ的確に震災復旧・復興対策を実施するため、復旧・復興体制を整備します。

1 庁内組織の設置

復旧・復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復旧・復興を図るために、これらの事務等を行う組織（震災復旧・復興本部）を庁内に設置します。部班体制は、災害対策本部組織に準じます。

また、震災復旧・復興本部内における復旧計画及び復興計画の策定を進める担当部において、計画作成方針の検討、計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部署の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。このため、特に人材を必要とする部課については、関係部課と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災対法、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されるため、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。

【関係資料】

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第2節 被災状況の調査

【担当部】	各関係部
【関係機関】	ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

本計画「第4章 災害時の応急対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状況の悉皆（しっかい）調査を行います。また、市民・地権者等の所在確認を早急に行います。

なお、「被災状況調査の概要フロー」は別表のとおりです。

1 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

庁内関係部の職員を迅速に招集し調査体制を確立して、調査を行います。

- (1) 建築物の被災状況の概要調査
応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行います。
- (2) 都市基盤施設被害状況調査
施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

2 応急住宅対策に関する計画を作成し実施するための調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

- (1) 応急仮設住宅必要戸数の把握
「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

3 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

復興計画の作成及び復興計画を実施するため、詳細な調査を次のとおり行います。

- (1) 生活再建支援に係わる調査
 - ア 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査
災害見舞金等を支給するために罹災証明が必要となるため、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等をもとに、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに情報が不足している地域等については補足調査を行います。
 - イ 死亡者数、負傷者数等に関する調査
応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数等を把握する。また、震災による負傷者や負傷の内容についても調査を行います。
 - ウ 震災による離職者数についての調査
地域経済の被災状況を把握するとともに、震災による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います。

(2) 市街地復興に係わる調査

市街地復興を行っていくためには、その事業対象地の被災状況を十分把握することが必要となるので、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等をもとに、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区については、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査

被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 物的被害状況調査

震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数について調査を行います。

イ 地域への影響の把握

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

○ 被災状況調査の概要フロー

調査で把握すべきデータ及び項目

調査の用途

【被災直後】

- 被災状況の概要調査
- 地域別被害状況の概要

地域全体の被災状況の概要の把握

【被災後1日～2日】

- 建築物に関する調査
- 全壊・焼失・半壊建築物数
- 建築物へ立ち入ることの危険性

市街地・都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定

- 人的被害に関する調査
- 死者数・負傷者数及びその居住地

建築物への立ち入りの可否の判断

- 都市基盤に関する調査
- 土木建造物・ライフライン・交通施設の被災状況

【被災後3日～5日】

- 人的被害に関する調査
- 避難者数及びその分布
- 失業者数及びその居住地
- 死亡者の遺族の所在地

応急住宅対策計画を作成及び実施

罹災証明の発行及び災害見舞金の支給

- 建築物に関する調査
- 建築物の継続使用の危険性

災害弔慰金の支給

【被災後5日～10日】

- 経済的被害に関する調査
- 業種別・規模別被害額等

建築物の継続使用の可否の判断

災害廃棄物等の発生量の把握

- 市街地に関する調査
- 土地・建物に関する従前の権利関係

経済復興施策の実施

- 仮設住宅等に関する調査
- 被災者の仮設住宅・公営住宅の入居の意向

市街地復興施策の実施

第3節 被災者生活支援

【担当部】	各関係部
【関係機関】	ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するために、市民、民間機関等と連携し、被災者生活支援を実施します。

1 罹災証明書等の発行

(1) 罹災証明の対象等

ア 証明の目的及び程度

罹災証明は、建物及びその他の物的被害について、災害救助法による各種施策や市税等の減免、被災者生活支援法による支援金の申請等の他、保険の請求等に当たって必要とされる場合、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとします。

イ 証明の項目

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目について証明するものとします。

(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目

- a 全壊、半壊、一部損壊
- b 流出、床上浸水、床下浸水
- c その他

(イ) 火災に関する証明項目

- a 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- b 全損、半損、小損
- c 全水損、半水損、小水損
- d その他

ウ 家屋以外の証明

上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外の罹災証明は、災害の状況下にあつては、その事実確認等に困難が予測されるため、原則として行わないものとします。ただし、市長又は消防署長が特に必要と認める場合には、その状況下において証明可能な範囲で行うものとします。

(2) 発行の手続き等

ア 発行事務

罹災証明書の発行に関する事務は、総務部被害調査班が行います。ただし、火災に関する罹災証明書の発行事務は、消防部消防署班が行います。

イ 被害調査の実施と罹災者台帳の作成

(ア) 被害調査の実施

総務部被害調査班及び消防部消防署班は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行います。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は民間建築関係団体等の協力を得て行うものとします。

(イ) 罹災者台帳の作成

総務部被害調査班及び消防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、罹災者台帳（被災者調査票）を作成します。

- (ウ) 被害調査及び台帳作成の方法
被害調査の実施の方法及び調査に基づく台帳の作成の方法については、総務部被害調査班及び消防部消防署班が別に定めます。
- ウ 証明書の発行
 - (ア) 罹災者台帳に基づく発行
罹災証明書の発行は、罹災証明申請書(自然災害関係)により被災者の申請を受け、上記罹災者台帳で確認し、罹災証明書(自然災害関係)により行います。ただし、火災関係の罹災証明書の様式は、罹災証明申請書(火災関係)及び罹災証明書(火災関係)とします。
 - (イ) 再調査等の実施
罹災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。
 - (ウ) 証明書の発行は、原則として災害発生の日から60日以内に発行します。
 - (エ) 証明書の発行は、原則として1世帯1部とします。
- (3) 被災家屋の判定基準
罹災証明を行うに当たっての家屋被害(火災関係を除く)の判定は、「被害の分類及び判定基準」により行うものとします。
なお、主管部においては、家屋の被害調査に混乱が生じないように、事前に被害認定基準の明確化に努めます。
- (4) 証明手数料
罹災証明書の発行手数料は、無料とします。
- (5) 罹災届出証明
見舞金等の申請に際し、罹災証明の対象とならない軽微な被害、及び、落雷による被害等については、罹災届出証明申請書と必要な書類に基づき、被害状況の写真等のみで判断する「罹災届出証明」を発行します。
- (6) 調査員の育成
被害調査実施体制の確保のため、平常時における県が主催する被害状況調査研修への参加とともに、被災後の応援職員受入れの際に研修を実施するなど調査員の育成に努めます。
- (7) 応援要請
迅速な被害調査の実施と遅滞ない罹災証明書発行のため、発災初期において、被害状況の概要を把握した段階で、被害の規模が大きく被害調査及び罹災証明書発行を行うための人員不足が見込まれる場合は、協定団体及び県へ直ちに応援要請し、実施体制の早期確保に努めます。

2 生活再建支援

- (1) 臨時市民相談窓口の開設
 - ア 臨時市民相談窓口の開設
被災市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を援助するため、特に専門的な対応が必要な場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設します。
 - イ 取り扱う事務の内容
臨時市民相談窓口の取り扱う事務は概ね次のとおりとしますが、災害の状況等により必要に応じて取り扱うものとします。
 - (ア) 住宅
 - (イ) 福祉
 - (ウ) 保健・医療
 - (エ) 教育
 - (オ) 労働
 - (カ) 金融

(キ) その他被災者の生活再建に関する必要事項

ウ 事務の分担

(ア) 臨時市民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、総合対策部広報班が行います。ただし、災害対策本部を設置していない場合又は廃止された場合は市民情報・相談課が行います。

(イ) 各分野における相談事務は、それぞれの事務を所管する部が関係機関等と協力し、処理します。

(ウ) 各部に係る相談については、総合対策部広報班（廃止された場合等は市民情報・相談課）が必要に応じて調整します。

エ 窓口設置の場所

臨時市民相談窓口の設置場所は原則として市庁舎本館内としますが、市庁舎本館に支障がある場合、又は必要がある場合は他の公共施設を利用して設置します。また、災害の状況等により、必要な場合は市域内に分散して設置します。

(2) 避難行動要支援者への情報提供等

医療救護部は、相談窓口の開設に当たって、高齢者、障がい者等が適切なサービスを受けられるよう、社会福祉施設等の管理者及び関係機関と連携して、情報の収集及び提供に努めます。

また、外国人に対しては、ボランティア部と連携し、可能な限り母国語での対応や「やさしい日本語」による各種の相談や被災後生活情報の発信に努めます。

(3) 被災者への精神的支援等

医療救護部は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

(4) 市外避難者への情報提供

安否情報班は、ホームページなどの広報媒体を活用し、市外避難者の情報収集に努め、広報班は、市外避難者への情報提供を実施します。

なお、住民登録を異動した避難者については、転出先の市町村と連携し、情報提供を実施します。

(5) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金を支給します。

また、支援金の支給に係る事務手続きは以下のとおりです。

ア 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。

イ 県は、発生した災害が被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）第 1 条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるか認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

ウ 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第 1 条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あてに報告するとともに、公示を行います。

(6) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用されるような大規模災害において、市民の福祉及び生活の安定に資するため、平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 30 号。以下本節において「条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金の支給等を行います。

(7) 弔慰金・見舞金の支給

条例に該当しない災害により市民が死亡した場合、又は市民若しくは本市の区域内に存する住家等の使用者が災害により被害を受けた場合には、平塚市災害見舞金等支給要綱(以下本節において「要綱」という。)の定めるところにより、弔慰金又は見舞金を支給します。

(8) 災害援護資金の貸付

災害を受けたことによる困窮から自立更正のために資金を必要とする世帯に対しては、厚生労働省の通知に基づき社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会より生活福祉基金貸付けの特例措置を講ずる旨通知があり、その後、平塚市社会福祉協議会より生活資金等の貸付けが行われます。

(9) 市税及び国民健康保険税等の減免

ア 市税の減免

災害により被災した市民(納税義務者)に対しては、平塚市市税条例(平成元年条例第21号)の定めるところにより、特に必要があると認めるものについては市民税及び固定資産税を減免します。

(ア) 市民税の減免

災害を受けた場合で減免を必要とするとき

(イ) 固定資産税の減免

災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

イ 国民健康保険税の減免

災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対しては、平塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第16号)の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民健康保険税を減免することができます。

ウ その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料、手数料については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとします。

(10) 住宅確保の支援

被災者の住宅確保策として、市営住宅への特定入居を実施するとともに、必要に応じて災害市営住宅の建設を行います。また、復興過程にあつては、応急仮設住宅の供給や市営住宅の空き家の活用等により被災者の当分の間の居住の安全を図ります。

(11) 義援金の受入れ、配分等

ア 義援金の受入れ

(ア) 義援金の受入れ及び配分事務

義援金の受入れ及び配分等に関する事務は、総合対策部財政班が行います。

(イ) 義援金の受入れ

a 特定義援金の受入れ

平塚市又は平塚市長等本市を特定して寄託された義援金(以下「特定義援金」という。)については、総合対策部財政班が受入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。

また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領書を発行するとともに、その記録、整理を行います。

b その他の義援金の受入れ

県又は日本赤十字社神奈川県支部等から平塚市相当分として配分された義援金の受入れ、保管及び記録については、上記aに準じて行うものとします。

イ 義援金の配分、使用

(ア) 義援金配分計画の策定

a 義援金の受入、配分に関し、市及び県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等からなる義援金配分委員会を必要に応じて組織し、適切な受入、配分を行います。なお、被災人員等の状況、近隣各市・町の配分基準等を考慮の上、本市

の義援金配分計画を策定し、被災者に配分し、又は使用するものとします。

b 義援金配分計画策定に関する事務は、総合対策部財政班が医療救護部救護班と協議して行うものとします。

(イ) 被災者への配分

被災者への義援金の配分に関する事務は総合対策部財政班が行うものとし、その配分に当たっては、公平かつ迅速を旨とするとともに、必要な場合は自主防災組織等の協力を得て行うものとします。

(12) 被災者生活再建に関する体制の構築

罹災証明書の発行、義援金の給付等多岐にわたる被災者生活再建支援業務における支援の漏れや手続きの重複を防止し、一刻も早い被災者の生活支援を行うため、被災者生活再建支援の状況を一元的に管理する被災者台帳の作成や被災情報を効率的に処理するシステムの導入など支援体制の構築に努めます。

【関係資料】

- 2-2 被害の分類及び判定基準
- 3-3 被災者生活再建支援金の概要
- 3-4 災害見舞金支給額
- 9-1 罹災証明申請書（自然災害関係）
- 9-2 罹災証明書（自然災害関係）
- 9-3 火災証明申請書（火災関係）
- 9-4 火災証明書（火災関係）

第4節 計画的な災害復旧・復興対策

【担当部】 各関係部

【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

1 災害復旧計画及び災害復興計画策定の基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとするとともに、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的とし、必要に応じて策定するものとします。

災害復興計画は大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建が高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、必要に応じて策定するものとします。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等、市民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定します。

2 災害復旧計画の策定

災害時の応急対策に基づく応急対策の終了後、被害の程度を十分検討して、迅速な原状復旧が必要な場合は、次の事業についての復旧計画を策定します。この場合において、災害復興計画が別に策定される場合は、当該復興計画との整合を図るものとします。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 林業施設災害復旧事業計画
- エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上下水道災害復旧事業計画

(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(5) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(6) 学校教育施設災害復旧事業計画

(7) 社会教育施設災害復旧事業計画

(8) 都市災害復旧事業計画

(9) 住宅災害復旧事業計画

(10) 災害廃棄物処理事業計画

(11) ライフライン（上下水道を除く）災害復旧事業計画

(12) 交通関係施設災害復旧事業計画

(13) 被災者の生活再建事業計画

(14) 中小企業振興事業計画

(15) その他の災害復旧事業計画

3 財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対

応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県や国へ要望していきます。

ア 財政援助根拠法令等

◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
◇公立学校施設災害復旧国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
◇公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
◇土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
◇予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
◇都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
◇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）
◇防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）

4 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定の手続き

ア 県知事への報告

(ア) 災害状況等の報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 2 条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準（中央防災会議決定）を十分考慮し、県知事に対して速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を報告します。

県知事に対する報告事務は、総合対策部総合調整班が総合対策部財政班と協議して行うものとします。

(イ) 報告事項

被害の状況等の報告は、災対法第 53 条第 1 項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとします。

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の程度（災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別表第 1 に定める事項）
- e 災害に対しとられた措置
- f その他必要な事項

イ 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりです。

(ア) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問します。

(イ) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申します。

- (ウ) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定、公布します。
- (2) 激甚災害に係る特別財政援助対象事業等
 - ア 特別財政援助の交付に係る手続き
激甚災害の指定を受けたときは、次項に掲げる適用対象事業を所管する部長は、県の関係部局の指示をうけ、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市財政課及び関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとします。
 - イ 特別財政援助対象事業等
激甚法に定める特別財政援助の対象となる事業等は次のとおりです。

特別財政援助対象事業等

区 分	対 象 事 業 等	適 用 条 項
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ⑨ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症予防施設災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外） ⑭ 湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条、第19条関係 第3条、第19条関係 第3条、第9条関係 第3条、第10条関係
2 農林水産に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦ 共同利用小型漁船の建造 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助	第5条関係 第5条、第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 ④ 小規模企業者等設備資金助成法による貸付期間等の特例	第12条関係 第14条関係 第15条関係 第13条関係
4 その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業 ② 私立学校施設災害復旧事業 ③ 市町村が施行する感染症予防事業 ④ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設事業 ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入） ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第23条関係 第24条関係 第25条関係

5 災害復興計画の策定

(1) 復興計画で規定すべき事項

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を解決し、復興の目標や施策の進め方などを定める計画です。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要があります。具体的には、復興計画において規定する主な事項は次のとおりです。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の目標年

オ 復興計画の対象地域

カ 個々の復興施策の体系

(被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等)

キ 復興施策や復興事業の事業推進方法

ク 復興施策や復興事業の優先順位

6 市街地の復興

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区について、被災の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに、災害に強いまちづくりといった中長期的な計画的市街地復興を図るのかを検討します。

更に市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

(1) 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

生活の基盤である市街地の復興について、自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努めます。この条例には、自治体、市民・事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分等を明示します。

(2) 建築制限の実施

被災の程度や従前状況によって、都市計画・土地区画整理事業等による本格的な復興事業に着手するまでの間、復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施します。

(3) 都市計画案の作成、事業実施

災害に強い基盤整備を目指し、市民意見の集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行います。また、土地区画整理事業に関する特例が設けられており、これらの特例を活かした事業計画を作成し、事業を実施します。

(4) まちづくり計画の作成、事業実施

上記の法定区域外の地域では、自治会等の住民組織が中心となって、市街地復興の方針などを定めた地区のまちづくり計画を作成します。

また、まちづくり計画に従い、任意事業を活用し市街地復興を進めます。

(5) 防災都市づくり

市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう市民の合意形成に最大限の努力を傾け、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るとともに、既存不適格建築物の更新の重要性について、市民の理解を得て、市街地再開発事業等の実施により、その解消に努めます。

7 都市基盤施設等の復旧・復興対策

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは更に防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分け、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

(1) 被災施設の復旧等

ア 被災公共施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備などによる耐震性の強化、更には建築物や公共施設の耐震・不燃化などを基本目標とします。

ア 道路

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

イ 公園・緑地

管理する公園緑地について、被害状況調査を行い、復興のパターンとして、既存公園の拡充、都市計画決定されている公園緑地整備の実施、新たに必要となる公園緑地整備を行います。

ウ 鉄道施設

基本的に、被害調査は民間事業者が行い、市は被害状況及び被害調査結果を共有するよう努め、鉄道施設の復旧と関連する他の都市基盤施設や市街地復興と復旧スケジュール等の調整を行います。

エ ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、重複しないよう連携して調査を行い、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、整合性を図りながら基本方向を決定します。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定します。

オ 漁港施設

漁港管理者が中心となり、民間事業者と協力し漁港施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

カ 災害廃棄物等

「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」を踏まえて、発災後早期に作成する災害廃棄物等処理実施方針をもとに災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行います。

8 地域経済の復興支援

地域の経済状況は、その地域の個々の市民にとって、雇用、収入、その他の生活環境の確保の面において非常に大きく係わるものであり、被災者の生活再建にも大きな影響を与え、また財政面からは税収を支えるという点で市の復興財源の確保にも大きな影響を与えます。

したがって、地域経済復興は被災地の復興にとって重要な課題であり、特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が弱い中小企業の自立支援や地域経済全体の活性化のための支援等が必要です。

(1) 個々の事業者を対象とした施策の実施

業種別・規模別被害額等について調査を行い（地域経済の復興計画を作成するための調査）、再建のための資金需要等を把握し、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討します。

ア 金融面、税制面での支援

中小事業者の経済復興は、経済基盤の弱さから長期化する可能性もあり、経済復興に要する期間は事業規模や業種によってまちまちであるため、一律的な支援策だけでなく、個々の事業者の特性に応じたきめ細かい支援策を検討します。

また、地域産業全体への波及力の大きい大企業についても、金融、税制面での支援を行うなど、早期事業復旧の支援について検討します。

(ア) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請します。

(イ) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

震災復興時には資金の需要が増え、金融機関の資金が不足することも予想されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(ウ) 新たな低利融資制度の創設

本格的な復興資金需要に対応するため、通常金利を下回る低金利の融資制度を創設することを検討します。

(エ) 利子補給の実施

利子補給を行う事業者の基準を設定し、融資を受けた事業者に対し利子補給を行います。

(オ) 金融制度・金融特別措置の周知

国、県、市並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、事業者への周知徹底を図ります。

(カ) 社会保険関連の支援

被災した事業所に対し、保険料（健康保険等）の納付猶予、拠出金の納付猶予、保険料の免除（健康保険）等社会保険の面での特別措置等を設け、復興支援について検討します。

イ 事業の場の確保等

県と協力し、以下の措置を検討します。

(ア) 仮設賃貸店舗の建設

(イ) 共同仮設工場・店舗の建設支援

(ウ) 工場・店舗の再建支援

(エ) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

(オ) 発注の開拓

(カ) 物流ルートに関する情報提供

(キ) 港湾機能の確保及び水上での物的・人的輸送

(2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

被災地全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、地場産業などのPR等を実施することにより、地域全体の活性化を図ります。

また、地域経済の復興に当たっては、地域特性に応じた新産業の創出・育成及び既存の産業の高度化促進に取り組みます。

(3) 産業関連基盤の早期復旧・整備

地域経済の復興を図るために、漁港・道路・鉄道・情報通信基盤等の都市基盤施設の早期復旧・整備が必要不可欠であり、市自らが管理する都市基盤施設の迅速な復旧を行うことはもちろんのこと、市は民間事業者が管理する都市基盤施設についても迅速な復旧を要請します。

[東 海 地 震]

第 6 章

東海地震に係る地震防災強化計画

第1節 計画の目的及び基本方針

1 計画の目的及び基本方針

(1) 計画の目的

大震法第3条の規定に基づき、昭和54年8月7日に東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)が指定され、神奈川県においても本市をはじめ8市11町が、この指定を受けました。強化地域は、大規模な地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれのある地域を対象に指定されたものであり、大震法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が強化地域に対して発令された場合に、県、市町村、防災関係機関がとるべき対策を中心に、日常の啓発・訓練及び緊急整備事業等の推進について定め、当該地域の地震防災体制の推進を図るよう義務づけられています。

神奈川県の東海地震による被害想定によると、本市の木造建物の倒壊及び火災による家屋の消失等の被害は大きく、その他の被害も予想されます。この計画はこれらの被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な事前対策を定め、東海地震における防災体制の確立とその推進を図ることを目的とします。

(2) 計画の基本方針

ア この計画は、東海地震に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するため、市及び防災関係機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとします。

イ この計画は、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画とします。

ウ この計画は、警戒宣言発令時から、地震発生までの間における事前応急対策を中心に定めます。

エ この計画は、市及び防災関係機関が具体的な事前対策を実施するための指針とします。

オ この計画は、防災関係機関とともに引き続き研究協議し、必要な補正整備を図り、計画内容の充実を期するものとします。

第2節 予防対策

1 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設をはじめ緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。このため、市は、これらの防災施設につき県が定めた地震対策緊急整備事業計画に基づき、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

- (1) 大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等について、引き続きその整備に努めるものとします。
- (2) 大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、その整備推進に努めるものとします。

2 地震防災応急計画の作成

大震法第7条及び第8条に規定する地震防災応急計画は、病院、映画館、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設及び学校、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等について、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言発令時の災害防止と社会的混乱を避けるため、住民等の安全確保を目標にそれぞれの施設管理者若しくは、事業者が作成します。

3 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいて行動できるよう、以下の知識の普及に努めます。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

【関係資料】

- 10-1 警戒宣言(例文)
- 10-2 東海地震に関連する情報
- 10-3 警戒宣言発令時の交通規制計画

第3節 警戒宣言発令時等対策

1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

(1) 東海地震に関連する情報の区分及び配備体制

市及び防災関係機関は、情報の区分に応じ、平常時の活動を継続しつつ、次の体制をとります。

情報の区分	情報の内容	配備体制
東海地震に関する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	—
東海地震に関する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、おおむね東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップ（前兆すべり）である可能性が高まったと判定会が判断した場合等に発表される情報	警戒宣言の発令に備え、必要な対策が即座に実施できる体制として各部班で予め定めた人員が配備につく。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、警戒宣言が発せられた場合に発表される。東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップ（前兆すべり）によるものと判定会が判断した場合等に発表される情報	全職員が配備に着く。

2 地震災害警戒本部の設置及び運営

(1) 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、直ちに大震法第16条の規定に基づき、平塚市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置します。

なお、警戒宣言発令に先立ち、東海地震注意情報が発表された場合には、警戒本部を速やかに設置できる体制をとります。

(2) 警戒本部の廃止

ア 警戒解除宣言が発令されたときは、警戒本部を速やかに廃止するものとします。

イ 大規模地震が発生し、災対法第23条の2に規定する災害対策本部を設置したときは、警戒本部は、廃止されるものとします。

この場合、警戒本部の事務は自動的に災害対策本部に引き継がれ、警戒本部の行った決定は、引き続きその効力を有するものとします。

(3) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、市庁舎本館に設置します。また、警戒本部を設置したときは「平塚市地震災害警戒本部」の標示を掲示します。

(4) 警戒本部の業務

警戒本部は、次の業務を実施します。

ア 市域に係る地震防災応急対策

イ 市民への情報提供と呼びかけ

ウ 警戒宣言、東海地震予知情報の受伝達

エ 防災関係機関の業務に係る連絡調整

オ 国、県への応援要請

カ 発災後における応急対策の事前準備

(5) 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、平塚市地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第17号）及び平塚市地震災害警戒本部要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによります。

(6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

平塚市地震災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、警戒宣言が発令された場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告します。

(7) 警戒本部要員の動員配備

職員は、東海地震注意情報が発表されたとき、又は、警戒宣言が発令されたときは、速やかにあらかじめ定められた場所へ自ら参集し、若しくは市長の命令により参集し、配備につきます。

ア 職員の配備体制

職員の配備体制は、次のとおりとします。

区 分	東海地震注意情報が発表されたとき	警戒宣言が発令されたとき	東海地震が発生したとき
配備体制	警戒本部を速やかに設置できる体制	警戒本部	災害対策本部
職員の対応	警戒宣言の発令に備え、必要な対策が即座に実施できる体制として、各部班で予め定めた人員が配備に着きます。	全職員が配備に着きます。	警戒本部から災害対策本部へ移行します。

イ 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
ア 各部長	警戒本部設置場所（市庁舎本館）
イ 部長から指定があった職員	指定された場所
ウ 避難所配備職員 公民館配備職員 情報拠点配備職員	あらかじめ定められている場所
エ 初期対応班職員	警戒本部設置場所（市庁舎本館）

ウ 動員の発令による配備の場合の伝達方法

動員の発令の伝達は次によりますが、併せて東海地震注意情報又は、警戒宣言及び東海地震予知情報の概要についても伝達します。

(ア) 勤務時間中

本部班が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

(イ) 勤務時間外、休日

本部班 → 各部長 → 各課長 → 所属職員

エ 配備状況の報告

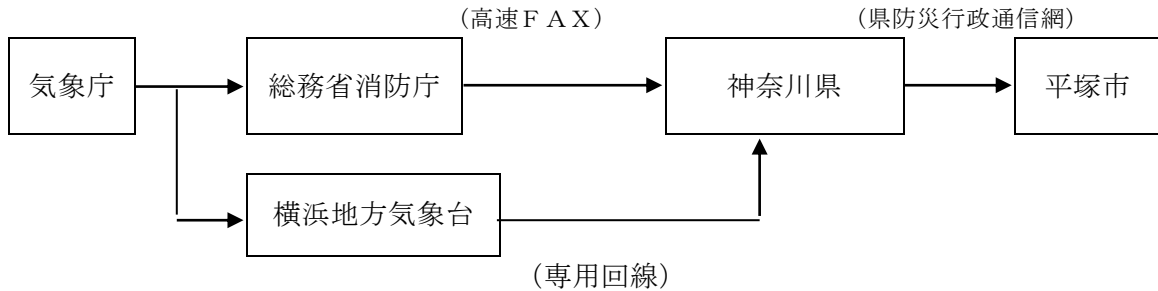
各部長は、職員が配備についたとき及び警戒本部が設置されたときには、直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により警戒本部へ配備職員数等を報告します。また、避難所も同様に職員の配備状況について無線又は電話等で報告します。なお、消防署班職員については、所定の用紙にて報告します。

3 東海地震注意情報・東海地震予知情報発表時対策

(1) 東海地震注意情報・予知情報の伝達

東海地震に係る観測データに異常が発見され、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じて、その情報が県に伝達され、更に県から速やかに各市町村に伝達されます。

<東海地震関連情報伝達経路>



(2) 広報対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合の社会的な混乱を未然に防止するため、市は、あらゆる広報機能を活用し、市民に的確かつ迅速な広報を実施します。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用するよう努めます。

ア 広報内容

(ア) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の内容、特に県下の地震の予想並びに市内の災害危険箇所及び避難対象地区への周知

(イ) 事業所がとるべき応急対策の実施

(ウ) 地域住民がとるべき措置

(エ) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況

(オ) その他状況に応じて市民に周知すべき事項

イ 広報の重点事項

(ア) 冷静な行動をとること。

(イ) 火気使用器具等の点検をすること。

(ウ) 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること

(エ) ブロック塀等倒壊の危険のあるものには近づかないようにすること

(オ) テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報を把握すること。

(カ) 緊急の飲料水、食料品及び医薬品の準備をすること。

(キ) 非常持ち出し品の確認をすること。

(ク) 自動車による移動を自粛すること。

(ケ) 避難対象地区として市から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。

(コ) 不要な外出は自粛すること。

(サ) 電話の使用は自粛すること。

(シ) その他市民が必要とする情報

ウ 放送機関への依頼

地震予知情報等、必要な広報事項については、「災害時における災害広報活動の協力に関する協定」により、(株)湘南平塚コミュニティ放送及び湘南ケーブルネットワーク(株)に緊急放送を要請します。

エ 広報手段

防災行政用無線、広報車、自主防災組織等に設置の戸別受信機等により実施します。

(3) 消防対策

ア 消防機関は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、地震に伴う出火及び混乱防止のため、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- (ア) 地震に備えての消防部隊の編成強化
- (イ) 東海地震に関連する情報等の収集と伝達体制の確立
- (ウ) 資機材及び救急資機材の確保
- (エ) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (オ) 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- (カ) 危険物製造所、貯蔵施設等の対応措置の指示
- (キ) その他必要な事項

イ 上記アに掲げる措置を行うため必要な職員の配備、動員等の活動計画は、消防本部が別に定めます。

(4) 県警察の警備対策

県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危惧、不安等に起因する混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持に万全を期するものとします。

ア 警備体制の確立

(ア) 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理したときは、直ちに警察本部に警察本部長又は警備部長を長とする県警察東海地震警戒警備本部を、平塚警察署に警察署長を長とする平塚警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立します。

(イ) 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行います。

イ 東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された時の県警察が実施すべき措置については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(ア) 情報の収集・伝達

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、社会的混乱の防止を図ります。

(イ) 広報

社会的混乱防止のため、広報活動を行います。

(ウ) 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、社会秩序維持に万全を期します。

(5) 児童等の保護対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合には、市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校（以下、「市立学校」という。）は教育活動を直ちに打ち切り、幼児、児童及び生徒（以下、「児童等」という。）を安全な場所に集め、原則、保護者による引き取りを実施し帰宅させるなど、「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」等に基づいた児童等の安全に十分配慮した措置を講じます。

(6) 飲料水の確保対策

ア 飲料水の事前確保

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、広報等を通じ一般家庭、

その他施設等に対して、飲料水確保のため緊急貯水呼びかけます。

イ 給水量の確保

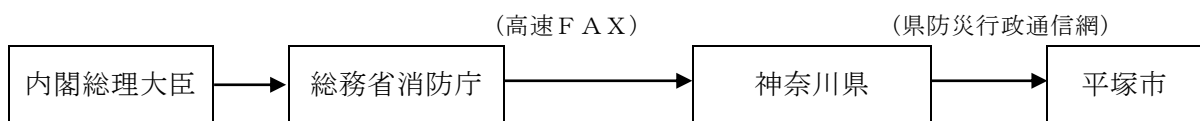
東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。水道事業者は、あらかじめ取水量を増加させるなど、需要量の増加に対して給水の確保、継続を図ります。

4 警戒宣言発令時対策

(1) 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、内閣総理大臣は警戒宣言を発令します。警戒宣言は報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達され、更に県から速やかに各市町村に伝達されます。

<警戒宣言伝達経路>



(2) 広報対策

警戒宣言が発令された場合の社会的な混乱を未然に防止するため、あらゆる広報機能を活用し、市民に的確かつ迅速な広報を実施します。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用するよう努めます。

ア 広報内容

(ア) 警戒宣言の内容、特に県下の地震の予想並びに市内の災害危険箇所及び避難対象地区への周知

(イ) 事業所に対する応急対策の実施

(ウ) 地域住民がとるべき措置

(エ) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況

(オ) その他状況に応じて市民に周知すべき事項

イ 広報の重点事項

(ア) 冷静な行動をとること。

(イ) 火気使用の自主的制限及び火気使用器具等の点検をすること。

(ウ) 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。

(エ) ブロック塀等倒壊の危険のあるものには近づかないようにすること。

(オ) テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報を把握すること。

(カ) 緊急の飲料水、食料品及び医薬品の準備をすること。

(キ) 非常持ち出し品の確認をすること。

(ク) 自動車による移動を自粛すること。

(ケ) 避難対象地区として市から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。

(コ) 食料品の買い出し等の外出は自粛すること。

(サ) 電話の使用は自粛すること。

(シ) その他市民が必要とする情報

ウ 市民への呼びかけ（要旨）

市長は、警戒宣言の発令により、次のとおり市民への呼びかけを実施します。

市民のみなさん、私は市長の〇〇です。
 先程、内閣総理大臣から大規模地震の警戒宣言が発令されました。
 市では、警戒本部を設置して交通規制や広報活動を開始しました。市民の皆さんには、次の点に注意し一人ひとりの冷静な行動をお願いします。
 第1は、ラジオやテレビの放送を聞いて正確な情報を得てください。
 デマや流言に迷わされないでください。そして、身の回りの安全を確かめてください。
 第2に地震で最も恐ろしいのは、火災による被害です。火の取扱に注意するとともに、使用を自粛してください。
 第3に当座の飲料水、食料、医薬品などの非常持ち出しを確かめてください。
 繰り返しお願いします。いろいろ、不安があろうかとも思いますが、市としても、情報が入り次第お知らせしますので、あわてずに冷静に行動してください。

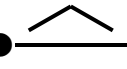
エ 放送機関への依頼

警戒宣言の内容等、必要な広報事項については、「災害時における災害広報活動の協力に関する協定」により、(株)湘南平塚コミュニティ放送及び湘南ケーブルネットワーク(株)に緊急放送を要請します。

オ 広報手段

防災行政用無線（広報無線）、広報車、自主防災組織等に設置の戸別受信機、大震法施行規則（昭和54年総理府令第38号）による防災信号等により行います。

<地震防災信号>

警 鐘	サイレン
(5点)	(約45秒)
●●●●● ●●●●●	●———  ———● V
	(約15秒)

備考1 警鐘又はサイレンは適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

(3) 事前避難対策

ア 崖崩れ対策等

土砂災害警戒区域等の住民等に対し、避難の勧告、指示を実施し、又は警戒区域の指定を行います。

(ア) 事前対策

市は、土砂災害警戒区域等の住民に対し、次の事項をあらかじめ周知し、事前避難体制の確保を図るものとします。

- a 地区の範囲
- b 想定される危険の範囲
- c 避難場所
- d 避難場所に至る避難路
- e 避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法
- f 対象地区の自主防災組織の役割（避難行動要支援者の避難誘導等）
- g その他必要と認められる事項

(イ) 避難勧告、避難指示（緊急）の実施

避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、原則として次の内容を明らかにして実施するものとします。

- a 避難を要する理由
- b 避難勧告、避難指示（緊急）の対象区域
- c 避難場所

- d 避難経路
- e その他注意事項
- (ウ) 避難措置の周知等

避難の勧告、指示を実施した場合は、次の措置を行うものとします。

 - a 防災行政用無線、広報車等による避難勧告、避難指示（緊急）の周知
 - b 県警戒本部、県警察への避難措置及び避難状況の報告
 - c 避難場所の開設、資機材等の確認
 - d 避難終了後、当該地区のパトロール
- (エ) 避難場所における措置

市は、避難場所を開設した場合は職員を派遣し、次の措置を行うものとします。

 - a 東海地震に関連する情報の周知
 - b 飲料水、食料、寝具等の供与
 - c その他避難生活に必要な措置
- イ 鉄道が運休した場合の措置

鉄道が運休し、駅周辺に多くの滞留者が予想される場合、市は一時滞在施設等への誘導を行います。
- (4) 消防対策

ア 消防機関は、警戒宣言が発令された場合、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、地震に伴う出火及び混乱防止のため、次の事項を重点に必要な措置を行います。

 - (ア) 地震に備えての消防部隊の編成強化
 - (イ) 東海地震に関連する情報等の収集と伝達体制の確立
 - (ウ) 資機材及び救急資機材の確保
 - (エ) 出火防止、初期消火等の広報の実施
 - (オ) 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
 - (カ) 危険物製造所、貯蔵施設等の対応措置の指示
 - (キ) その他必要な事項

イ 上記アに掲げる措置を行うため必要な職員の配備、動員等の活動計画は、消防本部が別に定めます。
- (5) 市が管理運営する施設、設備の措置

市が管理し、又は運営する施設について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき応急的保安措置は次のとおりとします。また、具体的措置は、各施設管理者が別に定めるものとします。

ア 不特定多数の者が出入りする施設の基本的措置

 - (ア) 警戒宣言等の伝達等

来庁者及び職員に対し非常放送及び庁内放送により、迅速にその内容を伝達します。
 - (イ) 来庁者の安全確保

必要に応じて来庁者に退避の指示を実施するとともに、安全な場所に誘導します。また、庁内残留者の把握に努めます。
 - (ウ) 施設、設備の点検

通信設備、電気設備、機械設備等の点検を直ちに実施し、発災に備えます。また、次の設備は、原則として使用を禁止します。

 - a エレベーター
 - b 冷暖房
 - c その他必要以外の電気、機械の運転
 - (エ) 設備、備品の転倒、落下防止
 - a 窓ガラス等の飛散防止及び落下防止措置の確認
 - b 備品等の転倒防止措置の確認
 - (オ) 出火防止措置

- a 火気の使用は極力避けるよう周知
- b ガス器具、火気使用場所の点検
- c 危険物施設等の点検及び必要な措置
- (カ) 受水槽等の貯水確認
受水槽等を確認し不足の場合は補給します。また飲料用として確保します。
- (キ) 消防用設備等の点検
防火設備、消防用設備等の点検を実施します。
- (ク) 発電設備の点検
停電に備え、自家発電設備の点検、整備を実施します。
- イ 地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- (ア) アの基本的措置のほか、警戒本部が設置される庁舎等の管理者が実施する措置
 - a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - b 無線通信機等通信手段の確保
 - c 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両の確保
 - d その他必要な措置
- (イ) 学校等の施設管理者が実施する措置
避難所、臨時救護所が開設される学校等の施設管理者は、市が行う避難所、臨時救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。
- ウ 道路、河川、漁港等
各管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管する施設等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中のものは工事の中断等の措置をとるものとします。
なお、緊急点検、巡視等の具体的実施方法及び体制については、別に定めるものとします。
- エ 工事中の建築物に対する措置
工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。
- (6) 県警察による警備対策
県警察は、警戒宣言が発せられた場合、県民の危惧、不安等に起因する混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとします。
- ア 情報の収集・伝達
警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、社会的混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。
 - (ア) 県、市町村が行う警戒宣言の伝達への協力
 - (イ) 各種情報の収集・伝達
 - (ウ) 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡
 - (エ) 住民等への情報伝達活動
- イ 広報
社会的混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。
 - (ア) 警戒宣言に関する正確な情報
 - (イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況
 - (ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
 - (エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
 - (オ) 不法事案を防止するための正確な情報
 - (カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報
- ウ 社会秩序維持
東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並

びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- (ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- (イ) 社会的混乱等に乗じた窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (オ) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導

(7) 道路交通対策

市及び県は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行者等の自粛を要請します。

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のため実施する緊急輸送の円滑を確保するため、県警察は次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施します。

ア 交通規制措置

(ア) 基本方針

- a 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制します。
- b 強化地域への一般車両の流入は、極力制限します。
- c 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限はしません。
- d 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- e 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（一般国道である国道271号の小田原から平塚間を含む。以下「高速自動車国道等」という。）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。

(イ) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

- a 交通を規制する区域の設定
強化地域においては、一般車両の道路における通行を禁止し、又は制限します。
- b 緊急交通路の確保
緊急交通路として指定する規定のある道路の中から、交通の状況に応じて確保します。

イ 運転者のとるべき措置

(ア) 走行中の車両は、次の要領により行動します。

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動します。
- b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックをしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないようにします。
- c 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとることとします。

- (イ) 避難のために車両を使用しない。
- (8) 緊急輸送対策
 - ア 緊急輸送の実施
 - (ア) 市及び防災関係機関は警戒宣言が発せられた場合、応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員及び物資等の緊急輸送を実施します。
 - a 地震防災応急対策要員
 - b 食料、医薬品、防災資機材等
 - c その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材
 - (イ) 緊急輸送の実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう関係機関と連携協力するものとします。
 - イ 緊急輸送道路等の確保
 - 緊急輸送を実施するため、市は道路管理者と協力して、あらかじめ指定した緊急輸送道路の確保を行うものとします。

なお、平塚市における緊急輸送のための道路は、資料編の「市指定緊急輸送道路補完道路」のとおりとします。
 - ウ 緊急輸送車両の確保
 - 市及び防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて輸送用車両の確保を図るものとします。この場合、車両の確保が困難なときには、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼するものとします。
 - エ 緊急車両
 - (ア) 緊急通行（輸送）車両（確認対象車両）
 - 緊急通行（輸送）車両は、大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。
 - a 東海地震予知情報の伝達及び避難勧告、避難指示（緊急）
 - b 消防、水防その他応急措置
 - c 応急救護を要すると認められる者の救護その他の保護
 - d 施設及び設備の整備並びに点検
 - e 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
 - f 緊急輸送の確保
 - g 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
 - h その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
 - (イ) 緊急通行（輸送）車両に準ずる車両
 - (ア)の緊急通行（輸送）車両のほか、特に緊急を要する次の車両は、緊急通行（輸送）車両に準ずる車両とします。
 - a 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 207 号）第 13 条に規定する緊急自動車
 - b 道路交通法施行令第 14 条の 2 に規定する道路交通維持作業用自動車
 - c 医療行政及び感染症防疫のための車両
 - d 報道機関の緊急取材のための車両
 - e その他特に緊急を必要とする車両
 - (a) 物の集配及び電報配達のための車両
 - (b) 金融機関の現金輸送のための車両
 - (c) 新聞輸送のための車両
 - (d) 物処理及び清掃のための車両
 - (e) 道路交通法施行令第 26 条の 3 に規定する通学、通園バス
 - (ウ) 緊急通行（輸送）車両の確認手続
 - 緊急通行（輸送）車両の確認申請は、県公安委員会（県警本部）に対して行います。

あらかじめ緊急通行（輸送）車両の確認申請を行う場合は、必要事項の届出を県公安委員会（県警本部）にし、事前届出済証の交付及び確認証明書の事前の交付を受けるものとします。

(9) 鉄道等の公共輸送対策

ア 鉄道運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

- (ア) 強化地域内への進入を禁止します。
- (イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行可能とします。
- (ウ) 強化地域外においては、安全確認の上、極力運行の継続を確保します。
- (エ) 警戒宣言が解除されたときは必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

イ 列車運行措置

(ア) 東日本旅客鉄道(株)（横浜支社）

強化地域における措置は以下のとおりです。

- a 列車の運行を中止します。
- b 運行中の列車は最寄り駅、又は駅付近の安全な場所に停止させます。
- c あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次駅まで列車の運転継続を指令します。
- d 停車場外に抑止した停車列車の収容方を指令します。

強化地域外における措置

- a 強化地域外で震度5弱以上が予想される地域
 - (a) 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。
 - (b) あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。
 - (c) 近接する区間において運転を中止します。
 - ① 東海道線……………茅ヶ崎～藤沢駅間
 - ② 相模線……………厚木～橋本駅間
 - ③ 中央線……………上野原～高尾駅間

b 強化地域外でaを除く地域

- (a) 原則として運転規制を行わないものとします。

(イ) 東海旅客鉄道(株)（東海道新幹線）

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車します。
- c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続します。この場合、強化地域内については安全な速度で運転します。

(ウ) 例外措置

東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域内への進入を禁止します。

ウ 旅客に係る措置

(ア) 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつ旋、市が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要

な対応をとるものとします。また、不要不急の旅行等を控えるよう要請します。

(イ) 東日本旅客鉄道㈱（横浜支社）

- a 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回の勧め及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行います。
- b 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内を待機場所とします。
- c 待機等が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、市が定める広域避難場所等へ避難するよう案内します。
- d 旅客等に急病人等が発生したときは、周辺の指定医療機関に収容することとし、その体制を確立しておきます。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急処置が可能な体制を整えておきます。
- e 駅施設内及び列車等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況等を勘案の上関係社員を適宜配備し、また必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努めます。

(ウ) 東海旅客鉄道㈱

- a 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた方法及び内容により列車の運行状況について案内します。
- b 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとります。
- c 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努めます。
- d 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させないようにします。

エ 路線バス

(ア) 基本方針

- a 強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を各社地震防災応急計画の定めるところに従い、中止します。
- b 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。
 - (a) 警戒宣言が発せられたときは、減速走行の措置をとります。
 - (b) 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。
 - (c) 危険箇所等を通る路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとります。
 - (d) 警戒宣言が発令された翌日以降についても、前項(a)～(b)を踏まえ、原則的には運行を持続しますが、交通状況の変化に応じて運行中止等適切な措置をとります。

(10) 児童等の保護対策

ア 市立学校の対応

警戒宣言が発令された場合には、市立学校は教育活動を直ちに打ち切り、児童等を安全な場所に集め、原則、保護者による引き取りを実施し帰宅させるなど、「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）」等に基づき、児童等の安全に十分配慮するよう、次の措置を行います。

- (ア) 学校（園）長は、学校災害対策本部設置の準備を開始（警戒本部を設置）し、東海地震予知情報の他、必要な情報の把握に努め、的確な指揮にあたります。

- (イ) 児童等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、市立学校で児童等を保護し、安全が確認された後に、保護者による引き取りを実施します。
ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が引き取りに来るまでは、市立学校で児童等を保護します。
- (ウ) 学校（園）長は、市教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。
- (エ) 学校施設の保安措置をとります。
- (オ) 初期消火及び救護・搬出活動等の防災活動体制を整えます。
- イ 教職員の対処、指導基準
 - (ア) 警戒宣言が発せられた場合、児童等を教室等安全な場所に集めます。
 - (イ) 児童等の避難誘導に当たっては、氏名、人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
 - (ウ) 学級担任等は、学級名簿を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難誘導させます。
 - (エ) 障がいのある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮します。
 - (オ) 児童等の保護者による引き取りについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。
 - (カ) 交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童等については、氏名、人員等を確実に把握し、市立学校が引き続き保護します。
 - (キ) 児童等の安全を確保したのち、学校（園）長の指示により防災活動にあたります。
- ウ 登下校時、在宅時の措置
 - (ア) 登校時に警戒宣言が発せられた場合は、そのまま通学路を登校し、下校時の場合は速やかに帰宅することを原則とするよう指導します。
 - (イ) 在宅時は、登校しないよう指導します。
- (11) 医療救護対策及び医療機関、福祉施設の対策
 - ア 医療救護対策

市は、警戒宣言が発せられたときは、臨時救護所の開設準備を行い、神奈川県医師会救護隊平塚支部等に対し、救護活動の応援体制の要請を行うとともに、医療救護活動に必要な医薬品、医療器材について「医薬品等の調達に関する協定」に基づき、救急調達のために協力を要請し、在庫量の確認や配送手段の確保を行います。
 - イ 医療機関の対策

医療機関は警戒宣言が発せられたときは次の措置を取り、被害防止を図るとともに医療機能の維持に努めます。

 - (ア) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対し警戒宣言発令の周知徹底を図るものとします。
 - (イ) 医療機関の措置
 - a 医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。
 - b 入院患者の安全確保措置を行います。
 - c 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じ、手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するものとします。
 - d 外来診療については、救急患者を除き原則として中止するものとします。
 - (ウ) 発災後への準備

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等を確保します。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

ウ 福祉施設の対策

福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、入（来）所者の生命・身体の安全確保に万全を期するため、次の措置を行います。

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) 落下物等の防止措置
- (ウ) 飲料水・食料の確保
- (エ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保

(12) 不特定多数が出入りする施設の対策

ア 警戒宣言発令時の対応

(ア) デパート等の対応

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、概ね次のとおりとします。なお、食料品、日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるため、できるだけ営業の継続に努めます。

a デパート

デパートごとにあらかじめ定められた方針により、耐震性が確保されている場合には営業を継続できるものとします。

b スーパーマーケット

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、閉店を判断します。

なお、原則としては次のとおりとします。

- (a) 強化地域内については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続することができるものとします。
- (b) 強化地域外については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続します。

c 小規模小売店

強化地域内外では、対応が異なるので、それぞれ地域特性に応じ自らの安全措置を進め、生活必需品の緊急の要請に応える措置をとります。

- (a) 強化地域内で避難対象地区以外に立地する食料等生活必需品などを扱う小規模小売店で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。
- (b) 強化地域外については、原則として営業を継続します。

(イ) 野球場、映画館等興行者の対応

警戒宣言発令時における競輪場、野球場及び映画館等興行施設の措置は、基本的には各事業者等が定める地震防災応急計画（地震防災規定を含む）によりますが、概ね次のとおりです。

- a 警戒宣言発令が、開催日前又は開催日であっても開催前である場合は、原則として興行を中止します。
- b 警戒宣言発令が、開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止します。

イ 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

- (ア) 情報の収集
- (イ) 利用者等への情報伝達
- (ウ) 退避誘導の確保
 - a 非常出口、退避方向の指示
 - b 顧客の整理、誘導
 - c 退避場所及び経路の指示

(エ) 施設の点検

- a 火気使用器具の使用停止
- b ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
- c 高圧ガス容器、燃料タンクの固定確認
- d 消防用設備等の点検、作動確認
- e 受水槽の確認、給水
- f 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
- g 非常持出品の準備
- h その他必要な措置

(13) 生活関連施設対策

ア 電話（通信）の確保

電話通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、電話（通信）の確保を図るため地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電話（通信）の疎通措置など必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

イ 電力施設の確保

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、非常災害対策本部・支部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

ウ ガス施設安全等の確保

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合、ガス工作物等の巡視・点検及び検査、工事等の中断、資機材等の確保及び整備、安全広報を実施します。

エ 下水道施設の確保

県及び市は、被害を最小限とするために、下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

(14) 金融機関の措置

ア 民間金融機関に係る措置

(ア) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

a 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずるなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

b 輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

c 通貨および金融の調節

日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行います。

(イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

a 決済システムの安定的な運行に係る措置

日本銀行横浜支店は、災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施します。また、必要に応じ、関連す

る決済システムの運営者等に対し、参加者の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請します。

b 資金の貸付け

日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行います。

(ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。

日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行います。

(エ) 金融機関による金融措置の実施に係る要請

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

a 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

b 預金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻に応ずること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

c 手形交換、休日営業等に関する措置

災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

d 損傷した紙幣や貨幣に関する措置

損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

e 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) 各種措置に関する広報

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、上記災害応急対策について、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(15) 事業所等の措置

ア 警戒宣言が発せられたときの事業所の対応

(ア) 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立します。

(イ) テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速・正確に伝達します。

(ウ) 地震防災応急計画又は消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置をとります。

a 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止します。

b 建物の防火上、又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。

c 薬品類、危険物などの流出・漏えい防止を行います。

d 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止を行います。

(エ) 火気使用店舗は、原則として営業を自粛します。

(オ) 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。

(カ) その他必要と思われる措置を講じます。

イ 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上、時差退社させます。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では、鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

(16) 発災に備えた食料、飲料水、生活物資、その他資機材等の確保

発災に備えた食料、飲料水、生活物資、その他資機材等の確保、調達の準備を行います。

ア 備蓄品の確認

発災に備え、備蓄食料の確認及び資機材の準備、点検を実施します。

イ 食料、生活物資等の確保

食料部及び総務部は「応急物資及びの調達に関する協定」を締結している関係団体と連絡をとり、食料及び生活物資の調達について協力を要請し、現在の保有数及び調達体制を確認するとともに、物資等供給のための要員及び運搬手段等を確保するものとします。

ウ 物価高騰の防止等のための要請

食料など生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、県と連携し必要な要請・指導等を行います。

エ 飲料水等の確保

非常用貯水タンク及び耐震性プール等の管理者は、発災後の給水に備え、速やかに使用できる体制を整えるとともに、給水部及び避難部は応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を総務部総務班に要請し、確保するものとします。

【関係資料】

1-7 平塚市地震災害警戒本部条例

1-8 平塚市地震災害警戒本部要綱

1-8① 平塚市地震災害警戒本部組織（別表第1）

1-8② 平塚市地震災害警戒本部分担業務（別表第2）

1-8③ 平塚市地震災害警戒本部員〈部内職員〉（別表第3）

1-8④ 平塚市地震災害警戒本部配備体制（別表第4）

- 1－9 平塚市地震災害警戒本部員名簿
- 2－4 配備人員報告書
- 5－7 平塚警察署警備対策
- 10—1 警戒宣言（例文）
- 10—2 東海地震に関連する情報

[南海トラフ地震]

第 7 章

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に本市が指定されていることから、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

2 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務

本市の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、第1章第6節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務」を準用します。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保については、第3章第8節「飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。

また、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合には、県に対して供給の要請を行います。

(2) 人員の応援要請

人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請します。

(3) 防災関係機関による災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、平塚市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

2 他機関に対する応援要請

災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している協定は、「協定内容一覧表」のとおりです。

また、必要があるときは、各協定に基づき、応援を要請します。

3 帰宅困難者への対応

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策に努めます。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者用一時滞在施設を施設管理者と連携して開設し、帰宅困難者への対応を行います。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

水門管理など津波からの防護については、第4章第6節「4 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報発表時対策」を準用します。

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等津波に関する情報の受理伝達については、第4章第6節「3 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報の受理伝達」を準用します。

3 避難指示（緊急）の発令基準

地域住民に対する避難指示（緊急）の発令基準は、第4章第6節「4 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報発表時対策」を準用します。

4 避難対策等

(1) 避難指示（緊急）の対象地域

地震発生時において津波による避難指示（緊急）の対象となる地域は、第4章第6節「4 大津波警報、津波警報、注意報、津波情報発表時対策」を準用します。

また、対象となる地域住民等への周知に努めます。

(2) 自主防災組織及び自衛消防組織の措置

自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示（緊急）があったときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとします。

(3) 要配慮者等への対策

ア あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。

イ 津波の発生のおそれにより、避難指示（緊急）を発令したときは、避難支援等関係者や自主防災組織等が協力して、避難行動要支援者の避難を行います。

(4) 外国人への対応

外国人に対しては、多言語による情報提供に努めます。

(5) 避難所における救護上の留意事項

ア 避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりです。

(ア) 避難所での受入れ

(イ) 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給

(ウ) その他必要な措置

イ アに掲げる救護に必要な物資等の供給については、第4章第9節「飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。

(6) 防災意識の普及啓発

居住者等が津波からの的確な避難を行うことができるよう津波ハザードマップを活用した訓練等によって防災意識の啓発を行います。

5 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項について必要な措置を行います。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 津波到達予想時間等を考慮した職員等の安全確保

6 水道、電気、ガス、通信

(1) 水道

県は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施します。

(2) 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、感電事故並びに漏電等による出火の防止に関する広報を実施します。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施します。

(4) 通信

通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等を行います。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段を普及します。

7 交通

(1) 道路

県警察、道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容をあらかじめ計画します。

(2) 海上

第三管区海上保安本部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施します。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を行います。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 消防用設備の点検、整備

(カ) 非常用発電装置の整備、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校にあつては、次のとおりとします。

a 当該学校が、本市の定める避難対象区域にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される市庁舎本館において、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

(ア) 自家発電装置等非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 必要な資機材及び車両等の確保

イ 避難所が設置される学校等の管理者は(1)のア又は(1)のイの掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

第4節 防災訓練計画

1 防災訓練に関する事項

関係機関との連携強化や自主防災組織等地域住民の自助・共助による地域防災力の強化のために必要な訓練を実施します。

訓練の実施に関する事項は、第2章第4節「津波対策」及び第3章18節「防災訓練の実施」を準用します。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 地震防災上必要な教育及び広報

防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

(1) 市職員に対する教育

市職員に対する教育については、第3章第17節「防災知識の普及」及び第3章第18節「防災訓練の実施」を準用します。

(2) 住民等に対する教育

住民等に対する教育については、第3章第17節「防災知識の普及」及び第3章第18節「防災訓練の実施」を準用します。

(3) 相談体制の整備

住民等の地震対策の実施上の相談を受ける体制を整備します。